



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号) ……………	1597	◇川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(第15号) ……………	1606
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) ……………	1597	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第16号) ……………	1607
◇川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第3号) ……………	1598	◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第17号) ……………	1607
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第4号) ……………	1598	◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第18号) ……………	1611
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号) ……………	1598	◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第19号) ……………	1613
◇川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第6号) ……………	1600	◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第20号) ……………	1614
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第7号) ……………	1600	◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第21号) ……………	1616
◇川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(第8号) ……………	1601	◇川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第22号) ……………	1619
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第9号) ……………	1601	◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第23号) ……………	1621
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第10号) ……………	1602	◇川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第24号) ……………	1622
◇川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(第11号) ……………	1603	◇川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号) ……………	1623
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第12号) ……………	1604	◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号) ……………	1625
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第13号) ……………	1604	◇川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第27号) ……………	1626
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第14号) ……………	1605		

◇川崎市指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部を改正する条例（第28 号）……………	1629	（第39号）……………	1668
◇川崎市指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例 （第29号）……………	1635	◇川崎市市税条例の一部を改正する条 例（第40号）……………	1669
◇川崎市指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営の基準等に関する条例 等の一部を改正する条例（第30号）……………	1642	規 則	
◇川崎市指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例（第31号）……………	1644	◇川崎市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例施行規則の一部を改正する 規則（第13号）……………	1669
◇川崎市介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営の基準に関す る条例の一部を改正する条例（第32 号）……………	1647	◇川崎市公害防止等生活環境の保全に 関する条例施行規則の一部を改正す る規則（第14号）……………	1669
◇川崎市指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例（第33号）……………	1650	◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改 正する規則（第15号）……………	1673
◇川崎市介護医療院の人員、施設及び 設備並びに運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例（第34号）……………	1653	◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を 改正する規則（第16号）……………	1675
◇川崎市指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法の基準等 に関する条例の一部を改正する条例 （第35号）……………	1655	◇川崎市規則で定める申請書等の押印 及び署名の特例に関する規則（第17 号）……………	1675
◇川崎市指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法の基準等に関する条例の 一部を改正する条例（第36号）……………	1662	◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正 する規則（第18号）……………	1676
◇川崎市指定介護予防支援等の事業の 人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法の基準等に関する条例 の一部を改正する条例（第37号）……………	1665	◇川崎市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例施行規則の一部を改正する 規則（第19号）……………	1687
◇川崎市軽費老人ホームの設備及び運 営の基準に関する条例の一部を改正 する条例（第38号）……………	1667	◇川崎市職員の職名等に関する規則の 一部を改正する規則（第20号）……………	1687
◇新型コロナウイルス感染症の感染の 拡大を防止するための川崎市国民健 康保険に係る保険給付の臨時特例に 関する条例の一部を改正する条例		◇川崎市議会の議員その他非常勤の職 員の公務災害補償等に関する条例施 行規則等の一部を改正する規則（第 21号）……………	1687
		◇川崎市基金条例施行規則の一部を改 正する規則（第22号）……………	1688
		◇川崎市予算及び決算規則の一部を改 正する規則（第23号）……………	1688
		◇川崎市契約規則の一部を改正する規 則（第24号）……………	1688
		◇川崎市市税条例施行規則の一部を改 正する規則（第25号）……………	1690
		◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規 則の一部を改正する規則（第26号）……………	1692
		◇川崎市環境基本条例施行規則の一部 を改正する規則（第27号）……………	1692
		◇川崎市血液対策センター条例施行規 則の一部を改正する規則（第28号）……………	1692
		◇かわさき総合ケアセンター条例施行 規則を廃止する規則（第29号）……………	1693
		◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行 規則の一部を改正する規則（第30号）……………	1693

◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第31号)……………	1693	◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第125号)……………	1766
◇川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(第32号)……………	1693	◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第126号)……………	1766
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第33号)……………	1701	◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第127号)……………	1766
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第34号)……………	1701	◇自転車等の撤去と保管(第128号)……………	1766
◇川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則(第35号)……………	1708	◇特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定等の一部改正(第129号)……………	1766
◇川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則(第36号)……………	1708	◇振動規制法の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準等の一部改正(第130号)……………	1767
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則(第37号)……………	1708	◇生活騒音対策に関する指針の一部改正(第131号)……………	1767
◇川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則(第38号)……………	1708	◇環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正(第132号)……………	1767
◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第39号)……………	1708	◇道路区域の変更(第133号)……………	1767
◇川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(第40号)……………	1709	◇市道路線の認定(第134号)……………	1767
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第41号)……………	1723	◇道路区域の決定(第135号)……………	1768
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第42号)……………	1723	◇道路の供用開始(第136号)……………	1768
◇川崎市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則(第43号)……………	1727	◇市道路線の廃止(第137号)……………	1768
◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則(第44号)……………	1727	◇道路区域の変更(第138号)……………	1769
告 示		◇道路の供用開始(第139号)……………	1769
◇指定障害児通所支援事業者の指定(第112号)……………	1727	◇川崎市立日本民家園における入園料の収納事務の委託(第140号)……………	1769
◇自転車等の撤去と保管(第113号)……………	1728	◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第141号)……………	1769
◇道路区域の変更(第114号)……………	1728	◇川崎市生活文化会館の指定管理者の指定(第142号)……………	1771
◇道路の供用開始(第115号)……………	1728	◇石綿の含有の状況を分析する方法の廃止(第143号)……………	1771
◇道路区域の変更(第116号)……………	1728	◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第144号)……………	1771
◇道路の供用開始(第117号)……………	1729	◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第145号)……………	1771
◇地縁による団体の認可(第118号)……………	1729	◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第146号)……………	1772
◇公印の改刻(第119号)……………	1729	◇公印の廃止(第147号)……………	1772
◇公印の改刻(第120号)……………	1729	◇自転車等の撤去と保管(第148号)……………	1773
◇入札占用計画の認定(第121号)……………	1730	◇道路区域の変更(第149号)……………	1773
◇入札占用計画の認定(第122号)……………	1730	◇港湾施設の名称、位置、規模等(第150号)……………	1773
◇議決された予算の公表(第123号)……………	1730	◇かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定(第151号)……………	1774
◇行旅死亡人の告示(第124号)……………	1765	◇道路区域の変更(第152号)……………	1774

◇定期予防接種の実施 (第153号)……………	1774	◇条例環境影響評価書の公告 (第494号)……………	1842
◇定期予防接種の実施 (第154号)……………	1774	◇道路位置の指定 (第495号)……………	1843
◇定期予防接種の実施 (第155号)……………	1775	◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第496号)……………	1843
◇定期予防接種の実施 (第156号)……………	1775	◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第497号)……………	1844
◇定期予防接種の実施 (第157号)……………	1775	◇一般競争入札の執行 (第498号)……………	1844
◇定期予防接種の実施 (第158号)……………	1776	◇一般競争入札の執行 (第499号)……………	1845
◇定期予防接種の実施 (第159号)……………	1776	◇地域環境管理計画の変更 (第500号)……………	1854
◇定期予防接種の実施 (第160号)……………	1776	◇環境影響評価等技術指針の変更 (第 501号)……………	1854
◇定期予防接種の実施 (第161号)……………	1776	◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請 (第502号)……………	1855
◇定期予防接種の実施 (第162号)……………	1777	◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第503号)……………	1855
◇定期予防接種の実施 (第163号)……………	1777	◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第504号)……………	1855
◇予防接種の業務を行う医師 (第164 号)……………	1777	◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第505号)……………	1856
◇川崎市一般廃棄物処理実施計画 (第 165号)……………	1784	◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第506号)……………	1856
公 告		◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第507号)……………	1856
◇緑の保全地域の案の縦覧 (第467号)……………	1795	◇川崎都市計画道路事業の変更認可 (第508号)……………	1856
◇開発行為に関する工事の完了 (第468 号)……………	1797	◇川崎都市計画道路事業の図書の写し の縦覧 (第509号)……………	1857
◇一般競争入札の執行 (第469号)……………	1797	◇都市公園の供用開始 (第510号)……………	1857
◇一般競争入札の執行 (第470号)……………	1798	◇都市公園の区域の変更 (第511号)……………	1857
◇公募型プロポーザルの実施 (第471号)……………	1805	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第512号)……………	1857
◇災害危険区域の指定の変更 (第472号)……………	1806	◇道路位置の廃止 (第513号)……………	1858
◇農用地利用集積計画の制定 (第473号)……………	1807	公 告 (調 達)	
◇公募型プロポーザルの実施 (第474号)……………	1809	◇落札者等の公示 (第187号)……………	1858
◇一般競争入札の執行 (第475号)……………	1810	◇落札者等の公示 (第188号)……………	1859
◇応急入院指定病院の指定 (第476号)……………	1810	◇落札者等の公示 (第189号)……………	1859
◇一般競争入札の執行 (第477号)……………	1811	◇一般競争入札の執行 (第190号)……………	1859
◇条例環境影響評価準備書の公告 (第 478号)……………	1818	◇落札者等の公示 (第191号)……………	1861
◇公募型プロポーザルの実施 (第479号)……………	1818	◇落札者等の公示 (第192号)……………	1861
◇一般競争入札の執行 (第480号)……………	1819	◇一般競争入札の公告 (第193号)……………	1862
◇一般競争入札の執行 (第481号)……………	1821	◇一般競争入札の執行 (第194号)……………	1864
◇一般競争入札の執行 (第482号)……………	1823	◇一般競争入札の執行 (第195号)……………	1866
◇一般競争入札の執行 (第483号)……………	1824	◇一般競争入札の執行 (第196号)……………	1868
◇一般競争入札の執行 (第484号)……………	1826	◇一般競争入札の執行 (第197号)……………	1869
◇一般競争入札の執行 (第485号)……………	1827	◇一般競争入札の公告 (第198号)……………	1871
◇一般競争入札の執行 (第486号)……………	1829	税 公 告	
◇道路の指定 (第487号)……………	1831	◇納税通知書の公示送達 (第59号)……………	1875
◇一般競争入札の執行 (第488号)……………	1832	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第60	
◇かわさき新産業創造センターの指定 管理者の指定 (第489号)……………	1833		
◇地籍調査作業規程準則に基づく筆界 案の作成 (第490号)……………	1833		
◇都市再開発法に基づく事業計画の変 更の認可 (第491号)……………	1834		
◇特定生産緑地の指定 (第492号)……………	1834		
◇道路位置の廃止 (第493号)……………	1842		

号) ……………	1875	◇川崎市上下水道局委託業務監督規程	
◇差押解除通知書の公示送達(第61号) ……………	1875	の一部を改正する規程(第8号) ……………	1884
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第62号) ……………	1876	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第9号) ……………	1884
◇差押調書(謄本)の公示送達(第63号) ……………	1876	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第10号) ……………	1885
◇督促状の公示送達(第64号) ……………	1876	◇法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	1886
◇差押調書(謄本)の公示送達(第65号) ……………	1876	◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程(第12号) ……………	1887
◇差押調書(謄本)の公示送達(第66号) ……………	1876	◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程(第13号) ……………	1887
◇市税過誤納金等充当通知書の公示送達(第67号) ……………	1876	◇川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(第14号) ……………	1894
◇交付要求通知書の公示送達(第68号) ……………	1876	◇川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程の一部を改正する規程(第15号) ……………	1894
◇差押調書(謄本)の公示送達(第69号) ……………	1876	◇川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程(第16号) ……………	1894
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第70号) ……………	1877	◇川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第17号) ……………	1895
◇市税過誤納金等還付(充当)通知書の公示送達(第71号) ……………	1877	◇川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程(第18号) ……………	1895
◇差押調書(謄本)の公示送達(第72号) ……………	1877	◇川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程の一部を改正する規程(第19号) ……………	1906
◇差押調書(謄本)の公示送達(第73号) ……………	1877	◇川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程(第20号) ……………	1906
◇差押書の公示送達(第74号) ……………	1877	◇川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程(第21号) ……………	1907
訓 令		◇川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程(第22号) ……………	1907
◇川崎市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程(第1号) ……………	1877	◇川崎市上下水道事業管理者職務代理規程の一部を改正する規程(第23号) ……………	1907
◇川崎市事務決裁規程等の一部を改正する訓令(第2号) ……………	1878	◇川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程(第24号) ……………	1907
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第3号) ……………	1878	◇川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程(第25号) ……………	1908
上下水道局規程		◇川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程(第26号) ……………	1908
◇川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	1882		
◇川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正する規程(第2号) ……………	1882		
◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程(第3号) ……………	1882		
◇川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1884		
◇川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	1884		
◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1884		
◇川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	1884		

◇川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程(第27号) ……………	1908	◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	1931
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程(第28号) ……………	1908	◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	1931
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第29号) ……………	1910	◇川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第9号) ……………	1935
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第30号) ……………	1910	◇川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程(第10号) ……………	1935
◇川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部を改正する規程(第31号) ……………	1914	◇川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	1936
◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第32号) ……………	1914	◇川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程(第12号) ……………	1936
◇川崎市上下水道局公舎管理規程の一部を改正する規程(第33号) ……………	1914	◇川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第13号) ……………	1938
上下水道局告示		◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第14号) ……………	1938
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第14号) ……………	1918	◇労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程(第15号) ……………	1938
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第15号) ……………	1919	◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第16号) ……………	1943
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第16号) ……………	1919	◇川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程(第17号) ……………	1949
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第17号) ……………	1920	◇川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する規程(第18号) ……………	1952
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第18号) ……………	1920	◇川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程(第19号) ……………	1955
◇川崎市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧(第19号) ……………	1921	◇川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程(第20号) ……………	1958
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第20号) ……………	1921	◇川崎市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程(第21号) ……………	1958
上下水道局公告		◇川崎市交通局 I C カード取扱規程の一部を改正する規程(第22号) ……………	1958
◇一般競争入札の執行(第20号) ……………	1921	◇川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程(第23号) ……………	1958
◇一般競争入札の執行(第21号) ……………	1922		
上下水道局公告(調達)			
◇落札者等の公示(第15号) ……………	1928		
交通局規程			
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第3号) ……………	1928		
◇川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1928		
◇川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	1929		
◇川崎市交通局公用文に関する規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1930		

◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程(第24号) ……………	1961	◇川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1986
◇川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程(第25号) ……………	1967	◇川崎市病院局規程で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規程(第5号) ……………	1987
◇川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程(第26号) ……………	1967	◇川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1987
◇川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程(第27号) ……………	1967	病院局公告(調達)	
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第28号) ……………	1969	◇落札者等の公示(第7号) ……………	1987
◇川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程(第29号) ……………	1972	消防局訓令	
交通局告示		◇川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令(第4号) ……………	1988
◇公印の廃止(第1号) ……………	1973	◇川崎市防火管理等に関する規程の一部を改正する訓令(第5号) ……………	1989
◇公印の新調(第2号) ……………	1973	◇川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令(第6号) ……………	1989
◇公金徴収業務の委託(第3号) ……………	1973	◇川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令(第7号) ……………	1990
◇公金徴収業務の委託(第4号) ……………	1973	◇川崎市火薬類取締法事務処理要綱の一部を改正する訓令(第8号) ……………	1990
◇公金徴収業務の委託(第5号) ……………	1973	◇川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令(第9号) ……………	1990
◇公金徴収業務の委託(第6号) ……………	1974	◇川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令(第10号) ……………	1991
◇公金徴収業務の委託(第7号) ……………	1974	◇川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第11号) ……………	1991
◇公金徴収業務の委託(第8号) ……………	1974	◇川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令(第12号) ……………	1991
◇公金徴収業務の委託(第9号) ……………	1974	◇川崎市消防職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令(第13号) ……………	1991
◇公金徴収業務の委託(第10号) ……………	1974	◇川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を改正する訓令(第14号) ……………	1991
交通局公告		◇消防職員及び主要機械の配置基準(第15号) ……………	1992
◇一般競争入札の執行(第56号) ……………	1975	◇川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令(第16号) ……………	2006
交通局公告(調達)		◇川崎市消防吏員服制等に関する規程の一部を改正する訓令(第17号) ……………	2006
◇落札者等の公示(第7号) ……………	1976	教育委員会規則	
◇一般競争入札の公告(第8号) ……………	1976	◇川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則(第1号) ……………	2011
◇一般競争入札の公告(第9号) ……………	1978	◇川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則(第2号) ……………	2011
交通局訓令			
◇川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令(第1号) ……………	1980		
◇川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令(第2号) ……………	1980		
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令(第3号) ……………	1981		
◇川崎市交通局企業職員研修規程の一部を改正する訓令(第4号) ……………	1985		
病院局規程			
◇川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	1985		
◇川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程(第2号) ……………	1985		
◇川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程(第3号) ……………	1986		

◇川崎市立図書館規則の一部を改正する規則(第3号) 2011

◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(第4号) 2011

◇川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(第5号) 2012

◇川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則(第6号) 2012

◇川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則(第7号) 2012

◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(第8号) 2026

教育委員会告示

◇教育委員会臨時会の招集(第7号) 2026

◇教育委員会定例会の招集(第8号) 2026

教育委員会訓令

◇川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令(第1号) 2026

教育長訓令

◇川崎市教員宿舍管理規程の一部を改正する訓令(第1号) 2028

監査訓令

◇川崎市監査事務局規程の一部を改正する訓令(第1号) 2028

人事委員会規則

◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第2号) 2029

◇川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(第3号) 2030

◇川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(第4号) 2030

◇川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(第5号) 2031

◇川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(第6号) 2031

人事委員会告示

◇職員団体の登録(第1号) 2031

職員共済組合規程

◇川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程(第3号) 2031

職員共済組合告示

◇川崎市職員共済組合定款の一部変更(第1号) 2032

職員共済組合公告

◇令和3年度事業計画及び予算(第2号) 2032

◇任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額(第3号) 2077

市議会告示

◇川崎市議会公印規程の一部改正(第1号) 2077

区告示

◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第1号) 2079

◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第2号) 2079

区公告

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第34号) 2079

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第35号) 2079

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第36号) 2079

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第37号) 2079

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第38号) 2080

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第39号) 2080

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第40号) 2080

◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(川崎区第41号) 2080

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第42号) 2080

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第43号) 2081

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第12号) 2081

◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(幸区第13号) 2081

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第19号) 2081

◇国民健康保険料に係る滞納処分書類の公示送達(中原区第20号) 2081

◇介護保険料に係る滞納処分書類の公示送達(中原区第21号) 2081

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第24号) 2082

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第25号) 2082
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第26号) 2082
 - ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(宮前区第14号) 2082
 - ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第15号) 2082
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第16号) 2082
 - ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第16号) 2083
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第17号) 2083
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第16号) 2083
 - ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(麻生区第17号) 2083
 - ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第18号) 2083
- 辞 令**
- ◇3月30日付け 2084

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市政策評価審査委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	2年
--------------------	--	------	---------------------	----

別表第1川崎市福祉有償運送運営協議会の項の次に次の1項を加える。

川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会	高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日まで
-----------------------------------	--	------	----------------------	----------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の20の項中「予防接種法」の次に「又は新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「409人」を「438人」に改め、同号イ中「7,127人」を「7,116人」に改め、同条第8号中「1,424人」を「1,433人」に改める。

(川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員定数条例(平成16年川崎市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,389人」を「1,428人」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第4号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。
----------	---------------------------

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第197号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円

第2条第197号イ(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(ア)b中「300平方メー

トル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)bを同号イ(ア)cとし、同号イ(ア)aの次に次のように加える。

b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円

第2条第248号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に、「第11条の4第1項第5号」を「第11条の3第1項第5号」に改め、同条第264号ア(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)b(b)を同号ア(イ)b(c)とし、同号ア(イ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第2条第264号ア(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)c(b)を同号ア(イ)c(c)とし、同号ア(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第2条第264号イ(イ)b(a)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)b(a)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)b(a)iiを同号イ(イ)b(a)iiiとし、同号イ(イ)b(a)iの次に次のように加える。

ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円

第2条第264号イ(イ)c(a)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)c(a)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(a)iiを同号イ(イ)c(a)iiiとし、同号イ(イ)c(a)iの次に次のように加える。

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円

第2条第264号イ(イ)c(b)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)c(b)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(b)iiを同号イ(イ)c(b)iiiとし、同号イ(イ)c(b)iの次に次のように加える。

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 120,000円

第2条第268号ア(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)bを同号ア(ア)cとし、同号ア(ア)aの次に次のよ

うに加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
第2条第268号ア(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)bを同号ア(イ)cとし、同号ア(イ)aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
第2条第268号ア(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ)bを同号ア(ウ)cとし、同号ア(ウ)aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
第2条第268号イ(ア)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ア)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)a(b)を同号イ(ア)a(c)とし、同号イ(ア)a(a)の次に次のように加える。

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
第2条第268号イ(ア)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ア)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)b(b)を同号イ(ア)b(c)とし、同号イ(ア)b(a)の次に次のように加える。

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
第2条第268号イ(ア)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ア)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)c(b)を同号イ(ア)c(c)とし、同号イ(ア)c(a)の次に次のように加える。

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
第2条第270号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)b(b)を同号ア(イ)b(c)とし、同号ア(イ)b(a)の次に次のように

加える。

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
第2条第270号ア(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)c(b)を同号ア(イ)c(c)とし、同号ア(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
第2条第270号イ(イ)b(a)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)b(a)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)b(a)iiを同号イ(イ)b(a)iiiとし、同号イ(イ)b(a)iの次に次のように加える。

ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円
第2条第270号イ(イ)c(a)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)c(a)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(a)iiを同号イ(イ)c(a)iiiとし、同号イ(イ)c(a)iの次に次のように加える。

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
第2条第270号イ(イ)c(b)中viをviiとし、iiiからvまでをivからviまでとし、同号イ(イ)c(b)ii中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(b)iiを同号イ(イ)c(b)iiiとし、同号イ(イ)c(b)iの次に次のように加える。

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
第2条第271号中「第30条第2項後段」を「第35条第2項後段」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第272号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第273号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項後段」を「第35条第2項後段」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第274号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号イ中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第248号の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第6号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項、第5条第2項及び第9条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第18条第3項中「第52条第4項」の次に「、第5項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改め、同条第5項中「公告し、又は」を削り、「利用」の次に「その他の規則で定める方法」を、「書類」の次に「(同項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第2号において「特定申出添付書類」という。)」を加え、「1月間」を「2週間」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 特定申出添付書類に記載された事項
第3条に次の1項を加える。

6 前項の規定による公表は、第1項の申出をした特定非営利活動法人が、指定特定非営利活動法人となった日までの間、又は市長が定める日までの間、行うものとする。

第4条第1項第4号中「これ」を「当該書類（ア、イ（前条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又はウ（第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。））に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改める。

第10条中第8項を第9項とし、同条第7項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項第1号、第2号（第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又は第3号（第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類を閲覧させるときは、前項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第11条第1項中「書類」の次に「(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第12条第1項中「これ」を「当該書類（第1号、第2号（第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又は第3号（第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。））に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改める。

第13条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

第14条第3項中「第10条第6項」の次に「及び第7項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第17条第2項第2号中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
(縦覧等に関する経過措置)
- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第6項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の申出があった場合について適用し、施行日前に改正前の条例第3条第1項の申出があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

- 3 新条例第11条第1項の規定は、新条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人（以下この項において「指定特定非営利活動法人」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第8号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「環境施策」を「地球温暖化対策をはじめとする環境施策」に改める。

第11条の見出しを「(環境行政・温暖化対策推進総合調整会議)」に改め、同条第1項中「川崎市環境調整会議」を「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に改め、同条第2項中「副市長及び環境施策にかかわる市の関係局長」を「市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する

条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「解体等作業」を「解体等工事」に改める。

第2条第9号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第63条第1項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第6章第8節の節名を次のように改める。

第8節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止

第67条の2の見出しを「(解体等工事に係る調査の結果の届出)」に改め、同条第1項を次のように改める。

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第4項の規定による調査(以下「解体等工事に係る調査」という。)の結果、建築物等に同法第2条第11項に規定する特定建築材料(以下「特定建築材料」という。)の使用が確認されたときは、同条第12項に規定する特定工事(以下「特定工事」という。)(規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。)を施工し

ようとする事業者は、同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)の開始の日の14日前までに、解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

第67条の2第2項及び第3項を削り、同条第4項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に、「特定排出等工事」を「特定工事」に、「第1項の規定による調査」を「解体等工事に係る調査」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条の3第1項を削り、同条第2項中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同項を同条とする。

第67条の4を次のように改める。

第67条の4 削除

第67条の5第1項中「石綿排出等作業(特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。)」を「特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの(以下この条において「石綿排出等作業」という。)」に改め、同項第2号中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同項第4号中「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に改める。

第67条の6第1項中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「しようとする」を「要する特定工事を施工しようとする」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第2項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第67条の7中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第67条の8を次のように改める。

第67条の8 削除

第67条の9の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第67条の2第3項」を「第67条の2第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を削り、第5号を第2号とし、同項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「、石綿排出等作業」を「、その届出に係る特定粉じん排出等作業」に、「作業実施基準」を「大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準」に、「係る石綿排出等作業」を「係る特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同

条第4項を削る。

第67条の10の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

第67条の2を次のように改める。

第67条の2 削除

第67条の3中「特定工事を施工しようとする」を「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第12項に規定する特定工事(以下「特定工事」という。)(規則で定めるものに限る。)を施工しようとする」に改め、「特定粉じん排出等作業」を「同条第11項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)」に改める。

第67条の5第1項第4号中「おける」の次に「大気汚染防止法第2条第11項に規定する」を加える。

第67条の9第1項第1号中「第67条の2第1項、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第9号及び第63条第1項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例第67条の2から第67条の10までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事(第1条の規定による改正前の条例第67条の2第3項又は第4項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの(以下「届出がされた未着手の工事」という。))を除く。)について適用し、同日前に着手した建設工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については、なお従前の例による。

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第10号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

川崎市旅館業法施行条例(平成15年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第5項中「に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水」を「は、飲料水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置によ

り供給される水(以下「水道水」という。))その他飲用に適する水をいう。以下同じ。))に改め、同表第8項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「水道水」を「飲料水」に改め、同項第3号中「ろ過器を使用」を「ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。))を使用」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第5号ただし書中「ろ過器を」を「ろ過器等を」に、「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。))を「ろ過器等及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。))」に、「ろ過器等の」を「ろ過器等及び循環配管内の」に改め、同項第6号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム」に改め、同号ただし書中「、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合」を削り、同項中第18号を第20号とし、同項第17号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、「遊離残留塩素濃度」の次に「及びモノクロラミン濃度」を加え、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同項第13号中「洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。))」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、「気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「及び」という。))」を削り、同号を同項第14号とし、同項第11号中「集毛器」の次に「(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。))」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、同項第9号中「原湯を貯留する」を削り、「(以下「貯湯槽」という。))」を「(原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。))」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。
- (9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第1第9項中「第7号」を「第8号」に、「第9号」を「第11号」に、「第15号」を「第17号」に改める。
別表第2第7項第8号中「ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽」を「循環式浴槽（温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。

別表第2第7項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けている施設又は現に同項の規定による許可の申請がされている施設が改正後の条例別表第2第7項第11号及び第13号に掲げる基準に適合しないときは、当該施設については、増築、改築、大規模の修繕等により当該施設の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第11号

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

川崎市公衆浴場法施行条例（平成24年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第6号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条に次の7号を加える。

(8) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。

(9) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。

(10) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

(11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(12) 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。

(13) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

(14) 循環式浴槽 温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

第4条第4項ただし書中「第7号」を「第8号」に、「第11号」を「第13号」に、「第14号」を「第16号」に、「第16号」を「第18号」に改める。

別表第1第1項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「水道水」を「飲料水」に改め、同項第3号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第5号ただし書中「ろ過器を」を「ろ過器等を」に、「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）」を「ろ過器等及び循環配管」に改め、「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、同項第6号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム」に改め、同号ただし書中「原湯若しくは原水の水素イオン濃度がよくこの基準を適用することが不適切な場合」を削り、同項中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、同項第18号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「遊離残留塩素の検査記録は、検査」を「遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査及び測定」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第17号を第19号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第13号中「洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「調節箱」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、「気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「及び」という。）」を削り、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「原湯を貯留する」及び「（以下「貯湯槽」という。）」を削り、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。

(9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第1第2項第11号中「ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽」を「循環式浴槽」に改め、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。

別表第1第2項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とすること。

別表第2第1項第5号中「第8号」を「第9号」に、「第10号」を「第12号」に、「第15号」を「第17号」に、「第20号」を「第22号」に改め、同表第2項第9号中「第15号」を「第17号」に改める。

別表第3第3項中「第7号」を「第8号」に、「第11号」を「第13号」に、「第14号」を「第16号」に、「第16号」を「第18号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が改正後の条例別表第1第2項第14号及び第16号に掲げる基準に適合しないときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第12号

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

特別養護老人ホーム	川崎市特別養護老人ホームこだなか	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号

を

特別養護老人ホーム	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号
-----------	--------------------	-------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第13号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第32条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者には当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者には当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2項中「38万円」を「48万円」に、「第7項」

を「第6項」に改める。

附則第4項中「所得税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第14号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例(平成12年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「34,950円」を「37,890円」に改め、同項第3号中「45,435円」を「49,257円」に改め、同項第4号中「52,425円」を「56,835円」に改め、同項第5号中「62,910円」を「68,202円」に改め、同項第6号中「69,900円」を「75,780円」に改め、同項第7号中「80,385円」を「87,147円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「87,375円」を「94,725円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「104,850円」を「113,670円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「111,840円」を「125,037円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「118,830円」を「132,615円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「132,810円」を「151,560円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「146,790円」を「166,716円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同項第14号中「160,770円」を「212,184円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 181,872円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円

未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 197,028円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第8条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「20,970円」を「22,734円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「27,960円」を「30,312円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「48,930円」を「53,046円」に改める。

第12条第4項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改める。

附則第43項を附則第46項とし、附則第42項の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、」と、「する。以下同じ。)をいい」とあるのは「し」とする。

44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものと

する。

45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第15号

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第32条第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第5号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第33条の見出し中「特定建築物」を「公立小学校等及び特定建築物」に改め、同条中「第26条」を「令第5条第1号」に規定する公立小学校等及び第26条」に改める。

第2条 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条」に、「第23条～第25条」を「第22条～第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第10条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「案内標示及び視覚障害者誘導施設」を「標識、案内設備及び案内設備までの経路」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 移動等円滑化経路(令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 敷地内の通路に関する事項

第22条を削る。

第3章第3節中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第4章中第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条中「規定する建築物移動等円滑化基準に付加す

る事項」の次に「(次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物(令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を加え、「第33条」を「第32条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条第1項中「令第18条第1項に規定する」及び「(以下「移動等円滑化経路」という。)」を削り、同条を第30条とする。

第32条第2号中「道等(以下この条)の次に「及び第33条」を加え、同条を第31条とする。

第33条中「第26条」を「第25条」に、「第29条第1項、第30条」を「第28条第1項、第29条」に改め、「前条の規定」の次に「(条例対象小規模特別特定建築物にあつては、同条の規定を除く。)」を加え、同条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)

第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

第34条中「第26条」を「第25条」に改める。

別表中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第16号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 雑則（第19条～第28条）

第5章 委任（第29条）」

を

「第4章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（第18条の5）

第5章 雑則（第19条～第28条）

第6章 委任（第29条）」

に改める。

第2条の5中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会
第18条の5 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5条の4第3項の規定による選定に関する事項について調査審議するため、川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第17号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士（）」を「又は保育士（）」に改め、「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を削り、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「には、」を「には」に改め、「。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項前段中「において」を「において、」に、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段

を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「」及び「という。）」を削る。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで

きる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第57条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第72条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第74条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、

当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第74条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第82条の3第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第82条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第90条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第91条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項」に、「第7条、」を「第7条(第3項及び第6項を除く。)、」に、「第74条第1項、第2項及び第4項」を「第74条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に、「同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項及び第74条第5項」を「第6条第6項及び第74条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 4 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。

- 5 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

8 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項(新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第18号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア中「4.3」を「4」に改め、同

号イ中「障害児である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障害児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第6条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)」に改める。

第22条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ば」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第59条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

（川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第43条第2項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第3号アに規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第5条第1項第3号イに規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号イの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条の2（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第19号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第21条の2において「障害児入所施設等」という。)の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条第2項中「児童福祉施設の」を「児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。第21条第1項において同じ。)の」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(非

常災害対策)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第29条第4項中「。」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第67条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき1人以上、少年おおむね5人」を削る。

第79条第1項中「次に掲げる職員を」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かたん)吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及

び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

第79条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項各号を次のように改める。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 栄養士
- (5) 調理員
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 看護職員
- (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員

第88条第3項中「。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第95条第1項中「児童自立支援専門員養成所」及び「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の際現に存する改正前の条例(以下「旧条例」という。)第66条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に存する旧条例第67条第9項

に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第79条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第79条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運

営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（川崎市指定障害福祉サー

ビスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定

着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第63第1項第4号及び第7項」を「第63条第1項第4号及び第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項(新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の

一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加える。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施

に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「第76条及び第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条(第1項及び第2項を除く。)」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指

定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第182条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第189条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第193条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第193条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第199条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援

助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第200条の4第2項、第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第200条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、

第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第36条の2第3項（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第36条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第70号）の一部を次のように

改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中カを削り、キをカとする。

第12条第1項中「除く。」及びカを「除く。」に改め、同条第2項中「キ並びに」を「カ並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続

計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日という。」）から

令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中カを削り、キをカとする。

第7条第1項中「除く。）及びカ」を「除く。）」に改め、同条第2項中「キ並びに」を「カ並びに」に改める。

第15条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項」を「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。第36条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項」に、「省令第156条第1項」を「条例第143条第1項」に、「省令第166条第1項」を「条例第153条第1項」に、「省令第175条第1項」を「条例第163条第1項」に、「省令第201条第1項」を「条例第188

条第1項」に改める。

第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう

連携に努めなければならない。

第50条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条第1項中「等」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第61条を第62条とし、第60条を第61条とし、第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第60条 指定障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

（川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第60条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 福祉ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努

めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条第2項中「設置者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第15条とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第12条中「福祉ホーム」の次に「の設置者」を加え、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第14条 福祉ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第12条 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確

保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第19条 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第25号

川崎市地域活動支援センターの設備及び運

営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条第2項中「設置者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第17条とする。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第14条中「地域活動支援センター」の次に「の設置者」を加え、同条を第15条とし、同条の次に次の1項を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 地域活動支援センターの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1項を加える。

（勤務体制の確保等）

第14条 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の

体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1項を加える。

（虐待の防止）

第21条 地域活動支援センターの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第26号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第31条の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームの設置者は、その支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第30条第1項の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第27号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に、「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの

設備及び運営に関する基準

(第50条～第53条)

を

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(第50条～第53条)

第6章 雑則(第54条)

に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第1項第4号中「看護職員」を「看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービ

スの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(コ)を削る。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条までの」を「第32条の2までの」に、「次条から第32条」を「次条から第32条の2」に、「第23条まで及び第27条から第32条」を「第23条の2まで、第25条の2及び第27条から第32条の2」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第49条中「及び第32条の」を「、第32条及び第32条の2の」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第23条」を「第23条の2」に、「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に改める。

第51条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(コ)を削る。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「、第34条」を「、第32条の2、第34条」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第23条まで」を「第23条の2まで、第25条の2」に、「第32条、第35条」を「第

32条、第32条の2、第35条」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第5項(新条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項(新条例第49条において準用する場合を含む。)

する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設置者は、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

7 施行日以後、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の条例第36条第4項第1号ア(コ)及び第51条第4項第1号ア(コ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

9 施行日以後、当分の間、新条例第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第53条において準用する第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努

めるものとする。

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第28号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準(第270条～第276条)」を

「第4節 運営に関する基準(第270条～第276条) 第14章 雑則(第277条)」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務

継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当

者を置くこと。

第47条中「前節」を「第4節」に改める。

第57条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1号を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第39条」を削り、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第77条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第85条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第87条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第89条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第96条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第107条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介

護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」

に、「第28条中」を「第28条及び第32条の2第2項中」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「読み替える」を「、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替える」に改める。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項及び第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第135条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第6項を除く。）」の次に「、第40条の2」を、「と、第28条」の次に「及び第32条の2第2項」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第103条第2項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項」に改める。

第143条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規

定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第164条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を、「において」の次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（オ）を削る。

第178条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第34条第1項中」に改め、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。）」を削り、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に、「同項」を「「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」に改める。

第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第39条」の次に「（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第201条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第34条第1項中」に、「第108条第3項」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項」に、「第152条第1項」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項」に改める。

第213条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切な

ユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第226条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第232条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第34条第1項中」に、「第55条中」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中」に、「読み替える」を「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第245条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に、「第55条中」を「第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第55条中」に、「第224条第2項」を「第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項」に、「、第227条」を「、

第227条第3項及び第6項」に改める。

第257条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「並びに第108条第1項及び第2項」を「及び第108条(第3項を除く。)」に改め、「、品名」との次に「、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第39条」を削り、「第108条第1項及び第2項」を「第108条(第3項を除く。)」に、「並びに」を「及び」に改め、「「種目、品名」と」の次に「、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第108条第1項及び第2項」を「第108条(第3項を除く。)」に、「並びに」を「及び」に改め、「第33条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第33条第1項中」に、「第108条第2項」を「同条第3項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第40条の

2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第2項に「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加え、「及び第261条第2項中「利用料」を「中「利用料」に、「第258条、第259条及び第261条第2項」を「第258条第1項及び第259条」に、「読み替える」を「、第261条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替える」に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第40条の2(新

条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第30条(新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。))、第57条(新条例第63条において準用する場合を含む。))、第77条、第87条、第96条、第107条(第115条及び第135条において準用する場合を含む。))、第143条、第164条(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。))、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。))、第111条第2項(新条例第115条、第135条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。))、第144条第2項(新条例第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第260条第6項(新条例第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新条例第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日以後、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア（イ）の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第171条第6項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第29号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）」を

「第4節 運営に関する基準（第198条～第204条）
第10章 雑則（第205条）」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型

サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加え、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改める。

第32条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。ただし、

利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービス

に従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「指定訪問介護事業所との」を「指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号」に、「第35条」を「第35条第1項」に、「読み替える」を「、第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と読み

替える」に改める。

第60条の12中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2

第1号及び第3号中」に改める。

第60条の20の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条において」を「第35条第1項において」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の13第3項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第65条第1項中「又は施設」の次に「(第67条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項を次のように改める。

共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることとしても差し支えない。

第74条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中」に改め、「第60条の17第1項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項」に改める。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第101条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項
第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで(市長が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第2項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」に改め、「第60条の

13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な員数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げる

いずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第1項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第1項」に改め、「食中毒」と」の次に「、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ

ばならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第2項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項」に改め、「食中毒」と」の次に「、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定及び同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第160条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(く)衛生の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第177条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第179条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第2項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」に改める。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第188条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第2項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」に改める。

第204条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の11第2項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定

されている、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第41条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第32条、第56条、第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第204条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」

- とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の2（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の3（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第177条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 10 施行日以後、当分の間、新条例第182条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、新条例第152条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- る。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第182条第1項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第30号

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」

を

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」

第5章 雑則（第34条）」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サー

ビス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行方会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第18号の2中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「基準省令」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(18) の3介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準省令第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市長からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。

第21条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介

護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「改正後」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、改正後」と、「介護支援専門員(介護

保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第1条中第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については新条例第21条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第31号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 3 節 運営に関する基準（第47条～第55条） 」
を

「 第 3 節 運営に関する基準（第47条～第55条）
第 6 章 雑則（第56条） 」
に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 条第 10 項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）」に改める。

第 16 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 17 条第 6 項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 22 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 22 条の 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(く)衛生の管理)

第 22 条の 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 29 条中第 12 号を第 13 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 30 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 30 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 30 条の 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 32 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 33 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第 4 号中「及び」を「又は」に改める。

第 35 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 41 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削り、同条第2項中「指定介護福祉サービス」を「指定介護福祉施設サービス」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条及び第52条の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防

止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 9 施行日以後、当分の間、新条例第46条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、新条例第4条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備

が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第46条第1項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第32号

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 運営に関する基準（第46条～第54条） 」
を

「 第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）
第6章 雑則（第55条） 」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第6条第1項第1号イ（ア）中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ（イ）中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、

入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護老人保健施設の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ（ア）中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ（イ）中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を

加える。

第51条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に、「及び」を「、第30条の2及び」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号か

ら第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）」を

「第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）第6章 雑則（第56条）」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1人以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1人以上

第4条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第

1項第6号、第3項第7号」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(く)衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当

該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を

実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第45条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第46条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第11条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第13項を削り、附則第14項中「介護療養型医療施設」の次に「(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。)」を、「第5章」の次に「(第44条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)、第45条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)並びに第46条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)を除く。)」を加え、同項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第39条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

9 施行日以後、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、第53条第2項、附則第2項、附則第3項、附則第9項並びに附則第10項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であって、改正前の条例第44条第2項第1号ア(オ)、第45条第2項第1号ア(オ)及び第46条第2項第1号ア(オ)の規定の要件を満たしているものに

については、なお従前の例による。

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）」を

「第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）
第6章 雑則（第55条）」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。
ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イ（ア）中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ（イ）中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第4号中「昭和23年厚生省令第50条」を「昭和23年厚生省令第50号」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第20条の3 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第3項中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条」を加え、「同規則」を「医療法施行規則」に改め、「」における検体検査の業務」の次に「(川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「基準条例」という。))第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)」を加え、「医療機器」を「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器」に、「医薬品医療機器等法」を「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法」に、「医療」を「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ

ならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に、「及び」を「、第30条の2及び」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めてお

くよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第266条～第268条） 」

を
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第266条～第268条）
第14章 雑則（第269条） 」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第55条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第55条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第73条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「読み替える」を「第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第87条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければ

ならない。)」を加える。

第92条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「読み替える」を「第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第123条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第123条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第124条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第126条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第132条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相

談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第135条第1項第2号ア中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に改め、同号イ中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「という。）を削る。

第141条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第142条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第145条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の9（第2項を除く。）から」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「第123条の2第3項」を「第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項」に改める。

第156条第1項第2号ア中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に改め、同号イ中「第123条の4」を「第123条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条

第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第159条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項

第160条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第160条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第167条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)から」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第55条の4第1項中」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」及び「」という。)」を削り、「第123条の2第3項」を「第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項」に改め、「第140条」の次に「並びに第142条の2第2項第1号及び第3号」を加える。

第174条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の9」の次に「(第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「第123条の2第3項」を「第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項」に改める。

第181条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第184条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の7」の次に「、第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「第123条の2第3項」を「第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第123条の2第3項及び第4項並びに第124条第2項第1号及び第3号」に改める。

第196条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第214条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第215条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第216条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確

保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第220条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の9（第2項を除く。）から」を、「第53条」の次に「及び第55条の2の2第2項」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に、「読み替える」を「、第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第234条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項

第237条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の9（第2項を除く。）から」を、「において、第53条」の次に「及び第55条の2の2第2項」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に、「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第212条第2項」を「第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第212条第2項」に、「第216条中」を「第216条第1項から第3項まで及び第5項中」に改める。

第245条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備す

ること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第249条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第251条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「並びに第123条の2第1項及び第2項」を「及び第123条の2（第3項を除く。）」に改め、「、品名」との次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第256条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「、第55条の9」を削り、「並びに第123条の2第1項及び第2項」を「及び第123条の2（第3項を除く。）」に、「第123条の2第2項」を「第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第123条の2第2項」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第123条の2第1項及び第2項」を「第123条の2（第3項を除く。）」に、「並びに」を「及び」に、「第123条の2第2項」を「第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第123条の2第2項」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第269条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複

本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条(第162条において準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、第184条(第199条において準用する場合を含む。)、第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。)及び第212条第1項(第237条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第55条の10の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条(新条例第162条において準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、第184条(新条例第199条において準用する場合を含む。)、第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第55条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第123条、第141条(新条例第167条の3及び第174条において準用する場合を含む。)、第159条、第181条、第196条、第215条、第234条及び第245条(新条例第256条及び第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重

要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第123条の2第3項(新条例第145条、第167条の3、第174条及び第184条において準用する場合を含む。)、第160条第4項、第197条第4項及び第216条第4項(新条例第237条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条(新条例第162条において準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、第184条(新条例第199条において準用する場合を含む。))、第220条、第237条、第251条、第256条及び第265条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第265条において準用する場合を含む。)、第124条第2項(新条例第184条(新条例第199条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第142条の2第2項(新条例第162条、第167条の3、第174条、第220条及び第237条において準用する場合を含む。)及び第248条第6項(新条例第256条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日以後、当分の間、新条例第156条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、新条例第132条第1項第3号及び第160条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の条例第156条第6項第1号ア(オ)の規定の要件を満たしているものについては、

なお従前の例による。

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第36号

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第89条～第92条)」を

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第89条～第92条)

第5章 雑則(第93条)」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「(第11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第10条第2項中「第46条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項を次のように改める。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

に従事させることができる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることとしても差し支えない。

第29条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「に、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第1項中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第51条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「以下」を「以下この章において」に改める。

第47条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第51条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市長が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第30条、」の次に「第30条の2」を加え、「第34条」を「第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改める。

第73条第1項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認

知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な員数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第28条、」の次に「第30条の2、」を加え、「第34条」を「第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改める。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第15条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的

方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第39条の2(新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第29条、第59条及び第82条の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項(新条例第67条において準用する場合を含む。)及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項(新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第37号

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年川崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準
(第35条)」

を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準
(第35条)」

第6章 雑則(第36条)」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延

しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類す

るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」

とする。

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第38号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に、
「第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(第35条～第40条)」
を
「第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(第35条～第40条)」
第5章 雑則(第41条)」
に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第23条第2項中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条中「第34条」を「第34条の2」に、「及び第13

条から第22条」を「、第13条から第22条」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第41条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第34条の2(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については新条例第8条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中

「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームの設置者は、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第34条第1項(新条例第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第39号

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例(令和2年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第63条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22項第3号中「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第20項第1号中「予防接種法第5条第1項の予防接種の実施」を「予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種法第5条第1項又は第6条第1項（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第46条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第3項の予防接種に関する記録」に改め、同項第2号及び第3号中「予防接種法第5条第1項の予防接種の実施」を「予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種に関する記録」に改め、同条第29項に次の6号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定に関する事務当該施設等利用給付認定

に係る同法第30条の4第1項各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務前号に掲げる情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の7の届出に係る事実についての審査に関する事務第6号に掲げる情報

(9) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更に関する事務第6号に掲げる情報

(10) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務第6号に掲げる情報

(11) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務第6号に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

目次中「解体等作業」を「解体等工事」に改める。

第5章第6節の節名を次のように改める。

第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止

第62条の2から第62条の7までを次のように改める。

第62条の2から第62条の6まで 削除

（事前調査結果の届出を要する特定工事）

第62条の7 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。

(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事

(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用さ

れている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事

第62条の8中「第67条の2第3項又は第4項」を「第67条の2第1項又は第2項」に改める。

第62条の9中第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第67条の3第2項」を「第67条の3」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同項を同条とする。

第62条の10を次のように改める。

第62条の10 削除

第62条の11の見出し中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条中「石綿排出等作業は」を「特定粉じん排出等作業は」に、「石綿含有建築材料（石綿含有成形板に限る。）」を「特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。）」に改め、「解体の作業を伴う建設工事に係る」を削り、「当該石綿含有成形板」を「当該特定建築材料」に改める。

第62条の12第2項第2号中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第62条の13中「石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）」を「特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。）」に、「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第62条の18の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

別表第13中

「
第二種中高層住居専用地域
」

を

「
第二種中高層住居専用地域
田園住居地域
」

に改め、同表備考第1項中「「準住居地域」の次に「、「田園住居地域」を、「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

別表第14中

「
第二種中高層住居専用地域
」

を

「
第二種中高層住居専用地域
田園住居地域
」

に改め、同表備考第1項中「「準住居地域」の次に「、「田園住居地域」を、「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第2号様式（1面）中

「

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域
<input type="checkbox"/> 商業地域	<input type="checkbox"/> 準工業地域
<input type="checkbox"/> 工業地域	<input type="checkbox"/> 工業専用地域
<input type="checkbox"/> その他の地域	

」

を

「

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 田園住居地域
<input type="checkbox"/> 近隣商業地域	<input type="checkbox"/> 商業地域
<input type="checkbox"/> 準工業地域	<input type="checkbox"/> 工業地域
<input type="checkbox"/> 工業専用地域	<input type="checkbox"/> その他の地域

」

に改める。

第25号様式の2を次のように改める。

第25号様式の2

事前調査結果届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称			
特定工事の場所			
特定工事の期間	年 月 日～ 年 月 日		
特定工事の対象床面積	m ²		
事前調査実施日	年 月 日～ 年 月 日		
特定建築材料の種類及び使用面積	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 _____ m ² <input type="checkbox"/> 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 _____ m ² 合計 _____ m ² <input type="checkbox"/> 石綿含有仕上塗材 _____ m ² <input type="checkbox"/> 石綿含有成形板等 _____ m ² (詳細は付表のとおり) 合計 _____ m ²		
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物	構造・階数	
		建築年月日	
	<input type="checkbox"/> その他工作物		
注文者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号		
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名 電話番号		
他の者に事前調査を委託した場合は、その者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		

備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記載してください。

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

付表

	使用箇所	建材の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法	
				大気汚染防止法施行規則第16条の5	
吹付け石綿				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿含有仕上塗材				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿含有成形板等				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				

備考 1 特定工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入してください。

2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表記されているものとします。

第25号様式の3中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に改め、同様式別紙中「石綿含有成形板」を「石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等」に改め、同様式別紙備考第2項中「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の10第1号」を「大気汚染防止法施行規則別表第7の3の項及び4の項」に改める。

第25号様式の4中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第25号様式の5中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第25号様式の6中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業の」を「特定粉じん排出等作業の」に改める。

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第62条の2から第62条の8までを次のように改める。
第62条の2から第62条の8まで 削除

第62条の9を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第67条の3に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。

- (1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事
- (2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事

第62条の11中「、特定建築材料」を「、大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）」に改める。

様式目次中「事前調査結果届出書」を「削除」に改め、「第62条の8」を削る。

第25号様式の2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第13、別表第14及び第2号様式の改正規定並びに附則第3項（第1条の規定による改正前の規則第2号様式に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行

する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の規則第62条の7、第62条の9、第62条の11から第62条の13まで、第62条の18及び第25号様式の2から第25号様式の6までの規定は、この規則の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（令和3年川崎市条例第9号）第1条の規定による改正前の川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第67条の2第3項又は第4項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

川崎市旅館業法施行細則（昭和47年川崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項ただし書中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項の表3の項から6の項までを次のように改める。

3	pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4	有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中3ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
5	大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されない(100ミリリットル中10cfu未満をいう。)こと。

第7条第2項の表2の項を次のように改める。

2	有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中8ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
---	-----------------------------------	--	---

第7条第2項の表4の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

第8条中「別表第1第8項第18号」を「別表第1第8項第20号」に改める。

第1号様式(表)中

「

営業施設 の面積	階 階	m ² 、階 m ² 、階	m ² 、階 m ² 、階	m ² m ²
-------------	--------	--	--	----------------------------------

」

を

「

営業施設 の面積	階 階	m ² 、階 m ² 、階	m ² 、階 m ² 、階	m ² m ² 、延べ面積	m ²
-------------	--------	--	--	--	----------------

」

に改める。

第2号様式中

「

5	客室数及び定員	室	名
6	許可条件		

」

を

「

5	営業施設の面積	階・延べ面積	m ²
6	客室数及び定員	室	名
7	許可条件		

」

に改める。

第12号様式(表)中

「

営業施設 の面積	階 階	m ² m ²	、	階 階	m ² m ²	、	階 階	m ² m ²
-------------	--------	----------------------------------	---	--------	----------------------------------	---	--------	----------------------------------

」

を

「

営業施設 の面積	階 階	m ² m ²	、	階 階	m ² m ²	、	階 階	m ² m ²	、延べ面積	m ²
-------------	--------	----------------------------------	---	--------	----------------------------------	---	--------	----------------------------------	-------	----------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第16号

川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

川崎市公衆浴場法施行細則(昭和47年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項ただし書中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項の表3の項から6の項までを次のように改める。

3	pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4	有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中3ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
5	大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

6	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されない(100ミリリットル中10cfu未満をいう。)こと。
---	---------	----------------	----------------------------------

第9条第2項の表2の項を次のように改める。

2	有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中8ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
---	-----------------------------------	--	---

第9条第2項の表4の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

第10条中「別表第1第1項第19号」を「別表第1第1項第21号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第17号

川崎市規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市規則で定める申請書、届出書その他の文書で押印及び署名の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印及び署名について、その特例を定めるものとする。

(押印及び署名の特例)

第2条 申請書等のうち市長が別に定めるものについては、当該申請書等について定める川崎市規則の規定にかかわらず、押印又は署名を要しないものとする。

(帳票の調製及び使用の特例)

第3条 前条の規定を適用する場合には、申請書等について定める川崎市規則の規定にかかわらず、必要に応じ、押印及び署名に関する部分を削除し、又は訂正して帳票を調製し、使用することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第18号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中

本庁舎等整備推進室

本庁舎等整備推進室
デジタル化推進室

に改め、同条市民文化局の表中「地域安全係」及び「住居表示係」を削り、同条環境局の表中「環境調整課」を「企画課」に、

地球環境推進室
環境評価室

地球環境推進室

環境管理課	
大気環境課	
水質環境課	

地域環境共創課	
環境評価課	
環境対策推進課	
環境保全課	

に改め、同条健康福祉局の表中

障害計画課	計画推進係 給付係
障害福祉課	障害福祉係 社会参加支援係
精神保健課	精神障害福祉係
障害者雇用・就労推進課	

障害計画課	
障害者施設指導課	
障害福祉課	
精神保健課	
障害者社会参加・就労支援課	

に改め、同表中「疾病予防係」、「健康づくり係」及び「収納管理係」を削り、同条建設緑政局の表中「みどりの企画管理課」を「みどりの管理課」に改め、同条臨海部国際戦略本部の表中

拠点整備推進部

拠点整備推進部
戦略拠点推進室

に改める。

第2条の表公共施設総合調整室の部を次のように改める。

公共施設総合調整室

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) 公共施設の整備、管理及び利活用に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 資産保有の最適化に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 土地利用等の企画及び総合調整に関すること。

(5) 公共施設の長寿命化に係る企画及び総合調整に関すること。

(6) 公有地総合調整会議に関すること。

(7) 公共施設マネジメント推進委員会に関すること。

第2条の表中
「 総務部 」
を
「 総務部
(1) 国際化の推進及び国際化に係る情報の収集に関すること。
(2) 海外姉妹都市・友好都市との交流に関すること。 」
に改め、同表総務部の部庶務課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同表本庁舎等整備推進室の部の次に次の1部を加える。

デジタル化推進室

(1) デジタル化の推進に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。

(2) 業務プロセス改革の総括に関すること。

(3) 行政手続のオンライン化の総括に関すること。

(4) テレワークの推進に関すること。

(5) システムの標準化及び共通化の総括に関すること。

(6) デジタル技術の活用に関する指導及び調整に関すること。

(7) 事務改善（情報管理部及び行政改革マネジメント推進室の所管に属するものを除く。）の調査研究、企画及び調整に関すること。

第2条の表情報管理部の部ICT推進課の項第3号中「事務改善」の次に「(デジタル化推進室及び行政改革マネジメント推進室の所管に属するものを除く。)」を加え、同表行政改革マネジメント推進室の部第8号中「情報管理部」を「デジタル化推進室及び情報管理部の所管」に改める。

第3条の表資産管理部の部資産運用課の項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第5条の表労働雇用部の部中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 中小企業等の働き方改革及び生産性向上に関すること。

第6条の表総務部の部環境調整課の項中「環境調整課」を「企画課」に改め、同項第5号中「環境調整会議」を「環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に改め、同表地球環境推進室の部第1号中「こと」の次に「(地域環境共創課の所管に属するものを除く。)」を加え、同表環境評価室の部を削り、同表環境対策部を次のように

改める。

環境対策部
地域環境共創課

(1) 大気・水等の環境に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 自動車に係る排出ガス抑制、道路沿道環境改善対策及び地球温暖化対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 化学物質対策に係る企画、調査及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 環境中の放射線の監視及び放射線対策に係る調整に関すること。

(5) 大気・水等の環境に係る協働及び連携に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

環境評価課

(1) 環境影響評価に関すること。

(2) 環境調査に関すること。

(3) 環境影響評価審議会に関すること。

環境対策推進課

(1) 公害関係法令等に基づく許可及び指導に関すること（環境保全課の所管に属するものを除く。）。

(2) 大気汚染、水質汚濁及び悪臭に係る防止対策に関すること。

(3) 主管に属する発生源の監視及び指導に関すること。

(4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置に関すること（環境保全課の所管に属するものを除く。）。

環境保全課

(1) 公害関係法令等に基づく許可及び指導に関すること（環境対策推進課の所管に属するものを除く。）

(2) 大気及び公共用水域の水質に係る環境改善施策に関すること。

(3) 土壌汚染、騒音、振動及び地盤沈下に係る防止対策に関すること。

(4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置に関すること（環境対策推進課の所管に属するものを除く。）。

第7条の表中
「 総務部
(1) 特別定額給付金に関すること。 」
を
「 総務部
(1) 保健、医療及び福祉に係る危機管理
(他の所管に属するものを除く。) に関すること。 」
に改め、同表総務部の部庶務課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表長寿社会部の部高齢者事業推進課の項第5号を次のように改める。

(5) 特別養護老人ホーム陽だまりの園、特別養護老人ホームしゅくがわら、養護老人ホーム恵楽園及び総合研修センターに関すること。

第7条の表長寿社会部の部高齢者在宅サービス課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会に関すること。

第7条の表中

「 障害保健福祉部

(1) 総合リハビリテーションセンターの設置の準備に関すること。 」

を

「 障害保健福祉部 」

に改め、同表障害保健福祉部の部障害計画課の項第2号中「こと」の次に「(障害者施設指導課及び障害福祉課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第5号を削り、同項第6号中「及び障害支援区分認定審査会」を削り、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンターとの連絡調整(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部障害計画課の項第7号及び第8号を削り、同項の次に次の1項を加える。

障害者施設指導課

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(同法に基づく施設及び事業者に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 児童福祉法の施行(障害児関係の施設及び事業者に係るものに限る。)に関すること。

(3) 社会福祉施設(他の所管に属するものを除く。)の指導監査に関すること。

(4) 地域リハビリテーションセンター(在宅支援室、日中活動センター及び地域生活支援センターに係るものに限る。)に関すること。

(5) 柿生学園、ふじみ園、中央療育センター、地域療育センター、三田福祉ホーム、陽光ホーム、井田重度障害者等生活施設、社会復帰訓練所、わーくす高津及び身体障害者福祉会館に関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(支給決定等、給付費の支給及び地域生活支援事業(他の所管に属するものを除く。)に係るものに限る。)に関すること。

(2) 児童福祉法の施行(障害児関係の給付費の支給及び入所措置に係るものに限る。)に関すること。

(3) 身体障害者福祉法の施行に関すること。

(4) 知的障害者福祉法の施行に関すること。

(5) 在宅重度重複障害者等手当等の支給に関すること。

(6) 療育手帳制度に関すること。

(7) 障害者の在宅福祉(障害者社会参加・就労支援課の所管に属するものを除く。)に関すること。

(8) 障害支援区分認定審査会に関すること。

(9) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター(身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての業務に係る部分に限る。)との連絡調整に関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部精神保健課の項第3号中「精神保健福祉審議会」を「心神喪失者等医療観察法」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 精神保健福祉審議会に関すること。

(7) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター(精神保健福祉センターとしての業務に係る部分に限る。)並びにこころの相談所との連絡調整に関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部障害者雇用・就労推進課の項中「障害者雇用・就労推進課」を「障害者社会参加・就労支援課」に改め、同項第4号を削り、同項に次の7号を加える。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行(地域生活支援事業(他の所管に属するものを除く。)に限る。)に関すること。

(5) 障害者の在宅福祉(社会参加及び就労支援に関するものに限る。)に関すること。

(6) 障害者及び障害児の社会参加促進に関すること。

(7) 身体障害者更生資金貸付審査会に関すること。

(8) 心身障害者福祉事業基金運営委員会に関すること。

(9) 聴覚障害者情報文化センター及び視覚障害者情報文化センターに関すること。

(10) 公益財団法人川崎市身体障害者協会に関すること。

第7条の表中

「 保健所

(1) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。 」

を

「 保健所

(1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。

(2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。

(3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。

(4) 保健所運営協議会に関すること。

(5) 保健所支所との連絡調整に関すること。 」
に改め、同表保健所の部健康増進課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号及び第16号を削る。

第8条の表子育て推進部の部保育所整備課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第9条の表中

「 施設整備部

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計及び監督に関すること。
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の長寿命化の推進に関すること。
- (3) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等に関すること。 」

を

「 施設整備部

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計及び監督に関すること。
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等に関すること。 」

に改め、同表指導部の部宅地企画指導課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 租税特別措置法に基づく低未利用土地等の譲渡に係る確認に関すること。

第10条の表総務部の部企画課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 公園、緑地等に係る施策の企画、調整及び計画に関すること。

第10条の表中

「 緑政部 」

を

「 緑政部

- (1) 全国都市緑化フェアの開催の準備に関すること。 」

に改め、同表緑政部の部みどりの企画管理課の項中「みどりの企画管理課」を「みどりの管理課」に改め、同項第1号中「施策の企画、調整及び推進」を「管理及び調整」に改め、「(総務部企画課の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること。

第10条の表緑政部の部みどりの協働推進課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の表中

- 「 (1) 臨海部における新産業創出等に係る戦略拠点の形成の推進に関すること。
- (2) 臨海部における交通機能強化の推進に関すること。
- (3) 都市再生特別措置法に基づく浜川崎駅周辺地域に係る計画に関すること。 」

を削り、同表に次のように加える。

戦略拠点推進室

- (1) 臨海部における新産業創出等に係る戦略拠点の形成の推進に関すること。
- (2) 臨海部における大規模土地利用に係る計画及び総合調整に関すること。
- (3) 都市再生特別措置法に基づく浜川崎駅周辺地域に係る計画に関すること。

第13条第4項中「所長」の次に「及び副所長」を加える。

第14条第1項中「並びに所長」を「、所長並びに副所長」に改める。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「環境総合研究所

事業推進課

都市環境課

環境リスク調査課

地域環境・公害監視課

精神保健福祉センター

総務係

診療相談係

企画調整係

障害者更生相談所

判定審査係

百合丘障害者センター

相談判定係

動物愛護センター

業務係

中央卸売市場食品衛生検査所

理化学検査係

微生物検査係 」

を

「動物愛護センター

業務係

中央卸売市場食品衛生検査所

理化学検査係

微生物検査係

総合リハビリテーション推進センター

総務・判定課

企画・連携推進課

こころの健康課
 北部地域支援室
 相談判定係
 」
 に改める。

第3条の表環境総合研究所の部を次のように改める。

環境総合研究所

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 環境に係る研究企画及び事業調整に関すること。
- (3) 環境研究に係る広報等に関すること。
- (4) 環境技術情報の収集及び発信に関すること。
- (5) 国際環境協力の実施に関すること。
- (6) 環境に係る国際的な連携及び研究の推進に関すること。
- (7) 都市環境に係る調査研究等に関すること。
- (8) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び助言に関すること。
- (9) 環境技術に係る産学公民連携の推進に関すること。
- (10) 大気環境に係る測定、調査研究等に関すること。
- (11) 水環境に係る測定、調査研究等に関すること。
- (12) 化学物質に係る測定、調査研究等に関すること。
- (13) 大気汚染状況の常時監視及び測定局の維持管理に関すること。
- (14) 環境中の放射線の測定に関すること。

第3条の表精神保健福祉センターの項、障害者更生相談所の項、井田障害者センターの項及び百合丘障害者センターの項を削り、同表中央卸売市場食品衛生検査所の項の次に次のように加える。

総合リハビリテーション推進センター
 総務・判定課

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンターの総括に関すること。
- (2) 総合リハビリテーション推進センターの維持管理に関すること。
- (3) 自立支援医療（国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。）及び精神障害者保健福祉手帳制度に関すること。
- (4) 身体障害者手帳の審査及び更生医療の判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の運用に係る調整に関すること。
- (6) 精神医療審査会に関すること。

企画・連携推進課

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成に関すること。
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する関連施策及び制度との運用に係る調整に関すること。

- (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務の総括に関すること。
- (4) 障害者の地域移行支援及び地域定着支援に関すること。
- (5) 社会的ひきこもりの相談及び自立支援に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 医療的ケア児等に係る相談、指導助言及び連絡調整に関すること。
- (8) 災害時要援護者の避難先に係る調整等に関すること。

こころの健康課

- (1) 精神保健福祉に関する相談及び指導助言に関すること。
- (2) アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症の相談及び対策に関すること。
- (3) 精神科救急業務及び退院後支援に関すること。

地域支援室

- (1) 中部リハビリテーションセンター（中部在宅支援室、中部日中活動センター及び中部地域生活支援センターを除く。）の維持管理に関すること（中部地域支援室に限る。）。
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の相談、指導助言、治療及び訓練に関すること。
- (3) 巡回相談の企画及び実施に関すること。
- (4) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成に関すること。
- (5) 医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導に関すること。
- (6) 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (7) 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇に関すること。
- (8) 関係機関への技術援助及び技術講習の提供に関すること。
- (9) 災害時要援護者の避難先に係る調整等に関すること。

第3条の表保育・子育て総合支援センターの項第5号中「(中原区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を削る。

第4条第1項ただし書中「精神保健福祉センター、井田障害者センター、百合丘障害者センター」を「総合リハビリテーション推進センター」に改め、同条第3項中「除く。）」の次に「、総合リハビリテーション推進センター」を加える。

第5条第1項中「長」の次に「並びに総合リハビリテーション推進センター及び川崎港管理センターの副所長」を加え、同条第3項中「副所長」の次に「(総合リ

ハビリテーション推進センター及び川崎港管理センターの副所長を除く。)を加える。

別表第1中

「

総務企画局 情報管理部		川崎市 公文書館	
総務企画局	川崎市 東京事務所		

」

を

「

総務企画局 都市政策部	川崎市 東京事務所		
総務企画局 情報管理部		川崎市 公文書館	

」

に改め、同表健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課の項中「健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課」を「健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課」に改め、同表中

「

健康福祉局 障害保健福祉部		川崎市精神保健 福祉センター	
		川崎市こころの 相談所	
		川崎市障害者 更生相談所	
		川崎市井田 障害者センター	
		川崎市百合丘 障害者センター	

」

を

「

健康福祉局 障害保健福祉部		川崎市こころの 相談所	
------------------	--	----------------	--

」

に、

「

健康福祉局	川崎市健康 安全研究所		
-------	----------------	--	--

」

を

「

健康福祉局	川崎市総合 リハビリテー ション推進セ ンター		
-------	----------------------------------	--	--

		川崎市南部地域 支援室 川崎市中部地域 支援室 川崎市北部地域 支援室	
	川崎市健康 安全研究所		

」

に、

「

川崎市古川保育園	
川崎市北加瀬保育園	

」

を

「

川崎市古川保育園	
----------	--

」

に、

「

川崎市平間保育園	
川崎市平間乳児保育園	
川崎市中丸子保育園	
川崎市下小田中保育園	
川崎市西宮内保育園	

」

を

「

川崎市中丸子保育園	
川崎市下小田中保育園	

」

に、

「

川崎市有馬保育園	
川崎市菅生保育園	
川崎市平保育園	

」

を

「

川崎市菅生保育園	
----------	--

」

に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「健康増進課
疾病予防係
健康づくり係」

を

「健康増進課 ）」

に改める。

第3条第1項の表中
「(1) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。」
を
「(1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。
(2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。
(3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
(4) 保健所運営協議会に関すること。
(5) 保健所支所との連絡調整に関すること。」
に改め、同表健康増進課の項第11号、第12号及び第13号を削る。

第4条第1項中「所長、」を「所長及び副所長、」に改め、同条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 川崎市保健所副所長は、健康福祉局保健所副所長をもって充てる。

第5条第1項中「所長、」の次に「副所長、」を加える。
(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「及び幸福社事務所」を「、幸福社事務所及び多摩福祉事務所」に改める。
(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び中部児童相談所」を「、中部児童相談所及び北部児童相談所」に改める。
(川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第6条 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「及び幸区役所」を「、幸区役所及び多摩区役所」に改める。
(川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正)

第7条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則(平成7年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項を次のように改める。

3 事務局に総務学生課を置く。

第2条の表事務局の部に次の1号を加える。
(2) 4年制大学の学生の入学に関すること。

第3条第3項中「、係に係長」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。
(川崎市公印規則の一部改正)

第8条 川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「当該電子印影の専用公印の」を削る。

別表第1一般公印の表中

「

27の2	川崎市環境総合研究所長印	てん書	方21	所長名で発する公文書	環境総合研究所事業推進課長	環境総合研究所事業推進課
------	--------------	-----	-----	------------	---------------	--------------

」

を

「

27の2	川崎市環境総合研究所長印	てん書	方21	所長名で発する公文書	環境総合研究所長	環境総合研究所
------	--------------	-----	-----	------------	----------	---------

」

に、

「

30	川崎市障害者更生相談所長印	てん書	方21	所長名で発する公文書及び証明書	障害者更生相談所長	障害者更生相談所
----	---------------	-----	-----	-----------------	-----------	----------

」

を

「

30	川崎市総合リハビリテーション推進センター所長印	てん書	方21	所長名で発する公文書及び証明書	総合リハビリテーション推進センター総務・判定課長	総合リハビリテーション推進センター総務・判定課
----	-------------------------	-----	-----	-----------------	--------------------------	-------------------------

」

に改める。

別表第1 専用公印の表中

「	2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付、住民基本台帳事務及び身体障害者手帳等専用市印	れい書	方6	国民健康保険標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者手帳、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳並びに介護保険事務専用	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課、区役所区民サービス部区民課、区役所区民サービス部保険年金課、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課、川崎区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所区民センター	」
---	---	---	-----	----	---	---	---	---

を

「	2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付、住民基本台帳事務及び身体障害者手帳等専用市印	れい書	方6	国民健康保険標準負担額減額認定証、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳並びに介護保険事務専用	区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	区役所区民サービス部区民課、区役所区民サービス部保険年金課、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課、川崎区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所区民センター	」
---	---	---	-----	----	---	--	---	---

に改める。

別表第2 一般公印の表中

「	30	川 崎 市 障 害 者 更 生 相 談 所 長 印				環境総合研究所 庶務を担当する担当課長	環境総合研究所の所管に属する庁用自動車	」
---	----	------------------------------------	--	--	--	---------------------	---------------------	---

を

「	30	川崎市総合リハビリテーション推進センター 所 長 印						」
---	----	----------------------------	--	--	--	--	--	---

に改める。

(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第9条 川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表環境局の項中

「	環境総合研究所 事業推進課	課長	環境総合研究所の所管に属する庁用自動車	」
---	---------------	----	---------------------	---

健康福祉局	総務部庶務課	課長	健康福祉局(わーくす大島、動物愛護センター、中央卸売市場食品衛生検査所、総合リハビリテーション推進センター、地域支援室、健康安全研究所及び看護短期大学を除く。)の所管に属する庁用自動車
	障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課 動物愛護センター	課長 所長 所長	わーくす大島の所管に属する庁用自動車 動物愛護センターの所管に属する庁用自動車
	中央卸売市場 食品衛生検査所	課長	中央卸売市場食品衛生検査所の所管に属する庁用自動車
	総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課	室長	総合リハビリテーション推進センター及び南部地域支援室の所管に属する庁用自動車
	地域支援室 (南部地域支援室を除く。)		地域支援室(南部地域支援室を除く。)の所管に属する庁用自動車
	健康安全研究所	副所長	健康安全研究所の所管に属する庁用自動車
	看護短期大学 総務学生課	課長	看護短期大学の所管に属する庁用自動車

「

看護短期大学
こども家庭センター

」

を

「

経済労働局公営事業部
看護短期大学
河原町保育園
川崎区保育・子育て総合支援センター
中原区保育・子育て総合支援センター
こども家庭センター
中部児童相談所

」

に改める。
 (川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(2)の項ア中「精神保健福祉センター」を「総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室」に改め、「勤務する」の次に「医師、」を、「業務」の次に「(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第2項第2号に掲げる業務に限る。)」を加え、同項イ中「精神保健福祉センター」を「総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室」に改め、「職員」の次に「(医師、保健師及び看護師を除く。)」を、「業務」の次に「(精神保健福祉法第6条第2項第2号に掲げる業務に限る。)」を加え、「(アに掲げる者を除く。)」を削り、同部(3)の項中

(川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第10条 川崎市職員の標準的な職を定める規則(平成28年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項及び課長級の項中「副所長(」の次に「保健所、総合リハビリテーション推進センター、」を加え、同表条例別表第3医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項中「副所長(」の次に「保健所、総合リハビリテーション推進センター及び」を加え、同部課長級の項中「又は」を「、」に改め、「の長」の次に「又は副所長(保健所、総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)を除く。)」を加え、同表条例別表第4医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項及び課長級の項中「副所長(」の次に「保健所、総合リハビリテーション推進センター及び」を加える。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第11条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

イ 障害者更生相談所（南部地域支援室を除く。）に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの	従事した日1日につき130円
ウ 障害者更生相談所（南部地域支援室を除く。）に勤務する職員で身体障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（イに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき100円
エ 障害者更生相談所、井田障害者センター又は百合丘障害者センターに勤務する保健師及び看護師で障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円
オ 障害者更生相談所南部地域支援室、井田障害者センター又は百合丘障害者センターに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（エに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき130円

イ 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する保健師及び看護師で高齢者、障害者、障害児等の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの（(2)の項のアに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき350円
ウ 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する職員（保健師及び看護師を除く。）で高齢者、障害者、障害児等の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（(2)の項のイに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき130円

に改める。

（川崎市職員被服貸与規則の一部改正）

第13条 川崎市職員被服貸与規則（昭和29年川崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 環境局の部中環境評価室の項を削り、

環境管理課 大気環境課 水質環境課	公害又は放射線の監視若しくは規制に基づく調査のための試料採集、測定若しくは測定機器の維持管理又は苦情陳情に伴う現場調査に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ	1 1 1	24月 12月 12月	一般事務職については、作業服上衣1-24、作業服ズボン1-24及び作業服シャツ1-18とする
-------------------------	---	---------------------------	-------------	-------------------	--

を

地域環境共創課 環境対策推進課 環境保全課	公害又は放射線の監視若しくは規制に基づく調査のための試料採集、測定若しくは測定機器の維持管理又は苦情陳情に伴う現場調査に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ	1 1 1	24月 12月 12月	一般事務職については、作業服上衣1-24、作業服ズボン1-24及び作業服シャツ1-18とする。
環境評価課	環境影響評価に係る業務に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ	1 1 1	36月 36月 24月	

に改め、同表健康福祉局の部障害者更生相談所の項を削り、同部に次のように加える。

地域支援室	判定、訓練、指導等の業務に従事する者	男性	夏上衣ポロシャツ	1	12月	
			トレーニングウェア上衣	1	48月	
		女性	トレーニングウェアズボン又はトレーニングウェアハーフパンツ	1	12月	
			運動靴	1	24月	
地域支援室	判定、訓練、指導等の業務に従事する者	男性	夏上衣ポロシャツ	1	12月	
			トレーニングウェア上衣	1	48月	
		女性	トレーニングウェアズボン又はトレーニングウェアハーフパンツ	3	24月	
			運動靴	1	24月	

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第14条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務企画局の項中

公文書館	館長
東京事務所	副所長

を

東京事務所	副所長
公文書館	館長

に改め、同表環境局の項中

環境総合研究所の課	課長
-----------	----

を

環境総合研究所	庶務を担当する課長
---------	-----------

に改め、同表健康福祉局の項中

精神保健福祉センター	所長
障害者更生相談所	所長
井田障害者センター	所長
百合丘障害者センター	所長
動物愛護センター	所長
中央卸売市場食品衛生検査所	所長

を

動物愛護センター	所長
中央卸売市場食品衛生検査所	所長
総合リハビリテーション推進センターの課	課長
地域支援室	室長

に改める。

別表第3 総務企画局の項中

公文書館
東京事務所

を

東京事務所
公文書館

に改め、同表環境局の項中

環境総合研究所の課

を

環境総合研究所

に改め、同表健康福祉局の項中

精神保健福祉センター
障害者更生相談所
井田障害者センター
百合丘障害者センター
動物愛護センター
中央卸売市場食品衛生検査所

を

動物愛護センター
中央卸売市場食品衛生検査所
総合リハビリテーション推進センターの課
地域支援室

に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第15条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

担当理事

を

担当理事
室長

に、

担当課長

を

「
担当課長
経営戦略・危機管理室の経営戦略担当の担当係長
経営戦略・危機管理室の行政改革・組織定数担当の担当係長
」

に、

「
労務課の労務担当の担当係長及び給与・厚生担当の担当係長
経営企画課の経営企画担当の担当係長
経営企画課の組織・定数担当の担当係長
」

を

「
労務課の労務担当の担当係長及び給与・厚生担当の担当係長
」

に、

「
水道管理課の庶務係長
水道整備課の管理係長
水道施設管理課の管理係長
浄水課の管理係長
」

を

「
水道管理課の庶務係長
」

に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)
第16条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条の表警防部の部航空隊の項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 航空機の運航の安全の確保に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第19号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第25項第16号中「第115条の45第5項」を「第115条の45第10項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第20号

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表技術職員の項中「、飼育職」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第21号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

(川崎市旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市旅館業法施行細則(昭和47年川崎市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「、氏名及び押印のある」を「及び氏名を記載した」に改める。

(川崎市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第3条 川崎市公衆浴場法施行細則(昭和47年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「距離並びに」を「距離を記入し、」に改め、「、当該図面作成者が押印し」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第22号

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市基金条例施行規則（昭和46年川崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「上下水道事業管理者、」を削る。

第4条第1号の表公共下水道事業基金の項、庁舎整備基金の項、地球環境保全基金の項及び学校施設整備基金の項を削り、同表に次のように加える。

学校給食運営基金	当該基金に編入する。
----------	------------

第9条を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則

川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第7号中「もの」の次に「、小学校において購入する食材料で給食に関するもの」を加える。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第24号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式

現場代理人・主任技術者等設置(変更)届		
(宛先) 川 崎 市 長	年 月 日	
請負者		
住 所	_____	
商号又は名称	_____	
代表者職氏名	_____ 印	
電 話 番 号	_____	
次のとおり設置(変更)したので、必要書類を添えてお届けします。		
工 事 名		
契 約 番 号		
履 行 場 所		
請 負 金 額		
現場代理人	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
	※兼任している工事がある場合は、次の欄に必要事項を記載すること。	
	兼 任 工 事 名	
	契 約 番 号	
	請 負 金 額	
主任技術者等	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
	専任・非専任の別	専任 ・ 非専任
	主任技術者	
	資 格 要 件	建設業法第7条第2号 イ・ロ・ハ
	監理技術者	
	交 付 番 号	第 _____ 号
	講 習 修 了 証 番 号	第 _____ 号
	監理技術者補佐	
	交 付 番 号	第 _____ 号
一級第一次検定合格証明書番号	第 _____ 号	
専門技術者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
	(_____) 技術者	
	資 格 要 件	建設業法第7条第2号 イ・ロ・ハ

- 注1 落札決定までに提出した配置予定技術者届の写しを添付すること。
- 2 共同企業体代表者以外の構成員の技術者を通知する場合その他複数の技術者を通知する場合は、この様式を複写して使用すること。
- 3 「監理技術者補佐」欄は、監理技術者の資格を有する者にあつては「交付番号」欄に、監理技術者の資格を有さない者にあつては「一級第一次検定合格証明書番号」欄に番号を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第25号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第37号様式	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	納税証明書	法第20条の10
--------	---	-------	----------

」

を

「

第37号様式	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	納税証明書	法第20条の10
--------	---	-------	----------

」

に改める。

別表第37号様式(9)の次に次の1様式を加える。

第37号様式(10)

市 税 納 税 証 明 書

(川崎市競争入札参加資格審査申請用)

住所(所在地)	
氏名(法人名)	

川崎市証明 第 号

上記の者について、市税(市民税、固定資産税・都市計画税)に滞納がないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

別表第53号様式の2中

「

家屋の所在	家屋番号	調査済証番号
-------	------	--------

」

を

「

家屋の所在	家屋番号
-------	------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第26号

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第53条の次に次の1条を加える。

(受託拒否の正当な理由)

第53条の2 条例第44条に定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 販売の委託の申込みがあった物品が衛生上有害である場合
- 販売の委託の申込みがあった物品が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と同程度の品質であると市長が認める場合
- 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために利用する施設の受入能力を超える場合
- 販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令又は条例に違反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をした場合又は販売を制限する本市その他行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 販売の委託の申込みが条例第43条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市環境基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第27号

川崎市環境基本条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市環境基本条例施行規則（平成4年川崎市規則第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「環境調整会議」を「環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議
第6条を次のように改める。

(組織)

第6条 川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議

(以下「調整会議」という。)を組織する条例第11条

第2項に規定する市長が定める職員は、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）並びに危機管理監とする。

第7条第1項中「が指定する副市長」を削り、「環境局長」を「副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長」に改め、同条第3項中「副会長は」の次に「、会長を補佐し」を、「ときは、」の次に「会長があらかじめ定めた順序により」を加える。

第8条第3項中「関係局の長」を「上下水道事業管理者及び第6条に規定する職員」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

別表を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市血液対策センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第28号

川崎市血液対策センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市血液対策センター条例施行規則（昭和45年川崎

市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

かわさき総合ケアセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

かわさき総合ケアセンター条例施行規則を廃止する規則

かわさき総合ケアセンター条例施行規則(平成17年川崎市規則第110号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和47年川崎市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第2号様式の2中「又は健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第31号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第46号様式中

「

①マッサージ	軀 幹	円×	回=	円
	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円
②変形徒手矯正術		円×	回=	円
③温あん法		円×	回=	円
④温あん法・電気光線器具		円×	回=	円
⑤往療料 4kmまで		円×	回=	円
	4km超	円×	回=	円
⑥施術報告書交付料 (前回支給：年 月分)		円×	回=	円

」

を

「

①マッサージ	軀 幹	円×	回=	円
	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円
②温あん法(加算)		円×	回=	円
③温あん法・電気光線器具 (加算)		円×	回=	円
④変形徒手矯正術(加算) ※温あん法との併施は不可	右上肢	円×	回=	円
	左上肢	円×	回=	円
	右下肢	円×	回=	円
	左下肢	円×	回=	円
⑤往療料 4kmまで		円×	回=	円
	4km超	円×	回=	円
⑥施術報告書交付料 (前回支給：年 月分)		円×	回=	円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第32号

川崎市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第25号の2様式を次のように改める。

第25号の2様式

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容	
職員の定数及び職務の内容	
主な職員の氏名	
事業を行おうとする区域	
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）	
事業開始の予定年月日	年 月 日

添付書類 届出者の登記事項証明書又は条例

第25号の5様式を次のように改める。

第25号の5様式

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称、種類及び所在地	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	
職員の定数及び職務の内容	
施設の長の氏名	
事業を行おうとする区域	
入所定員（老人短期入所施設の場合）	
事業開始の予定年月日	年 月 日

添付書類 届出者の登記事項証明書

第26号様式を次のように改める。

第26号様式

老人ホーム設置認可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名 称

代表者

印

次のとおり老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法第15条第4項の規定により申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
 - 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 施設の運営の方針
 - (2) 入所定員
 - (3) 職員の定数及び職務の内容
 - 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第75号。以下「基準条例」という。）第8条又は第35条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
 - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - (4) 基準条例第28条第1項（基準条例第43条、第49条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準条例第28条第2項（基準条例第43条、第49条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
 - 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
 - 6 事業開始の予定年月日
- 添付書類 申請者の登記事項証明書

第27号様式を次のように改める。

第27号様式

老人ホーム事業開始届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号をもって老人福祉法第15条第4項による 老人ホームの認可を受けましたが、次のとおりその事業を開始しましたので、管理規程等関係書類を添えて届け出ます。

- 1 建物その他の設備完了年月日
- 2 入所開始年月日

第29号様式を次のように改める。

第29号様式

老人ホーム事業変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名 称

代表者

印

次の事項について変更しますので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け
出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 変更する事項

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更する年月日

年 月 日

4 変更する理由

第31号様式を次のように改める。

第31号様式

老人ホーム(廃止・休止・入所定員減少・入所定員増加)認可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名 称

代表者

印

次のとおり老人ホームの(廃止・休止・入所定員の減少・入所定員の増加)の認可を受けたいので、老人福祉法第16条第3項の規定により申請します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 (廃止・休止・入所定員の減少・入所定員の増加)の理由
- 3 現に入所している者に対する措置
- 4 (廃止・入所定員の減少・入所定員の増加)年月日
年 月 日
(休止期間) 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 減少又は増加後の入所定員

第36号様式を次のように改める。

第36号様式

有料老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与をされる介護等の内容
- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 施設の運営の方針
- 8 入居定員及び居室数
- 9 職員の配置の計画
- 10 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 11 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金の返還に関する同条第10項に規定する契約の内容
- 12 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 13 長期の収支計画

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- (4) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- (5) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第33号

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第9号）の施行期日は、令和3年4月1日とする。

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第34号

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和46年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター

第1節 総合リハビリテーション推進センター（第2条）

第2節 総合研修センター（第3条～第8条）

第3節 地域リハビリテーションセンター

第1款 地域支援室（第9条）

第2款 在宅支援室（第10条～第14条）

第3款 日中活動センター（第15条～第20条）

第4款 地域生活支援センター（第21条～第35条）

第3章 障害者福祉施設

第1節 栢生学園（第36条～第42条）

第2節 ふじみ園（第43条～第48条）

第3節 中央療育センター（第49条～第55条）

第4節 地域療育センター（第56条～第62条）

第5節 三田福祉ホーム（第63条～第70条）

第6節 陽光ホーム（第71条～第77条）

第7節 井田重度障害者等生活施設

（第78条～第84条）

第8節 社会復帰訓練所（第85条～第90条）

第4章 雑則（第91条・第92条）

附 則

第1条中「川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例」を「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」に改める。

第4章を削る。

第51条を第92条とする。

第50条第1項中「川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター（障害者更生相談所及び精神保健福祉センター）」を「川崎市総合リハビリテーションセンター（総合リハビリテーション推進センター）」に、「総合センター」を「総合推進センター」に改め、同条第2項中「総合センター」を「総合推進センター」に改め、同条を第91条とする。

第5章を第4章とする。

第3章第2節中第23条を第90条とする。

第22条中「第28条第1項」を「第158条第1項」に改め、同条を第89条とする。

第21条第1項中「第28条第1項各号」を「第158条第1項各号」に、「第26条各号」を「第156条各号」に改め、同条第3項中「第19条」を「第86条」に改め、同条を第88条とする。

第20条第2項中「第28条第2項」を「第158条第2項」に改め、同条を第87条とする。

第19条中「第28条第1項」を「第158条第1項」に改め、同条第4号中「第28条第2項」を「第158条第2項」に改め、同条を第86条とする。

第18条の表業務の欄中「第26条第1号」を「第156条第1号」に、「第26条第2号」を「第156条第2号」に改め、同表利用期間の欄中「第28条第1項」を「第158条第1項」に改め、同条を第85条とする。

第3章第2節を同章第8節とする。

第3章第1節を削る。

「第3章 リハビリテーション医療センター」を削る。第16条の26中「第4条の7」を「第42条」に改め、第2章第11節中同条を第84条とし、第16条の25を第83条とする。

第16条の24中「第22条の35第1項」を「第149条第1項」に改め、同条を第82条とする。

第16条の23第1項中「第22条の35第1項各号」を「第

149条第1項各号」に、「第22条の34各号」を「第147条各号」に改め、同条第3項中「第16条の21」を「第79条」に改め、同条を第81条とする。

第16条の22第2項中「第22条の35第2項」を「第149条第2項」に改め、同条を第80条とする。

第16条の21中「第22条の35第1項」を「第149条第1項」に改め、同条第4号中「第22条の35第2項」を「第149条第2項」に改め、同条を第79条とする。

第16条の20の表業務の欄中「第22条の34第1号」を「第147条第1号」に、「第22条の34第2号」を「第147条第2号」に、「第22条の34第3号」を「第147条第3号」に、「第22条の34第4号」を「第147条第4号」に、「第22条の34第5号」を「第147条第5号」に改め、同表利用期間の欄中「第22条の35第1項」を「第149条第1項」に改め、同条を第78条とする。

第2章第11節を第3章第7節とする。

第2章第10節を削る。

第16条の14中「第4条の7」を「第42条」に改め、第2章第9節中同条を第77条とする。

第16条の13を第76条とする。

第16条の12中「第22条の17第1項」を「第130条第1項」に改め、同条を第75条とする。

第16条の11第1項中「第22条の17第1項各号」を「第130条第1項各号」に、「第22条の16各号」を「第128条各号」に改め、同条第3項中「第16条の9の2」を「第72条」に改め、同条を第74条とする。

第16条の10第2項中「第22条の17第2項」を「第130条第2項」に改め、同条を第73条とする。

第16条の9の2中「第22条の17第1項」を「第130条第1項」に改め、同条第4号中「第22条の17第2項」を「第130条第2項」に改め、同条を第72条とする。

第16条の9の表業務の欄中「第22条の16第1号」を「第128条第1号」に、「第22条の16第5号」を「第128条第5号」に改め、同表利用期間の欄中「第22条の17第1項」を「第130条第1項」に改め、「以下」の次に「この節において」を加え、同条を第71条とする。

第2章第9節を第3章第6節とする。

第2章第7節及び第8節を削る。

第16条の2中「第4条の7」を「第42条」に改め、第2章第6節中同条を第70条とする。

第16条中「第22条の3」を「第106条ただし書」に改め、同条を第69条とし、第15条の4を第68条とする。

第15条の3中「第19条第1項」を「第101条第1項」に改め、同条第67条とする。

第15条の2第1項中「第19条第1項各号」を「第101条第1項各号」に、「第17条」を「第99条」に改め、同条第3項中「第14条」を「第64条」に改め、同条を第66条とする。

第15条第2項中「第19条第2項」を「第101条第2項」に改め、同条を第65条とする。

第14条中「第19条第1項」を「第101条第1項」に改め、「法人その他の団体（以下「」及び「という。」）を削り、同条第4号中「第19条第2項」を「第101条第2項」に改め、同条第64条とする。

第13条の表入居期間の欄中「第19条第1項」を「第101条第1項」に改め、同条を第63条とする。

第2章第6節を第3章第5節とする。

第12条中「第4条の7」を「第42条」に改め、第2章第5節中同条を第62条とし、第11条を第61条とする。

第10条中「第14条の3第1項」を「第91条第1項」に改め、同条を第60条とする。

第9条の4第1項中「第14条の3第1項各号」を「第91条第1項各号」に、「第13条各号」を「第88条各号」に改め、同条第3項中「第9条の2」を「第57条」に改め、同条を第59条とする。

第9条の3第2項中「第14条の3第2項」を「第91条第2項」に改め、同条を第58条とする。

第9条の2中「第14条の3第1項」を「第91条第1項」に改め、同条第4号中「第14条の3第2項」を「第91条第2項」に改め、同条を第57条とする。

第9条の表業務の欄中「第13条第1号」を「第88条第1号」に、「第13条第2号」を「第88条第2号」に改め、同表利用期間の欄中「第14条の3第1項」を「第91条第1項」に改め、同条を第56条とする。

第2章第5節を第3章第4節とする。

第8条の3中「第4条の7」を「第42条」に改め、第2章第4節中同条を第55条とし、第8条の2を第54条とする。

第8条中「第11条第1項」を「第81条第1項」に改め、同条を第53条とする。

第7条の4第1項中「第11条第1項各号」を「第81条第1項各号」に、「第10条各号」を「第79条各号」に改め、同条第3項中「第7条の2」を「第50条」に改め、同条を第52条とする。

第7条の3第2項中「第11条第2項」を「第81条第2項」に改め、同条を第51条とする。

第7条の2中「第11条第1項」を「第81条第1項」に改め、同条第4号中「第11条第2項」を「第81条第2項」に改め、同条を第50条とする。

第7条の表業務の欄中「第10条第1号」を「第79条第1号」に、「第10条第2号」を「第79条第2号」に、「第10条第9号」を「第79条第9号」に、「第10条第10号」を「第79条第10号」に、「第10条第11号」を「第79条第11号」に、「第10条第13号」を「第79条第13号」に改め、同表利用期間の欄中「第11条第1項」を「第81条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第2章第4節を第3章第3節とする。

第6条を削る。

第2章第3節中第5条の6を第48条とする。

第5条の5中「第7条の3第1項」を「第71条第1項」に改め、同条を第47条とする。

第5条の4第1項中「第7条の3第1項各号」を「第71条第1項各号」に、「第7条各号」を「第69条各号」に改め、同条第3項中「第5条の2」を「第44条」に改め、同条を第46条とする。

第5条の3第2項中「第7条の3第2項」を「第71条第2項」に改め、同条を第45条とする。

第5条の2中「第7条の3第1項」を「第71条第1項」に改め、同条第4号中「第7条の3第2項」を「第71条第2項」に改め、同条を第44条とする。

第5条の表業務の欄中「第7条第1号」を「第69条第1号」に、「第7条第2号」を「第69条第2号」に改め、同表利用期間の欄中「第7条の3第1項」を「第71条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第2章第3節を第3章第2節とする。

第2章第2節中第4条の7を第42条とする。

第4条の6第1項中「又はくさぶえの家」を削り、同条第2項第2号中「利用に係る料金(以下「」及び「という。)」を削り、同項第8号中「(昭和39年川崎市条例第14号)」を削り、同条を第41条とする。

第4条の5中「第6条の3の2第1項」を「第61条第1項」に改め、「(第1号様式)」を削り、同条を第40条とする。

第4条の4第1項中「第6条の3の2第1項各号」を「第61条第1項各号」に改め、「柿生学園にあっては」を削り、「第6条第1号」を「第58条第1号」に改め、「くさぶえの家にあっては同条第1号、第3号、第6号及び第8号に掲げる業務」を削り、同条第3項中「第4条の2」を「第37条」に改め、同条を第39条とする。

第4条の3第2項中「第6条の3の2第2項」を「第61条第2項」に改め、同項第1号中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第38条とする。

第4条の2中「第6条の3の2第1項」を「第61条第1項」に改め、「又はくさぶえの家」を削り、同条第4号中「第6条の3の2第2項」を「第61条第2項」に改め、同条を第37条とする。

第4条の表以外の部分中「及びくさぶえの家」を削り、同条の表柿生学園の項中「第6条第1号」を「第58条第1号」に、「第6条第2号」を「第58条第2号」に、「第6条第4号」を「第58条第4号」に、「第6条第7号」を「第58条第7号」に改め、同表利用期間の欄中「第6条の3の2第1項」を「第61条第1項」に改め、同表くさぶえの家の項を削り、同条を第36条とする。

第2章第2節の節名中「及びくさぶえの家」を削り、

同節を第3章第1節とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター
第2章第1節を次のように改める。

第1節 総合リハビリテーション推進センター
(利用の申込み)

第2条 総合リハビリテーション推進センターを相談等のため利用しようとする者は、市長が別に定める書面をもってその旨を市長に申し出て承認を受けなければならない。

第2章第1節の次に次の2節及び章名を加える。

第2節 総合研修センター

(公告)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定により総合研修センターの管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第10条第1項に規定する指定管理者(以下この節において「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第10条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下この節において「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第4条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の総合研修センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下この節において「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第5条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第10条第1項各号に掲げる要件(以下この節において「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第8条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下この節において「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第3条の規定による公告を行う。

(通知)

第6条 市長は、条例第10条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第7条 指定管理者は、市長と総合研修センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の制限に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(受講料の納入)

第8条 条例第16条第1項に規定する受講料は、指定管理者が指定する日までに納入しなければならない。

第3節 地域リハビリテーションセンター

第1款 地域支援室

(利用の申込み)

第9条 南部地域支援室、中部地域支援室及び北部地域支援室(以下「地域支援室」という。)を相談、判定、指導等のため利用しようとする者は、市長が別に定める書面をもってその旨を市長に申し出て承認を受けなければならない。

第2款 在宅支援室

(公告)

第10条 市長は、条例第25条第1項の規定により南部在宅支援室、中部在宅支援室又は北部在宅支援室(以下「在宅支援室」という。)の管理を行わせるため、法人等を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第25条第1項に規定する指定管理者(以下この款において「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下この款において「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第25条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下この款において「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第11条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第25条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の在宅支援室の管理に係る事業計画書及び経費見積書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下この款において「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第12条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第25条第1項各号に掲げる要件(以下この款において「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第24条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下この款において「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第10条の規定による公告を行う。

(通知)

第13条 市長は、条例第25条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書により通知する。

(協定)

第14条 指定管理者は、市長と在宅支援室の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の制限に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 川崎市契約条例に規定する作業報酬に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

第3款 日中活動センター

(定員及び利用期間)

第15条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センターの定員及び利用期間については、次のとおりとする。

施設名	業務	定員	利用期間
南部日中活動センター	条例第31条第1号に規定する業務	1日6名	条例第32条第1項に規定する指定管理者(以下この款において「指定管理者」という。)が必要と認める期間
	条例第31条第2号に規定する業務	1日10名	
	条例第31条第3号に規定する業務	1日10名	
	条例第31条第4号に規定する業務	1日10名	
中部日中活動センター	条例第31条第1号に規定する業務	1日20名	
	条例第31条第2号に規定する業務	1日35名	
	条例第31条第3号に規定する業務	1日10名	

	条例第31条第4号に規定する業務	1日20名
北部日中活動センター	条例第31条第1号に規定する業務	1日10名
	条例第31条第2号に規定する業務	1日6名
	条例第31条第3号に規定する業務	1日20名
	条例第31条第4号に規定する業務	1日20名

(公告)

第16条 市長は、条例第32条第1項の規定により南部日中活動センター、中部日中活動センター又は北部日中活動センター(以下「日中活動センター」という。)の管理を行わせるため、法人等を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下この款において「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第32条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下この款において「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画書等の提出)

第17条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第32条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の日中活動センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下この款において「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第18条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第32条第1項各号に掲げる要件（以下この款において「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第31条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下この款において「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第16条の規定による公告を行う。

（通知）

第19条 市長は、条例第32条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書により通知する。

（協定）

第20条 指定管理者は、市長と日中活動センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (3) 利用の制限に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

第4款 地域生活支援センター

（公告）

第21条 市長は、条例第41条第1項の規定により中部地域生活支援センター又は北部地域生活支援センター（以下「支援センター」という。）の管理を行わせるため、法人等を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第41条第1項に規定する指定管理者（以下この款において「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下この款において「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第41条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下この款におい

て「事業計画書等の提出」という。）の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業計画書等の提出）

第22条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第41条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の支援センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下この款において「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理予定者）

第23条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第41条第1項各号に掲げる要件（以下この款において「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第40条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下この款において「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第21条の規定による公告を行う。

（通知）

第24条 市長は、条例第41条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書により通知する。

（協定）

第25条 指定管理者は、市長と支援センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 利用の制限に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理の業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 川崎市契約条例に規定する作業報酬に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第26条 条例第46条の規定により支援センターの施設(以下この款において「施設」という。)の利用許可を受けようとする者(以下この款において「申請者」という。)は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の利用許可の申請期間は、施設の利用日の3月前から利用日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第27条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免申請等)

第28条 条例第49条の規定により、条例第48条第1項の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として第26条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

(利用の中止又は変更の届)

第29条 第26条第1項の利用許可を受けた者(以下この款において「利用者」という。)が施設の利用を中止し、又は変更しようとするときは、速やかに利用の中止又は変更を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第30条 条例第50条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を返還する。

- (1) 条例第53条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第26条第1項の利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者が利用日の3日前までに利用の中止を届け出たとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。

(利用期間等の制限)

第31条 指定管理者は、施設の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設の模様替え等)

第32条 条例第54条ただし書の規定により施設を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、第26条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、施設の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第33条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された施設以外の施設を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (10) 大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第34条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(利用後の点検)

第35条 利用者は、施設の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

第3章 障害者福祉施設

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式中「川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則」を「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第35号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例(令和元年川崎市条例第10号)の施行期日は、令和3年4月1日とする。

川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則

川崎市高齢社会福祉総合センター条例施行規則(昭和63年川崎市規則第98号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第37号

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則(平成5年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の項、川崎市特別養護老人ホームすみよしの項、川崎市特別養護老人ホームこだなかの項及び川崎市特別養護老人ホームひらまの里の項を削り、同表川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の項中「老人短期入所事業」を「条例第3条第1項第2号に規定する老人短期入所事業」に、「入所及び養護事業」を「条例第3条第1項第3号に規定する入所及び養護に関する事業(以下「入所及び養護事業」という。)」に改め、同表川崎市特別養護老人ホーム多摩

川の里の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則(昭和36年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)及び同条第2号に規定する」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	定員
川崎市わーくす大島	1日20名
川崎市わーくす高津	1日30名

第9条中「就労移行支援及び」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第39号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育園条例施行規則(昭和62年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市古川保育園	130名
川崎市北加瀬保育園	60名

」

を

「

川崎市古川保育園	130名
----------	------

」

に、

「

川崎市夢見ヶ崎保育園	90名
川崎市平間保育園	60名
川崎市平間乳児保育園	35名

」

を
「
川崎市夢見ヶ崎保育園 90名
」

に、
「
川崎市下小田中保育園 95名
川崎市西宮内保育園 90名
」

「
川崎市下小田中保育園 95名
」

に、
「
川崎市有馬保育園 90名
川崎市菅生保育園 120名
川崎市平保育園 120名
」

を
「
川崎市菅生保育園 120名
」

に改める。

第3条から第7条までを削る。

第8条中「第8条第2項第4号」を「第5条第2項第4号」に改め、「子ども・子育て支援法」の次に「(平成24年法律第65号)」を加え、同条を第3条とし、第9条を第4条とする。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第40号

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年川崎市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「(第12号様式)」を「(第11号様式)」に改め、同条第2項中「(第13号様式)」を「(第12号様式)」に、「(第14号様式)」を「(第13号様式)」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表第1の1の項中「及び第13条に規定する者」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同表の2の項から4の項までを次のように改める。

2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。） (2) 診療所（(1)を除く。）	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設

別表第1の5の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の6の項中「13」を「14」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の7の項中「及び」を「又は」に改め、同表の8の項及び9の項を次のように改める。

8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア（物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。） (6) 薬局 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(5)及び(6)を除く。） (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)から(6)までにあっては、全ての施設 (7)から(11)までにあっては、用途面積が200平方メートル以上の施設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舎又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上の施設

別表第1の11の項を次のように改める。

11	1 から10 までに掲 げる施設 に準ずる もの	(1) 地下街その他これに類する 施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設 の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、観覧場、映画館、演 芸場又は遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年法律第 106号)第2条第2号に規定す る路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボーリン グ場その他これらに類する運 動施設 (8) 工場	(1)から(3)ま でにあって は、全ての 施設 (4)にあって は、用途面 積が300平 方メートル 以上の施設 (5)から(7)ま でにあって は、用途面 積が500平 方メートル 以上の施設 (8)にあって は、用途面 積が1,000 平方メー トル以上の施 設
----	--------------------------------------	---	--

別表第1中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、同表の12の項中「11」を「12」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の11の項の次に次の項を加える。

12	公共用 歩廊	公共用歩廊	用途面積が 2,000平方 メートル以 上の施設
----	-----------	-------	-----------------------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(オに掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)にすること。 ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者(以下「利用者」という。)の利用に供する居室(別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室(以下「住戸等」という。))を除く。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路 イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。))に設けられるものを除く。

以下「車椅子使用者用便房」という。)を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車場施設(以下「車椅子使用者用駐車場施設」という。)を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車場施設から利用居室までの経路

エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路
オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路

カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車場施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車場施設から住戸等までの経路

キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。

2 敷地内の通路

(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ 水はけの良い仕上げとすること。
ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。

(ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始終端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 蹴込板を設けること。

エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。

(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始終端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。

<p>(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスト等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路（(3)に該当するものを除く。）は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが20センチメートル以下のものにあつては、12分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが60センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができ平たんな部分を設けること。</p> <p>(3) 別表第1の8（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（(2)の施設に限る。）及び8（(6)から(11)までの施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル未満の同表の11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設（以下これらを「小規模施設」という。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができ平たんな部分を設けること。</p> <p>(4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7（(4)を除く。）の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>	<p>イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができ平たんな部分を設けること。</p> <p>(4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7（(4)を除く。）の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
<p>3 出入口</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口（(2)に該当するものを除く。）は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口（(2)に該当するものを除く。）は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p>

	<p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、その前後の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（2）の施設に限る。）、9、10及び11（5）及び（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>		<p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 別表第1の2（(1)の施設を除く。）及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p>
<p>4 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</p>	<p>5 階段</p>	<p>利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 段鼻には、滑り止めを設けること。</p> <p>(7) 蹴込板を設けること。</p>

	<p>(8) 階段の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（2）の施設に限る）、9（2）の施設に限る。）、10及び11（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（1）の施設に限る。）及び11（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>(9) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>		<p>(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（(3)に該当するものを除く。）は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、8分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p>
<p>6 傾斜路</p>	<p>(1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（2）の施設に限る）、9（2）の施設に限る。）、10及び11（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（1）の施設に限る。）及び11（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</p>		

7 エレベーター
その他の昇降機

(1) 別表第1の1、2、3 ((1)の施設に限る。)、4 ((1)から(3)までの施設に限る。)、11 ((1)の施設に限る。)
及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50平方メートル以上の同表の11 ((2)の施設に限る。)
に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4 ((4)の施設に限る。)
に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3 ((2)の施設に限る。)、8 ((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)
及び11 ((3)の施設に限る。)
に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8 ((9)及び(11)の施設に限る。)、9 ((1)の施設に限る。)
及び11 ((4)から(7)までの施設に限る。)
に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9 ((2)の施設に限る。)、10、11 ((8)の施設に限る。)
及び13に掲げる公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)
及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。
ア 籠 (人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)
は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設 (以下「乳幼児等用施設」という。)
がある階及び地上階に停止すること。
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。
オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。

コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。
サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
ただし、エレベーターが1の(1)のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。
(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
ただし、別表第1の9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。
ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
(ア) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置 (車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)
は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
ただし、小規模施設、別表第1の4 ((2)の施設に限る。)、9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)
に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9 ((1)の施設に限る。)
及び11 ((5)の施設に限る。)
に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。
a 点字
b 文字等の浮き彫り
c 音による案内
d aからcまでに掲げる方法に類するもの

	<p>(イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（2）の施設に限る。）、9、10及び11（5）及び（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>(2) (1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、(1)に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(3) 令第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。</p> <p>(4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4（2）の施設に限る。）、及び9、10及び11（5）及び（8）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。</p>		<p>ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>オ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>カ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>キ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>ク 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）、その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。</p> <p>ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p>コ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</p> <p>(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（2）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（6）から（11）までの施設に限る。）、及び11（4）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>
<p>8 便所</p>	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8（5）の施設に限る。）、及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8（6）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p> <p>(1) 便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（2）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（6）から（11）までの施設に限る。）、及び11（4）の施設に限る。）、に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>		

	<p>(3) 便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4(((3)及び(4)の施設に限る。))、8((9)の施設を除く。))及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに1,000平方メートル未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p> <p>(4) (1)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 イ 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 オ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。))その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。 ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(6) (1)から(4)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>
<p>9 駐車場</p>	<p>(1) 別表第1の1から4まで、8((1)から(4)までの施設に限る。))、10、11((1)から(7)までの施設に限る。))及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。))に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9((1)の施設に限る。))に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。))以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。 イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 平たんな場所に設けること。</p>
<p>10 レジ通路等</p>	<p>別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。))、8((1)から(4)までの施設に限る。))及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに用途面積が300平方メートル以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。))に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。))を設ける場合は、1以上のレジ通路等の幅は、90センチメートル以上とすること。</p>
<p>11 浴室、シャワー室又は更衣室</p>	<p>別表第1の2((1)の施設を除く。))、3((1)の施設に限る。))、9((2)の施設に限る。))及び11((3)及び(7)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p>

	<p>(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>		<p>ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置とすること。</p> <p>イ 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 1以上の車椅子使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120センチメートル以上とし、区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>
<p>12 客室</p>	<p>(1) 別表第1の2(1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用客室を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所は、8の(1)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所(8の(1)に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室(11に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。</p> <p>エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>	<p>14 標識</p>	<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4(2)の施設に限る。)、9(2)の施設に限る。)、10及び11(8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9(1)の施設に限る。))及び11(5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の標識とするよう努めること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p>
<p>13 客席等及び舞台</p>	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11(4)、(6)及び(7)の施設に限る。))に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する固定式の客席又は観覧席(以下「客席等」という。)を設ける場合は、客席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。))以上の、次に定める構造の車椅子で利用できる席(以下「車椅子使用者用席」という。)を設けること。</p>	<p>15 案内設備</p>	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4(2)の施設に限る。))、9(2)の施設に限る。))、10及び11(8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9(1)の施設に限る。))及び11(5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</p>

	<p>ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</p> <p>(ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる方法に類するもの</p> <p>(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。</p>		<p>(3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分 (ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）</p>
<p>16 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にすること。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p>	<p>17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p> <p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の1、3(1)及び8（(1)から(4)までの施設に限る。）に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1、2（(1)の施設を除く。）及び4（(3)及び(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。</p> <p>(3) 別表第1の1、2（(1)の施設を除く。）、4及び11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p>	
		<p>18 カウンター及び記載台</p>	<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p>

	<p>(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p>
19 乳幼児等用施設	<p>(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2（(1)の施設に限る。）、3、4（(2)から(4)までの施設に限る。）、7、8（(5)及び(9)の施設を除く。）、11（(8)の施設を除く。）及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2（(1)の施設に限る。）、3、4（(2)から(4)までの施設に限る。）、7、8（(9)の施設を除く。）及び11（(8)の施設を除く。）に掲げる公共的施設にあっては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。</p>

別表第3の1の項中「ものをいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項(1)中「別表第2の5の(1)」を「(2)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同項(2)を削り、同項(4)ア中「別表第2の5の(1)」を「(2)」に改め、同項(4)イ中「別表第2の6」を「5」に改め、同項(4)ウ中「(2)」を「(3)」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(3)ア中「車いす」を「車椅子」に改め、同(3)を同項(4)とし、同項(1)の次に次のように加える。

- (2) 経路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 傾斜路の勾配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。
 - ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。
 - オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。
 - カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場及び通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、その存在を容易に識別しやすいものとする。
- (3) 経路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。
- ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ

- 80センチメートル以上とすること。
 - イ 籠は、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の籠（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りでない。
 - ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
 - オ 籠内には、籠が停止した階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
 - カ 籠内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。
 - キ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
 - ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。
 - ケ 籠内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと。
 - コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。
 - サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。
 - シ 戸の開扉時間を延長する機能を有していること。
 - ス 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。
- 別表第3の2の項(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同表の3の項 (1)ウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の4の項(1)中「別表第2の8の(1)」を「次」に、「多機能トイレ」を「車椅子使用者を始めとする全ての利用者が円滑に利用できる便房（以下「多機能便房」という。）を有する便所（以下「多機能トイレ」という。）に、「すべて」を「全て」に改め、同項(1)に次のように加える。
- ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80

センチメートル以上とすること。

- イ 便所及び多機能便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
- ウ 多機能便所の幅及び奥行きの内法(のり)は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。
- エ 便所及び多機能便所の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。
- オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。
- カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。
- キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
- ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。
- コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。
- サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。
- シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)等とすること。
- ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。
- 別表第3の4の項(2)中「別表第2の8の(2)」を「次」に改め、同項(2)に次のように加える。
- ア 便所及び1以上の便所の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- イ 便所及び便所の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。
- ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。
- オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。
- カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)等と

すること。

別表第3の5の項中「別表第2の6の(2)から(5)まで」を「次」に、「し、照明設備を設ける」を「する」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (5) 照明設備を設けること。

別表第3の7の項(2)中「すべて」を「全て」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同項の(3)中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同項(4)中「さく」を「柵」に改め、同表の8の項中「別表第2の15」を「次」に、「し、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える」を「する」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 高さは、75センチメートル程度とすること。
- (2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。
- (3) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。

別表第3の9の項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同表の10の項中「エレベーターその他の昇降機、傾斜路」を「傾斜路、1の(3)に定める構造のエレベーターその他の昇降機」に、「案内標示を」を「案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。)」を「に改める。

別表第4の1の項(1)イ中「縦断こう配」を「縦断勾配」に、「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同項(2)中「別表第2の7の(1)」を「別表第3の1の(3)」に改め、同項(2)ア中「かご」を「籠」に改め、同項(2)イ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)ウからオまでの規定中「かご」を「籠」に改め、同項(3)イ中「こう配」を「勾配」に改め、同項(3)ウ中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同項(4)中「別表第2の6の(2)から(5)まで」を「別表第3の5の(1)から(4)まで」に改め、同表の2の項(1)中「別表第2の8の(1)」を「別表第3の4の(1)アからスまで」に改め、同項(2)中「別表第2の8の(2)」を「別表第3の4の(2)」に改め、同表の4の項(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の5の項中「案内標示」の次に「(案内板、掲示板及び標識をいう。別表第6において同じ。)」を加える。

別表第6の1の項(4)中「車いす使用者」を「車椅子使用

者」に改め、同表の2の項(1)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(2)中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同項(3)中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同項(3)ただし書中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(4)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同項(8)中「溝ふた」を「溝蓋」に改め、同項(9)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(10)ア中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同項(10)イ中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同項(12)中「すりつけこう配」を「すりつけ勾配」に改め、同表の3の項中「別表第2の8の(1)」を「別表第3の4の(1)アからスまで」に改め、同表の4の項中「別表第2の9」を「次」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とし、1以上の施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。
- (2) 設置する場所は、1に定める構造の出入口に近接した水平な場所とすること。
- (3) 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。

別表第6の5の項中「(案内板、掲示板及び標識をいう。以下この表において同じ。)」を削る。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名 印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称			
指定施設の所在地			
指定施設の種類	構造	造 階	
新築等の種類	新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		
指定施設の規模	敷地面積	m ²	建築面積 m ²
	新築等の部分	その他の部分	合 計
指定施設の延べ面積	m ²	m ²	m ²
用途の内訳	()	m ²	m ² m ²
	()	m ²	m ² m ²
	()	m ²	m ² m ²
	()	m ²	m ² m ²
	共用部分	m ²	m ² m ²
駐車場の駐車台数	台(うち機械式 台・車椅子利用者用駐車施設 台)		
工事予定年月日	着手	年 月 日	完了 年 月 日
連絡先	住所	法人名	
	氏名	電 話	
※ 受付欄	※協議終了年月日 年 月 日		
	※ 審査結果等		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 必要な図書を添付してください。

第11号様式を削り、第12号様式を第11号様式とし、第13号様式を第12号様式とする。

第14号様式中「第15条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を第13号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(令和3年川崎市条例第15号)による改正前の川崎市福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第22条ただし書の規定による通知が行われた公共の施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る旧条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に工事中の指定施設の新築等又は施行日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、改正前の規則第13条及び第14条並びに第11号様式の規定は、なおその効力を有する。

4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第41号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第14条の6の次に次の1条を加える。

(公募対象公園施設設置等予定者選定委員会)

第14条の7 川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

5 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の半

数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、建設緑政局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第42号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)」及び「本市の区域内に所在する店舗及び派出所にあっては即日、本市の区域外に所在する店舗にあっては」を削り、「までに」の次に「(指定金融機関の取りまとめ店にあっては、即日)」を、「普通預金口座」の次に「(株式会社ゆうちょ銀行にあっては、振替口座)」を加え、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 株式会社ゆうちょ銀行は、電気通信回線を使用して公金を収納したときは、収納した日の翌営業日までに、これを取りまとめ店に設けた川崎市名義の振替口座に受け入れなければならない。

第64条第1項に次の1号を加える。

(6) 会計管理者が別に定める方法により寄附金を領収するとき。

第81条第4項各号を次のように改める。

(1) 報酬、給料、職員手当等及び共済費

(2) 報償金及び賞賜金

(3) 旅費

(4) 賠償金

(5) 諸払戻金及びこれに係る還付加算金

(6) 出資金

(7) 寄附金

(8) 資金の前渡により支出する経費

(9) 前各号のほか、役務費、負担金その他の経費であって会計管理者が必要と認めるもの

第140条中「し、振替先の予算科目を所管する歳入徴収者又は支出命令者に合議しなければならない。」を「しなければならない。」に改める。

別表第1総務企画局の項中

公文書館	館長
東京事務所	副所長

を

東京事務所	副所長
公文書館	館長

に改め、同表環境局の項中

環境総合研究所の課	課長
-----------	----

を

環境総合研究所	庶務を担当する担当課長
---------	-------------

に改め、同表健康福祉局の項中

精神保健福祉センター	所長
障害者更生相談所	所長
井田障害者センター	所長
百合丘障害者センター	所長

を

総合リハビリテーション推進センターの課	課長
地域支援室	室長

に改める。

別表第2 環境局の項中

環境対策部	環境管理課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	水質環境課	課長	汚染土壌処理業許可申請手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

環境対策部	環境保全課	課長	汚染土壌処理業許可申請手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	-------	----	------------------------------------

に改め、同表健康福祉局の項中

精神保健福祉センター	所長	こころの相談所使用料、証明閲覧手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
障害者更生相談所	所長	委託公衆電話料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
井田障害者センター	所長	委託公衆電話料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
百合丘障害者センター	所長	所の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

こころの相談所	所長	こころの相談所使用料、証明閲覧手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----	--

に改め、建設緑政局の項中「みどりの企画管理課」を「みどりの管理課」に、「閲覧手数料」を「道水路台帳平面図等の写しの交付に要する費用」に改め、同表区役所の項中「及び幸区役所」を「、幸区役所及び多摩区役所」に改め、同表消防局の項中

危険物課	課長	消防手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
査察課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

査察課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
危険物課	課長	消防手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表教育委員会事務局の項中

職員部	給与厚生課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-----	-------	----	-------------------

を

職員部	給与厚生課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
健康給食推進室		庶務を担当する担当課長	学校給食売払収入 その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改める。

別表第3中

株式会社神奈川銀行	
株式会社商工組合中央金庫	

を

株式会社神奈川銀行	
-----------	--

に改める。

別表第4中

株式会社神奈川銀行	川崎支店	川崎市川崎区 宮本町6番地
株式会社商工組合 中央金庫	神奈川営業部	横浜市中区北仲通 4丁目40番地

を

株式会社神奈川銀行	川崎支店	川崎市川崎区 宮本町6番地
-----------	------	------------------

に改める。

様式目次中

18(6)	領収書(金銭登録機等用)	第64条第1項
18(7)	削除	

を

18(6)	領収書(返還金システム用)	第64条第1項
18(7)	領収書(金銭登録機等用)	第64条第1項

に改める。

第18号様式(7)を削り、第18号様式(6)を第18号様式(7)とし、第18号様式(5)の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第43号

川崎市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防吏員服制等に関する規則（昭和58年川崎市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

航空服	冬航空帽	
	盛夏航空帽	

」

を

「

航空服	航空帽	
-----	-----	--

」

に改める。

別表第2中

「

冬航空帽	24月
盛夏航空帽	24月

」

を

「

航空帽	24月
-----	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第44号

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則
川崎市火災予防規則（昭和48年川崎市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第31条の6第4項」を「第31条の6第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第112号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社そらとわ	そらとわすくーる	川崎市高津区千年541-8	放課後等デイサービス	令和3年3月1日	1455300473
株式会社SKコーポレーション	リアライズ川崎溝口	川崎市高津区坂戸一丁目15-13 NARUTO BAY 102号室 103号室	放課後等デイサービス	令和3年3月1日	1455300481
レッツウォーク株式会社	放課後等デイサービスレッツウォーク	川崎市幸区南加瀬四丁目19番9号 グレイス・ハイツ102号室	放課後等デイサービス	令和3年3月1日	1455100303
株式会社Up Start	ステラファミリア	川崎市多摩区登戸新町368番地2 1階	保育所等訪問支援	令和3年3月1日	1455400380
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	川崎市南部地域療育センター	川崎市川崎区中島3-3-1	居宅訪問型児童発達支援	令和3年3月1日	1455000164

川崎市告示第113号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年3月16日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月18日から令和3年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. Contains data for two road sections in Kawasaki City.

川崎市告示第115号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月18日から令和3年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. Contains data for a road section in Kawasaki City.

川崎市告示第116号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月18日から令和3年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. Contains data for two road sections in Kawasaki City.

川崎市告示第117号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月18日から令和3年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
高石 第118号線	川崎市麻生区高石一丁目1068番13先	
	川崎市麻生区高石一丁目1068番13先	

川崎市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田紀彦

1 名称

橋本町会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、民主的で明るく住み良い地域社会の形成に資することを目的とする。

3 区域

川崎市多摩区宿河原2丁目の10番から22番、23番の一部、30番、31番

4 主たる事務所の所在地

川崎市多摩区宿河原2丁目163番地

5 代表者の氏名及び住所

大貫 欽也

川崎市多摩区宿河原2丁目17番13号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

令和3年3月18日

川崎市告示第119号

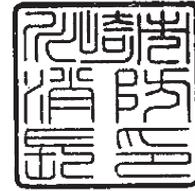
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

1 消防長印

- (1) 使用開始日 令和3年4月1日
 (2) 一般公印 ひな形番号 39
 (3) 書体 てん書
 (4) 寸法 方30mm
 (5) 保管場所及び個数 消防局総務部庶務課 1個
 (6) 印影



川崎市告示第120号

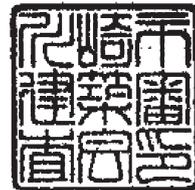
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

1 川崎市建築審査会印

- (1) 使用開始日 令和3年3月24日
 (2) 一般公印 ひな形番号 48の3
 (3) 書体 てん書
 (4) 寸法 方21mm
 (5) 保管場所及び個数 まちづくり局総務部
 まちづくり調整課 1個
 (6) 印影



2 川崎市建築審査会長の印

- (1) 使用開始日 令和3年3月24日
 (2) 一般公印 ひな形番号 48の4
 (3) 書体 てん書
 (4) 寸法 方21mm
 (5) 保管場所及び個数 まちづくり局総務部
 まちづくり調整課 1個

(6) 印 影



川崎市告示第121号

令和3年1月25日付けで公示した宮前区野川の市道宮前6号線予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和3年3月19日

川崎市市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和3年3月19日
- 2 認定の有効期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市宮前区野川4028-13他
- 4 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第122号

令和3年1月25日付けで公示した中原区小杉町3丁目の一般国道409号予定地(駐車場・駐輪場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和3年3月19日

川崎市市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和3年3月19日
- 2 認定の有効期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区小杉町3丁目23-5他
- 4 認定計画提出者
東海技研株式会社

川崎市告示第123号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和3年2月15日招集の令和3年第1回川崎市議会定例会において、令和3年3月19日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和3年3月23日

川崎市市長 福田紀彦

- 令和3年度川崎市一般会計予算
- 令和3年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 令和3年度川崎市公債管理特別会計予算
- 令和3年度川崎市病院事業会計予算
- 令和3年度川崎市下水道事業会計予算
- 令和3年度川崎市水道事業会計予算
- 令和3年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 令和3年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 令和2年度川崎市一般会計補正予算
- 令和2年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
- 令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 令和2年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 令和2年度川崎市自動車運送事業会計補正予算
- 令和2年度川崎市一般会計補正予算
- 令和3年度川崎市一般会計補正予算

議案第29号

令和3年度川崎市一般会計予算

令和3年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ820,841,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 345,390,359
	1 市 民 税	175,842,811
	2 固 定 資 産 税	124,086,481
	3 軽 自 動 車 税	944,330
	4 市 た ば こ 税	8,838,851
	5 特別土地保有税	2
	6 入 湯 税	6,533
	7 事 業 所 税	9,178,098
	8 都 市 計 画 税	26,493,253
2 地方譲与税		2,954,880

	1 地方揮発油譲与税	726,685
	2 自動車重量譲与税	1,576,396
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	120,709
	5 特別とん譲与税	523,169
	6 航空機燃料譲与税	1
	7 石油ガス譲与税	7,919
3 利子割交付金		152,798
	1 利子割交付金	152,798
4 配当割交付金		1,267,422
	1 配当割交付金	1,267,422
5 株式等譲渡所得割交付金		1,040,089
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,040,089
6 分離課税所得割交付金		342,960
	1 分離課税所得割交付金	342,960
7 法人事業税交付金		2,272,085
	1 法人事業税交付金	2,272,085
8 地方消費税交付金		32,927,238
	1 地方消費税交付金	32,927,238
9 ゴルフ場利用税交付金		33,868
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,868
10 環境性能割交付金		762,713
	1 環境性能割交付金	762,713
11 軽油引取税交付金		3,979,684
	1 軽油引取税交付金	3,979,684
12 地方特例交付金		4,973,414
	1 地方特例交付金	2,287,521
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,685,893
13 地方交付税		1,105,444
	1 地方交付税	1,105,444
14 交通安全対策特別交付金		294,376

	1 交通安全対策特別交付金	294,376
15 分担金及び負担金		9,069,680
	1 負担金	9,069,680
16 使用料及び手数料		16,804,731
	1 使用料	12,458,405
	2 手数料	4,346,326
17 国庫支出金		146,674,843
	1 国庫負担金	120,417,148
	2 国庫補助金	25,781,252
	3 委託金	476,443
18 県支出金		36,137,837
	1 県負担金	26,253,485
	2 県補助金	6,519,601
	3 委託金	3,364,751
19 財産収入		8,385,090
	1 財産運用収入	1,739,312
	2 財産売却収入	6,645,778
20 寄附金		632,719
	1 寄附金	632,719
21 繰入金		98,407,104
	1 基金繰入金	95,418,941
	2 特別会計繰入金	2,988,163
22 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
23 諸収入		33,805,977
	1 延滞金及び加算金	214,221
	2 市預金利子	1,102
	3 貸付金元利収入	20,464,485
	4 収益事業収入	3,801,276
	5 受託事業収入	721,986
	6 雑収入	8,602,907
24 市債		73,326,000
	1 市債	73,326,000
歳入合計		820,841,311

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 1,700,169
	1 議会費	1,700,169
2 総務費		61,345,539
	1 職員管理費	32,705,630

	2 総務管理費	17,693,472
	3 危機管理費	1,638,256
	4 臨海部国際戦略費	938,287
	5 徴税費	6,529,109
	6 選挙費	1,416,981
	7 統計調査費	137,490
	8 人事委員会費	122,469
	9 監査費	163,845
3 市民文化費		8,372,849
	1 市民文化費	8,372,849
4 こども未来費		127,739,277
	1 こども青少年費	46,281,574
	2 こども支援費	81,457,693
5 健康福祉費		160,805,819
	1 健康福祉費	9,105,920
	2 社会福祉費	1,610,895
	3 生活保護費	59,078,631
	4 老人福祉費	21,073,630
	5 障害者福祉費	50,734,725
	6 国民年金費	281,199
	7 公衆衛生費	13,169,065
	8 公害保健費	1,988,473
	9 保健衛生施設費	1,096,041
	10 保健所費	37,581
	11 看護短期大学費	795,689
	12 施設整備費	1,833,970
6 環境費		29,772,058
	1 環境管理費	2,041,951
	2 公害対策費	797,048
	3 ごみ処理費	13,432,646
	4 し尿処理費	594,101
	5 施設費	12,906,312
7 経済労働費		33,078,820
	1 産業経済費	975,522
	2 商工業費	926,626
	3 中小企業支援費	30,394,336
	4 農業費	254,001
	5 労政費	528,335
8 建設緑政費		25,374,555
	1 建設緑政管理費	2,730,811
	2 道路橋りょう費	10,178,871
	3 街路事業費	6,598,427
	4 広域道路費	81,956

	5 河 川 費	3,384,456
	6 緑 化 費	259,423
	7 自然保護対策費	758,843
	8 公 園 費	1,381,768
9 港 湾 費		12,344,261
	1 港 湾 管 理 費	3,279,597
	2 港 湾 建 設 費	9,064,664
10 まちづくり費		20,473,924
	1 まちづくり管理費	635,399
	2 計 画 費	566,136
	3 整 備 事 業 費	7,835,759
	4 建 築 管 理 費	1,373,635
	5 住 宅 費	10,062,995
11 区 役 所 費		18,442,166
	1 区 政 振 興 費	13,469,180
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	4,972,986
12 消 防 費		17,325,234
	1 消 防 費	17,325,234
13 教 育 費		114,131,374
	1 教 育 総 務 費	37,167,588
	2 小 学 校 費	26,606,231
	3 中 学 校 費	13,111,111
	4 高 等 学 校 費	3,313,307
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,729,671
	6 社 会 教 育 費	3,335,723
	7 体 育 保 健 費	11,918,219
	8 教 育 施 設 費	15,949,524
14 公 債 費		71,186,572
	1 公 債 費	71,186,572
15 諸 支 出 金		118,048,694
	1 繰 出 金	118,048,694
16 予 備 費		700,000
	1 予 備 費	700,000
歳 出 合 計		820,841,311

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第3庁舎改修設計委託経費	令和4年度	千円 50,000
新本庁舎整備事業費(その2)	令和4年度	1,500,000
新本庁舎整備関連委託経費	令和3年度から 令和5年度まで	23,009

磁気テープ等 保管集配業務委託経費	令和4年度	24
令和3年度公共建築物 長寿化対策事業費	令和4年度	132,014
現宮前区役所等施設・ 用地活用方針検討事業費	令和4年度	5,000
川崎臨海部投資促進事業費	令和3年度から 令和17年度まで	2,700,000
課税事務及び 証明窓口事務等委託経費	令和4年度	10,548
市県民税額決定通知等印 字・封入封緘業務委託経費	令和3年度から 令和4年度まで	26,799
路線価算定及び 図面等作成委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	22,440
市税クレジット収納 業務委託経費	令和3年度から 令和7年度まで	1,596
産業連関表作成等 業務委託経費	令和4年度から 令和7年度まで	14,216
公共施設利用予約システム 外務委託推進事業費	令和3年度から 令和8年度まで	259,085
市民ミュージアム 復旧事業費	令和4年度から 令和9年度まで	623,364
パラムーブメント 推進事業費	令和4年度から 令和7年度まで	24,800
児童相談所整備事業費	令和4年度	76,420
令和3年度民間 児童福祉施設 整備に係る金融機関から の借入金への返済補助金	令和4年度から 令和22年度まで	275,700
民間保育所整備 事業費(その2)	令和4年度から 令和5年度まで	1,099,800
公立保育所整備事業費	令和4年度	43,276
高齢者外出支援乗車事業費	令和4年度	215,678
福祉人材確保支援事業費	令和4年度	16,975
令和3年度民間特別養護 老人ホーム整備事業費	令和3年度から 令和6年度まで	1,614,233
令和3年度民間障害者福祉 施設に係る金融機関等から の借入金への返済補助金	令和4年度から 令和25年度まで	227,716
福祉バス運行事業費 実施委託経費	令和3年度から 令和4年度まで	36,408
障害者手帳交付事業費	令和4年度から 令和7年度まで	79,205
特定医療費支給 事務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	150,000
がん検診・特定健康診 査等コールセンター 運營業務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	21,088
看護短期大学 保守等委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	76,334
中原老人福祉センター 整備事業費	令和3年度から 令和7年度まで	370,833

総合福祉センター等整備事業費	令和3年度から令和5年度まで	1,132,265	道路照明灯・公園灯LED化ESCO事業費(その2)	令和4年度から令和11年度まで	55,808
社会福祉施設大規模修繕事業費	令和4年度	636,500	臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金(その3)	令和4年度から令和5年度まで	2,512,000
高津拠点型障害者通所施設整備事業費	令和4年度から令和5年度まで	586,162	ホームドア等整備費補助金	令和3年度から令和4年度まで	111,666
環境配慮技術導入事業費(ESCO事業)(その2)	令和4年度から令和8年度まで	31,254	都市計画基礎調査委託経費	令和4年度	11,026
ごみ収集車両整備事業費	令和3年度から令和4年度まで	246,015	都市計画道路登戸駅線電線共同溝整備事業費	令和4年度から令和5年度まで	165,376
王禅寺処理センター資源化処理施設運営管理等業務経費	令和3年度から令和8年度まで	3,096,855	小杉駅周辺交通機能整備事業費	令和3年度から令和4年度まで	175,000
海面埋立事業運営業務委託経費	令和3年度から令和8年度まで	1,747,900	市営住宅長寿命化改善事業費	令和4年度	950,000
し尿収集車両整備事業費	令和3年度から令和4年度まで	13,685	令和3年度公営住宅整備事業費	令和4年度	522,692
余熱利用施設整備調査業務経費	令和4年度から令和5年度まで	36,500	区役所等庁舎整備事業費	令和4年度	9,563
入江崎クリーンセンター整備発注支援業務委託経費	令和4年度から令和5年度まで	35,000	川崎駅中央通路(延伸部)改修事業費	令和4年度	186,873
国際ビジネス交流支援施設運営事業費	令和4年度から令和5年度まで	53,240	窓口デジタル化広報業務委託経費	令和4年度	10,000
観光案内所運営事業費	令和4年度から令和5年度まで	65,296	消防情報通信高度化事業費	令和4年度	710,000
令和3年度がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業費	令和3年度から令和5年度まで	90,000	学習状況調査事業費	令和4年度	30,911
地域連携による事業継続計画策定促進事業委託経費	令和4年度	6,922	新図書館システム開発支援経費	令和4年度から令和5年度まで	37,500
労働会館・教育文化会館再編整備事業費	令和4年度	95,260	日本民家園施設整備事業費	令和4年度	118,041
放置自転車対策管理運営業務委託経費	令和4年度	101,734	学校管理運営委託事業費	令和4年度から令和8年度まで	1,217,135
都市計画道路宮内新横浜線(宮内)整備事業費	令和3年度から令和4年度まで	160,000	新川崎地区学校新設事業費	令和4年度から令和5年度まで	268,675
都市計画道路宮内新横浜線(子母口)整備事業費	令和4年度	244,710	令和3年度校舎建築事業費	令和4年度	410,388
都市計画道路世田谷町田線整備事業費	令和4年度	153,330	令和3年度学校施設長期保全計画推進事業費	令和4年度から令和5年度まで	583,509
都市計画道路尻手黒川線整備事業費	令和4年度	107,000	市民館・図書館施設整備事業費	令和4年度	158,648
五反田川放水路整備事業費	令和4年度	41,733	令和3年度公共施設管理運営事業費	令和4年度から令和12年度まで	10,231,943
五反田川放水路整備等整備事業費(その2)	令和4年度から令和5年度まで	1,669,377	令和3年度家屋等リース経費	令和3年度から令和8年度まで	1,131,914
平瀬川護岸改修事業費	令和4年度	141,960	令和3年度土地借上料	令和3年度から令和6年度まで	19,220
川崎富士見球技場照明塔改修事業費	令和4年度	404,019	公共施設維持補修工事等経費	令和3年度から令和4年度まで	210,000
等々力緑地再編整備アドバイザー業務委託経費	令和4年度	17,292	公共用地の取得(川崎市土地開発公社分)	令和3年度から令和12年度まで	2,511,000
			川崎市土地開発公社の事業資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証	令和3年度から債務消滅時まで	元金 1,501,000 及びこれに対する 利子相当額

地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和3年度から債務消滅時まで	元金 1,365,000,000 及びこれに対する 利子相当額
-----------------------	----------------	--

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法			
一 般 管 理 事 業	千円 167,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の年度における 利率とする。	借入れの日から30カ 年以内（据置期間を 含む。）に償還する。 ただし、市財政の都 合により繰上償還、 償還年限の短縮また は本議決の範囲内で 借換えすることがで きる。			
本庁舎等建替事業	6,140,000						
資産マネジメント事業	2,303,000						
災害情報機器整備事業	753,000						
災害援護資金貸付事業	1,000				政府資金から普通貸借による。	無利子	災害弔慰金の支給等 に関する法律に定め るところにより償還 する。
臨海部国際戦略事業	245,000				政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の年度における 利率とする。	借入れの日から30カ 年以内（据置期間を 含む。）に償還する。 ただし、市財政の都 合により繰上償還、 償還年限の短縮また は本議決の範囲内で 借換えすることがで きる。
小 計	9,609,000						
市民文化総務事業	273,000	同 上	同 上	同 上			
人権・男女共同参画事業	1,000						
文化振興事業	159,000						
スポーツ推進事業	86,000						
小 計	519,000						
青少年事業	56,000	同 上	同 上	同 上			
子ども支援事業	39,000						
保育事業	841,000						
小 計	936,000						
老人福祉総務事業	1,234,000	同 上	同 上	同 上			
施設整備事業	1,142,000						
施設建設事業	462,000						
小 計	2,838,000						

再生可能エネルギー 推 進 事 業	411,000	同 上	同 上	同 上
ごみ運搬車両等整備事業	481,000			
し尿運搬車両整備事業	33,000			
廃棄物処理施設等整備事業	8,770,000			
小 計	9,725,000			
工 業 振 興 事 業	38,000	同 上	同 上	同 上
金 融 対 策 事 業	7,500,000			
農 業 技 術 支 援 事 業	34,000			
雇 用 労 働 福 祉 事 業	18,000			
小 計	7,590,000			
安 全 施 設 整 備 事 業	1,470,000	同 上	同 上	同 上
道 路 整 備 事 業	2,648,000			
橋りょう架設改良事業	1,673,000			
自 転 車 対 策 事 業	191,000			
街 路 事 業	2,903,000			
連 続 立 体 交 差 事 業	729,000			
河 川 整 備 事 業	2,038,000			
自 然 保 護 対 策 事 業	412,000			
公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業	317,000			
小 計	12,381,000			
港 湾 振 興 会 館 事 業	123,000	同 上	同 上	同 上
浮 島 埋 立 事 業	286,000			
港 湾 改 修 事 業	758,000			
港 湾 改 良 事 業	558,000			
港 湾 工 事 負 担 金	5,791,000			
小 計	7,516,000			
計 画 調 査 事 業	7,000	同 上	同 上	同 上
土 地 区 画 整 理 事 業	3,866,000			
京 急 川 崎 駅 周 辺 地 区 整 備 事 業	120,000			
小 杉 駅 周 辺 地 区 再 開 発 事 業	22,000			
駅 施 設 関 連 事 業	16,000			
開 発 行 為 指 導 対 策 事 業	45,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業	2,965,000			

小 計	7,041,000			
区役所施設整備事業	785,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,312,000	同 上	同 上	同 上
総合教育センター事業	256,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	6,902,000			
高等学校施設整備事業	1,545,000			
社会教育施設整備事業	811,000			
小 計	9,514,000			
臨時財政対策債	3,560,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	同 上
合 計	73,326,000			

議案第30号

令和3年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和3年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,089,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 競輪事業収入		千円 21,541,751
	1 事業収入	21,541,751
2 繰入金		347,769
	1 基金繰入金	347,769
3 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入合計		22,089,520

歳出

款	項	金 額
1 競輪事業費		千円 21,118,915
	1 競輪事務費	227,966
	2 競輪開催費	20,598,020
	3 競輪場整備費	292,929
2 諸支出金		830,001
	1 繰出金	830,000
	2 納付金	1
3 予備費		140,604
	1 予備費	140,604
歳出合計		22,089,520

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
競輪開催業務等 包括業務委託経費	令和3年度から 令和8年度まで	千円 4,400,000

議案第31号

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和3年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,220,131千円を定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 807,733
	1 使用料	807,732
	2 手数料	1
2 財産収入		31,775
	1 財産売却収入	2
	2 財産貸付収入	31,773
3 繰入金		326,440
	1 繰入金	326,440
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		265,182
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	265,181
6 市債		789,000
	1 市債	789,000
歳入合計		2,220,131

歳出

款	項	金額
1 卸売市場事業費		千円 1,776,758
	1 運営費	878,347
	2 施設整備費	898,411
2 公債費		438,373
	1 公債費	438,373
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		2,220,131

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
卸売市場経営プラン改訂版推進支援業務委託経費	令和4年度	千円 18,000
北部市場関連棟屋上駐車場防水改修事業費	令和4年度	165,394
南部市場高圧受変電設備改修事業費	令和4年度	131,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部市場施設整備事業	千円 541,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの火から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場施設整備事業	248,000			
合計	789,000			

議案32号

令和3年度川崎市国民健康保険事業特別
会計予算

令和3年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
120,558,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の
規定により債務を負担する行為をすることができる事
項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康 保険料		千円 29,317,269
	1 保 険 料	29,317,269
2 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国庫支出金		1,664
	1 国庫補助金	1,664
4 県支出金		79,713,351
	1 県補助金	79,713,350
	2 財政安定化 基金支出金	1
5 財産収入		22,814
	1 財産運用収入	22,814
6 繰入金		11,043,186
	1 繰入金	11,043,185
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		460,694
	1 延滞金・加算金 及び過料	175,849
	2 雑 入	284,845
歳 入 合 計		120,558,981

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 3,067,325
	1 総務管理費	2,679,448
	2 保険料徴収費	353,558
	3 運営協議会費	311
	4 広報普及費	34,008
2 保険給付費		78,817,039
	1 保険給付費	78,817,039
3 国民健康保険 事業費納付金		37,535,904
	1 医療給付費 分納付金	24,911,296
	2 後期高齢者支援 金等分納付金	8,861,177
	3 介護納付金 分納付金	3,763,431
4 保健事業費		793,049
	1 保健事業費	793,049
5 諸支出金		222,849
	1 負担金及び分担金	30,312
	2 償還金利子及 び還付加算金	192,535
	3 延滞金	1
	4 国庫負担金 等返還金	1
6 基金積立金		22,815
	1 基金積立金	22,815
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		120,558,981

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
制度案内業務等コール センター運営及び保険 料収納業務等委託経費	令和4年度から 令和6年度まで	千円 944,763
賦課・徴収事務 実施委託経費	令和3年度から 令和4年度まで	49,712
がん健診・特定健康診 査等コールセンター 運営業務委託経費	令和4年度から 令和5年度まで	21,088

議案第33号

令和3年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ239,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 16,080
	1 繰入金	16,080
2 繰越金		30
	1 繰越金	30
3 諸収入		223,003
	1 貸付金元利収入	222,982
	2 雑収入	21
歳入合計		239,113

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 239,113
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	239,113
歳出合計		239,113

議案第34号

令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,350,168千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 14,903,894
	1 後期高齢者医療保険料	14,903,894
2 国庫支出金		16,543
	1 国庫補助金	16,543
3 繰入金		2,360,805
	1 一般会計繰入金	2,360,805
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		68,924
	1 延滞金・加算金及び過料	4,471
	2 償還金及び償還付加算金	35,967
	3 雑収入	28,486
歳入合計		17,350,168

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 323,480
	1 総務管理費	240,737
	2 徴収費	82,743
2 後期高齢者医療広域連合納付金		16,980,719
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	16,980,719
3 諸支出金		35,969
	1 償還金及び償還付加算金	35,969
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		17,350,168

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務等委託経費	令和4年度から令和6年度まで	千円 116,910
がん健診・特定健康診査等コールセンター運営業務委託経費	令和4年度から令和5年度まで	5,272

議案第35号

令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

令和3年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 26,940
	1 負担金	26,940
2 財産収入		1,560
	1 財産運用収入	1,560
3 繰入金		32,425
	1 基金繰入金	20,793
	2 一般会計繰入金	11,632
4 繰越金		16,795
	1 繰越金	16,795
歳入合計		77,720

歳出

款	項	金額
1 公害健康被害補償事業費		千円 77,720
	1 公害健康被害補償事業費	77,720
歳出合計		77,720

議案第36号

令和3年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和3年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,694,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の

規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 23,392,406
	1 保険料	23,392,406
2 使用料及び手数料		33,444
	1 手数料	33,444
3 国庫支出金		22,252,552
	1 国庫負担金	17,547,510
	2 国庫補助金	4,705,042
4 県支出金		14,478,046
	1 県負担金	13,732,616
	2 県補助金	745,428
5 財産収入		39,924
	1 財産運用収入	39,924
6 支払基金交付金		26,715,905
	1 支払基金交付金	26,715,905
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		16,720,560
	1 一般会計繰入金	16,462,684
	2 基金繰入金	257,876
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		61,701
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑収入	61,699
歳入合計		103,694,540

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,489,056
	1 総務管理費	2,489,056
2 保険給付費		96,251,596
	1 保険給付費	96,251,596
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		4,824,058
	1 地域支援事業費	4,824,058
5 諸支出金		69,904
	1 還付金	51,865
	2 延滞金	1
	3 繰出金	18,038
6 基金積立金		39,925
	1 基金積立金	39,925
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		103,694,540

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務等委託費	令和4年度から令和6年度まで	千円 178,535
地域包括支援センター運営委託経費	令和4年度から令和5年度まで	3,205,606
地域包括支援センター研修委託経費	令和4年度から令和7年度まで	15,832
地域ケア会議等推進委託経費	令和4年度から令和5年度まで	407,464
地域支え合い推進事業等実施委託経費	令和4年度から令和5年度まで	192,500
一般介護予防事業いこい元気広場事業委託経費	令和4年度から令和5年度まで	173,758
介護予防・日常生活支援総合事業普及啓発コールセンター委託経費	令和4年度から令和5年度まで	27,892
地域リハビリテーション支援拠点事業実施委託経費	令和4年度から令和5年度まで	221,400

議案37号

令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計

予算

令和3年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,839,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 461,526
	1 使用料	461,523
	2 手数料	3
2 県支出金		565
	1 委託金	565
3 財産収入		1,106,916
	1 財産運用収入	1,106,915
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		1,247,601
	1 基金繰入金	1,247,601
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		323,019
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,601
	3 雑収入	293,417
7 市債		700,000
	1 市債	700,000
歳入合計		3,839,628

歳出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 2,884,531
	1 運営費	370,050
	2 整備費	2,514,481
2 諸支出金		737,486
	1 積立金	72,702
	2 繰出金	694,784
3 公債費		186,611
	1 公債費	186,611
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,839,628

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東扇島コンテナターミナル整備事業費	令和4年度	千円 1,608,360
	令和4年度から令和5年度まで	2,218
東扇島土地造成事業費	令和3年度から令和5年度まで	2,578,830

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東扇島コンテナ機能施設整備事業	千円 700,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第38号

令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別
会計予算

令和3年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,486千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月15提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 共済掛金収入		千円 73,365
	1 共済掛金収入	73,365
2 財産収入		714
	1 財産運用収入	714

3 繰入金		29,393
	1 基金繰入金	6,309
	2 一般会計繰入金	23,084
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		6,914
	1 貸付金元利収入	5,000
	2 雑入	1,914
歳入合計		110,486

歳出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		千円 109,486
	1 勤労者福祉共済事業費	109,486
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		110,486

議案第39号

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計
予算

令和3年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ507,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月15提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 372,515
	1 使用料	372,515
2 財産収入		2,745
	1 財産運用収入	2,745
3 繰入金		132,242
	1 繰入金	132,242
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		507,504

歳出

款	項	金額
1 墓地整備事業費		千円 476,219
	1 墓地整備事業費	476,219
2 公債費		21,285
	1 公債費	21,285
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		507,504

議案第40号

令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和3年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ511,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 20,900
	1 繰越金	20,900
2 諸収入		390,094
	1 雑収入	390,094
3 市債		101,000
	1 市債	101,000
歳入合計		511,994

歳出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		千円 145,956
	1 ゴルフ場事業費	145,956
2 公債費		39,539
	1 公債費	39,539
3 諸支出金		300,615
	1 繰出金	300,615
4 予備費		25,884
	1 予備費	25,884
歳出合計		511,994

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 101,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第41号

令和3年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和3年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,604,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
3 繰入金		503,895
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	329,169
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		727
	1 雑収入	727
6 市債		1,100,000
	1 市債	1,100,000
歳入合計		1,604,774

歳出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 1,413,206
	1 公共用地先行取得等事業費	1,413,206
2 公債費		11,842
	1 公債費	11,842
3 諸支出金		174,726
	1 繰出金	174,726
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,604,774

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第42号

令和3年度川崎市公債管理特別会計予算

令和3年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,234,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,889,919
	1 財産運用収入	1,889,919
2 繰入金		159,650,140
	1 基金繰入金	37,090,737
	2 他会計繰入金	122,559,403
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		33,694,000
	1 借換債	33,694,000
歳入合計		195,234,060

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 192,175,208
	1 公債費	192,175,208
2 諸支出金		3,056,852
	1 繰出金	3,056,852
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		195,234,060

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 33,694,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第43号

令和3年度 川崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合 計	1,472床	713床	383床

イ 年間患者数

入 院	398,946人	178,120人	105,485人	115,341人
外 来	642,007人	275,154人	151,008人	215,845人

ウ 1日平均患者数

入 院	1,093人	488人	289人	316人
外 来	2,564人	1,137人	624人	803人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	1,826,502千円
イ 施設改良工事	898,516千円
ウ 医療器械整備事業	2,251,321千円
エ 資産購入費	99,264千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	35,260,389千円
第1項 医業収益	28,377,537千円
第2項 医業外収益	6,032,209千円
第3項 特別利益	850,643千円

支 出

第1款 病院事業費用	36,244,906千円
------------	--------------

第1項 医業費用	35,201,709千円
第2項 医業外費用	863,283千円
第3項 特別損失	169,914千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,878,474千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,028千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1,849,446千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 病院事業資本的収入	6,872,946千円
第1項 企業債	4,588,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補助金	275,319千円
第4項 負担金	2,009,625千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	8,751,420千円
第1項 建設改良費	5,075,603千円
第2項 企業債償還金	3,675,817千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
川崎病院エネルギーサービス導入支援業務経費	令和4年度	千円 14,410
令和3年度医療器械保守業務経費	令和4年度から令和9年度まで	477,525

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法																																																					
1 病院事業	千円 4,588,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。																																																					
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医療費用及び医業外費用の間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 17,142,743千円 (2) 交際費 2,104千円 (たな卸資産購入限度額)</p> <p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,271,656千円と定める。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 取得する資産</td> <td>器械備品 総合医療情報システム</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>器械備品 総合臨床検査システム</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年2月15日提出 川崎市長 福田紀彦</p>		種類	名称	数量	1 取得する資産	器械備品 総合医療情報システム	1式		器械備品 総合臨床検査システム	1式	<p>(1) 処理面積 10,716ヘクタール (2) 水洗化助成戸数 40戸 (3) 主要な建設改良事業 下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 20,292,059千円 (収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1款 下水道事業収益</td> <td>44,960,857千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 営業収益</td> <td>36,396,701千円</td> </tr> <tr> <td>第2項 営業外収益</td> <td>8,021,172千円</td> </tr> <tr> <td>第3項 特別利益</td> <td>542,984千円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">支出</th> </tr> <tr> <td>第1款 下水道事業費用</td> <td>41,745,406千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 営業費用</td> <td>38,701,723千円</td> </tr> <tr> <td>第2項 営業外費用</td> <td>3,013,673千円</td> </tr> <tr> <td>第3項 特別損失</td> <td>10,010千円</td> </tr> <tr> <td>第4項 予備費</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">(資本的収入及び支出)</th> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,446,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,249,544千円、減債積立金4,545,303千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金17,651,182千円で補てんするものとする。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1款 下水道事業資本的収入</td> <td>34,493,803千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 企業債</td> <td>27,346,000千円</td> </tr> <tr> <td>第2項 一般会計出資金</td> <td>423,633千円</td> </tr> <tr> <td>第3項 国庫補助金</td> <td>5,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>第4項 負担金</td> <td>14,310千円</td> </tr> <tr> <td>第5項 寄附金</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>第6項 水洗便所等貸付事業収入</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>第7項 基金繰入金</td> <td>1,205,689千円</td> </tr> <tr> <td>第8項 固定資産売却代金</td> <td>4,121千円</td> </tr> </tbody> </table>			収入		第1款 下水道事業収益	44,960,857千円	第1項 営業収益	36,396,701千円	第2項 営業外収益	8,021,172千円	第3項 特別利益	542,984千円	支出		第1款 下水道事業費用	41,745,406千円	第1項 営業費用	38,701,723千円	第2項 営業外費用	3,013,673千円	第3項 特別損失	10,010千円	第4項 予備費	20,000千円	(資本的収入及び支出)		収入		第1款 下水道事業資本的収入	34,493,803千円	第1項 企業債	27,346,000千円	第2項 一般会計出資金	423,633千円	第3項 国庫補助金	5,500,000千円	第4項 負担金	14,310千円	第5項 寄附金	10千円	第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円	第7項 基金繰入金	1,205,689千円	第8項 固定資産売却代金	4,121千円
種類	名称	数量																																																							
1 取得する資産	器械備品 総合医療情報システム	1式																																																							
	器械備品 総合臨床検査システム	1式																																																							
収入																																																									
第1款 下水道事業収益	44,960,857千円																																																								
第1項 営業収益	36,396,701千円																																																								
第2項 営業外収益	8,021,172千円																																																								
第3項 特別利益	542,984千円																																																								
支出																																																									
第1款 下水道事業費用	41,745,406千円																																																								
第1項 営業費用	38,701,723千円																																																								
第2項 営業外費用	3,013,673千円																																																								
第3項 特別損失	10,010千円																																																								
第4項 予備費	20,000千円																																																								
(資本的収入及び支出)																																																									
収入																																																									
第1款 下水道事業資本的収入	34,493,803千円																																																								
第1項 企業債	27,346,000千円																																																								
第2項 一般会計出資金	423,633千円																																																								
第3項 国庫補助金	5,500,000千円																																																								
第4項 負担金	14,310千円																																																								
第5項 寄附金	10千円																																																								
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円																																																								
第7項 基金繰入金	1,205,689千円																																																								
第8項 固定資産売却代金	4,121千円																																																								
<p>議案第44号 令和3年度 川崎市下水道事業会計予算 (総則)</p> <p>第1条 令和3年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p>																																																									

第9項 投資収入	10千円	第3項 水洗便所等貸付事業費	30千円
支出		第4項 投資	2,973,375千円
第1款 下水道事業資本的支出	57,939,832千円	第5項 予備費	10,000千円
第1項 建設改良費	20,292,059千円	(債務負担行為)	
第2項 企業債償還金	34,664,368千円	第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度土地借上料	令和4年度から 令和5年度まで	21,917千円
令和3年度下水道管渠維持管理業務関連経費	令和4年度	459,760千円
令和3年度下水道アセットマネジメント関連経費	令和4年度	25,476千円
令和3年度入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託経費	令和4年度から 令和7年度まで	1,349,334千円
令和3年度固定資産管理システム関連経費	令和4年度	4,243千円
令和3年度私道共同排水設備修繕工事助成金	令和4年度	10,000千円
令和3年度公共下水道建設事業費	令和4年度から 令和8年度まで	29,623,049千円
令和3年度財務会計システム再構築関連経費	令和3年度から 令和5年度まで	12,689千円
「水洗便所改造等資金融資あっせん」に伴う金融機関に対する損失補償	令和3年度から 債務消滅時まで	164千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 13,862,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借換債	11,684,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本金平準化債	1,800,000	同 上	同 上	借入れの日から20ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合におけ

る営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,998,446千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は、12,314,169千円である。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第45号

令和3年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 769,227戸
- (2) 年間総配水量 179,434,000m³
- (3) 1日平均配水量 491,600m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - ア 配水施設費 1,872,524千円
 - イ 耐震管路等整備事業 7,254,026千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 35,270,595千円
 - 第1項 営業収益 31,627,358千円
 - 第2項 営業外収益 3,639,581千円
 - 第3項 特別利益 3,656千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 33,772,917千円
 - 第1項 営業費用 32,627,820千円
 - 第2項 営業外費用 1,126,716千円
 - 第3項 特別損失 8,381千円
 - 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,099,489千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,038,824千円並びに過年度分損益勘定留保資金9,060,665千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 水道事業資本的収入 5,501,437千円
 - 第1項 企業債 5,050,000千円
 - 第2項 補助金 286,947千円
 - 第3項 負担金 164,480千円
 - 第4項 固定資産売却代金 10千円

支 出

- 第1款 水道事業資本的支出 15,600,926千円
 - 第1項 建設改良費 12,092,879千円
 - 第2項 企業債償還金 3,497,147千円
 - 第3項 補助金返還金 5,900千円
 - 第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度 原・浄・配水施設関連経費	令和4年度から 令和7年度まで	9,043,890千円
令和3年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	7,060,147千円
令和3年度 土地借上料	令和4年度から 令和7年度まで	23,291千円
令和3年度 給水装置等に関する情報提供等関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	38,940千円
令和3年度 メーター修繕関連経費	令和4年度	71,513千円
令和3年度 固定資産管理システム関連経費	令和4年度	5,686千円
令和3年度 財務会計システム再構築関連経費	令和3年度から 令和5年度まで	17,341千円
令和3年度 水道料金等収納関連経費	令和4年度から 令和6年度まで	349,986千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 水道浄水施設等整備事業	千円 472,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 耐震管路等整備事業	4,542,000			
3 川崎縦貫道路関連施設整備事業	36,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,461,991千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、511,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第46号

令和3年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 58社78工場
 (2) 年間総契約水量 188,146,550m³
 (3) 1日当たり契約水量 515,470m³
 (4) 主要な建設改良事業
 ア 浄水施設費 276,990千円
 イ 配水施設費 736,633千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	7,907,415千円
第1項 営業収益	7,744,297千円
第2項 営業外収益	163,088千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	7,609,102千円
第1項 営業費用	7,416,233千円
第2項 営業外費用	182,859千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,772,298千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額120,394千円、減債積立金675,806千円並びに過年度分損益勘定留保資金976,098千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入	276,763千円
第1項 企業債	126,000千円
第2項 補助金	150,753千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	2,049,061千円
第1項 建設改良費	1,368,255千円
第2項 企業債償還金	675,806千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度 原・浄・配水施設関連経費	令和4年度から 令和7年度まで	1,856,271千円
令和3年度 土地借上料	令和4年度から 令和5年度まで	2,679千円
令和3年度 財務会計システム再構築関連経費	令和3年度から 令和5年度まで	2,506千円
令和3年度 固定資産管理システム関連経費	令和4年度	759千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 工業用水道浄水 施設等整備事業	千円 126,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 726,670千円
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、172,934千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,000千円と定める。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

議案第47号

令和3年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度川崎市自動車運送事業警戒の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項目)	(乗合)	(貸切)
(1) 車両数	330両	5両
(2) 年間走行キロ	120,028千km	23千km
(3) 年間輸送人員	43,201千人	175千人
(4) 1日平均輸送人員	118,359人	479人
(5) 主要な建設改良事業		

ア バス停留所施設整備事業	49,779千円
イ 乗合自動車購入費	564,080千円
ウ 営業所建替整備事業	205,041千円
エ バス運行情報提供事業	87,565千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足の解消に充てるため、企業債(特別減収対策)1,080,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 自動車運送事業収益	9,040,577千円
第1項 営業収益	7,901,457千円
第2項 営業外収益	1,120,827千円
第3項 特別利益	18,293千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	10,051,896千円
第1項 営業費用	9,748,355千円
第2項 営業外費用	277,041千円
第3項 特別損失	16,500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと

定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額559,883千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,040千円で補填し、なお不足する額464,843千円並びに過年度分損益勘定留保資金で不足する額615,157千円は特別減収対策企業債で措置するものとする。)

収 入

第1款 自動車運送事業資本的収入	1,011,488千円
第1項 企業債	814,000千円
第2項 国庫補助金	35,386千円
第3項 県交付金	4,538千円
第4項 一般会計補助金	157,365千円
第5項 固定資産売却代金	12千円
第6項 その他の資本的収入	187千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業	千円 814,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
特別減収対策企業債	1,080,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から15ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,132,529千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、701,326千円である。

令和3年2月15日提出

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	1,571,371千円
第1項 建設改良費	1,047,405千円
第2項 企業債償還金	495,950千円
第3項 投資	18,016千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、つぎのとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上平間営業所建替整備事業費	令和3年度から 令和4年度まで	356,632千円

川崎市長 福田 紀 彦

議案第48号

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,913,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ999,158,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		363,407,622	△922,278	362,485,344
	1 市 民 税	190,400,267	△893,856	189,506,411
	4 市 た ば こ 税	8,703,981	△28,422	8,675,559
2 地 方 譲 与 税		3,106,755	△83,662	3,023,093
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	757,400	△83,662	673,738
3 利 子 割 交 付 金		192,648	△19,482	173,166
	1 利 子 割 交 付 金	192,648	△19,482	173,166
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,989,619	△142,298	1,847,321
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,989,619	△142,298	1,847,321
8 地 方 消 費 税 交 付 金		32,888,387	△1,524,732	31,363,655
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	32,888,387	△1,524,732	31,363,655
9 ゴルフ場利用税交付金		34,425	△6,776	27,649
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,425	△6,776	27,649
11 軽油引取税交付金		4,026,269	△86,703	3,939,566
	1 軽油引取税交付金	4,026,269	△86,703	3,939,566
16 使用料及び手数料		16,375,130	169,988	16,545,118
	2 手 数 料	4,390,144	169,988	4,560,132
17 国 庫 支 出 金		309,532,476	1,438,197	310,970,673
	1 国 庫 負 担 金	117,235,830	710,790	117,946,620
	2 国 庫 補 助 金	191,791,349	727,407	192,518,756
18 県 支 出 金		38,871,770	808,404	39,680,174
	1 県 負 担 金	24,984,860	250,942	25,235,802
	2 県 補 助 金	10,088,318	557,462	10,645,780
21 繰 入 金		76,903,845	△2,231,085	74,672,760
	1 基 金 繰 入 金	74,105,611	△2,231,085	71,874,526
23 諸 収 入		51,073,163	1,800,000	52,873,163
	4 収 益 事 業 収 入	3,773,144	1,800,000	5,573,144
24 市 債		72,772,000	6,714,000	79,486,000
	1 市 債	72,772,000	6,714,000	79,486,000
歳 入 合 計		993,244,905	5,913,573	999,158,478

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,687,885	千円 △39,782	千円 1,648,103
	1 議 会 費	1,684,885	△39,782	1,648,103
2 総 務 費		55,701,229	△655,127	55,046,102
	1 職 員 管 理 費	32,008,127	△151,142	31,856,985
	4 臨海部国際戦略費	1,475,810	△503,985	971,825
3 市 民 文 化 費		9,716,878	704,401	10,421,279
	1 市 民 文 化 費	9,716,878	704,401	10,421,279
4 こ ど も 未 来 費		130,889,048	1,432,907	132,321,955
	1 こ ど も 青 少 年 費	50,048,251	1,001,520	51,049,771
	2 こ ど も 支 援 費	80,840,797	431,387	81,272,184
5 健 康 福 祉 費		315,847,192	2,510,604	318,357,796
	1 健 康 福 祉 費	164,203,581	754,591	164,958,172
	5 障 害 者 福 祉 費	47,577,645	1,003,768	48,581,413
	7 公 衆 衛 生 費	15,414,759	730,792	16,145,551
	9 保 健 衛 生 施 設 費	973,291	21,453	994,744
6 環 境 費		25,336,646	△1,537,610	23,799,036
	1 環 境 管 理 費	1,985,489	76,755	2,062,244
	3 ご み 処 理 費	15,295,205	△1,614,365	13,680,840
7 経 済 労 働 費		45,972,361	△1,890,269	44,082,092
	2 商 工 業 費	3,829,103	△17,000	3,812,103
	3 中 小 企 業 支 援 費	40,372,710	△1,873,269	38,499,441
9 港 湾 費		10,643,615	155,000	10,798,615
	2 港 湾 建 設 費	6,819,225	155,000	6,974,225
10 ま ち づ くり 費		24,416,663	△146,000	24,270,663
	3 整 備 事 業 費	10,347,937	△146,000	10,201,937
11 区 役 所 費		17,525,533	290,379	17,815,912
	1 区 政 振 興 費	13,446,715	73,000	13,519,715
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	4,078,818	217,379	4,296,197
12 消 防 費		17,262,864	△50,431	17,212,433
	1 消 防 費	17,262,864	△50,431	17,212,433
13 教 育 費		111,935,036	5,132,658	117,067,694
	1 教 育 総 務 費	36,263,876	△139,438	36,124,438
	6 社 会 教 育 費	3,030,334	82,695	3,113,029
	8 教 育 施 設 整 備 費	18,254,435	5,189,401	23,443,836
15 諸 支 出 金		111,558,199	6,843	111,565,042
	1 繰 出 金	111,558,199	6,843	111,565,042
歳 出 合 計		993,244,905	5,913,573	999,158,478

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 総務管理費	情報化推進事業	千円 737
	3 危機管理費	危機管理対策事業	209,006
	4 臨海部国際戦略費	国際戦略拠点地区整備推進事業	85,253
		サポートエリア整備推進事業	48,378
		水素戦略推進事業	31,801
		交通ネットワーク形成推進事業	45,871
小計		421,046	
3 市民文化費	1 市民文化費	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	39,456
4 こども未来費	1 こども青少年費	青少年施設整備事業	31,942
	2 こども支援費	児童福祉施設整備事業	2,208
		公立保育所運営事業	9,801
		民間保育所整備事業	334,601
		公立保育所整備事業	438,071
小計		816,623	
5 健康福祉費	4 老人福祉費	地域密着型サービス推進事業	232
		民間特別養護老人ホーム等整備事業	65,320
		高齢者施設等防災・減災対策推進事業	8,000
	12 施設整備費	社会福祉施設整備事業	101,066
		授産学園再編整備事業	490
小計		175,108	
7 経済労働費	2 商工業費	商業振興事業	781,464
8 建設緑政費	2 道路橋りょう費	安全施設整備事業	470,525
		道路整備事業	987,085
		橋りょう架設改良事業	1,157,309
		自転車対策事業	65,756
	3 街路事業費	連続立体交差事業	2,183,377
	5 河川費	河川整備事業	2,009,730
	6 緑化費	緑化推進事業	7,000
	7 自然保護対策費	自然保護対策事業	623,706
	8 公園費	公園緑地施設事業	423,897
		霊園事業	27,650
		多摩川施策推進事業	586,195
小計		8,542,230	
9 港湾費	1 港湾管理費	港湾振興会館管理運営事業	4,200
		浮島埋立事業	24,024
	2 港湾建設費	港湾改修事業	1,146,157
		港湾改良事業	206,423
		港湾工事負担金	2,400,000
小計		3,780,804	
10 まちづくり費	3 整備事業費	京急川崎駅周辺地区市街地整備促進事業	67,940
		小杉駅周辺地区再開発等事業	827
		登戸地区土地区画整理事業	3,631,811

		南武線駅アクセス向上等整備事業	658,529
	4 建築管理費	建築開発指導審査事業	40,000
		宅地開発指導及び規制事業	3,620
		公共建築物長寿命化対策事業	469,323
	5 住宅費	住宅関連施設維持管理事業	13,000
		市営住宅修繕維持事業	137,686
	小計		5,022,736
11 区役所費	1 区政振興費	区役所施設整備事業	41,066
		区役所改革推進事業	5,467
		区政総務道路維持補修事業	270,460
		区政総務公園緑地維持管理事業	201,592
		高津区水路整備事業	2,370
		宮前区道路維持補修事業	151,474
		多摩区道路維持補修事業	31,302
		多摩区水路整備事業	25,000
	小計		728,731
12 消防費	1 消防費	庁舎等増改築事業	22,026
		消防団施設等整備事業	2,459
		消防艇整備事業	389,996
	小計		414,481
13 教育費	6 社会教育費	橘樹官衛遺跡群保存整備・活用事業	90,915
		教育文化会館・市民館施設補修事業	47,754
		社会教育施設補修事業	5,720
		宮前市民館・図書館整備事業	27,176
		日本民家園施設整備事業	46,926
	8 教育施設整備費	高等学校施設整備事業	75,275
	小計		293,766
合 計			21,016,445

2 変更

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円
8 建設緑政費	3 街路事業費	街路事業	5,863,760	1,578,061	7,441,821
13 教育費	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	1,416,544	5,795,067	7,211,611
合 計			7,280,304	7,373,128	14,653,432
繰越明許費総合計					35,769,475

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	千円 3,540,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
臨海部国際戦略事業	551,000	△279,000	272,000
安全施設整備事業	1,486,000	34,000	1,520,000
港湾改修事業	732,000	84,000	816,000
鷺沼駅前地区再開発事業	65,000	△65,000	0
消防施設整備事業	1,123,000	△22,000	1,101,000
義務教育施設整備事業	12,354,000	3,408,000	15,762,000
社会教育施設整備事業	340,000	14,000	354,000
合計	16,651,000	3,174,000	19,825,000
地方債総合計	72,772,000	6,714,000	79,486,000

議案第49号

令和2年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和2年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,445,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 競輪事業収入		24,195,780	1,800,000	25,995,780
	1 事業収入	24,195,780	1,800,000	25,995,780
歳入合計		24,645,303	1,800,000	26,445,303

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 諸支出金		350,001	1,800,000	2,150,001
	1 繰出金	350,000	1,800,000	2,150,000
歳出合計		24,645,303	1,800,000	26,445,303

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 競輪事業費	3 競輪場整備費	競輪場整備事業	6,670

議案第50号

令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計
補正予算
令和2年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第
1項の規定により翌年度に繰越して使用することができ
る経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 卸売市場事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	204,572

議案第51号

令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸
付事業特別会計補正予算
令和2年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特
別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ
れ4,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ350,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第
1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表地方債」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		15,739	6,843	22,582
	1 繰入金	15,739	6,843	22,582
3 諸収入		241,322	△24,651	216,671
	1 貸付金元利収入	241,301	△24,651	216,650
4 市債		—	13,686	13,686
	1 市債	—	13,686	13,686
歳入合計		354,721	△4,122	350,629

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		354,751	△4,122	350,629
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	354,751	△4,122	350,629
歳出合計		354,751	△4,122	350,629

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 13,686	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

議案第52号

令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計
補正予算
令和2年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	千円 479,482
		東扇島施設事業	29,000
合	計		508,482

議案第53号

令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計
補正予算
令和2年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	緑ヶ丘霊園整備事業	千円 39,659

議案第54号

令和2年度川崎市下水道事業会計補正予算
(総則)
第1条 令和2年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度川崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 主要な建設改良事業 下水幹枝線、 ポンプ場及び 水処理センター等 整備事業	20,237,279千円	1,775,000千円	22,012,379千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,959,744千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,326,744

千円」に「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金12,679,456千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金12,046,456千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	35,943,177千円	2,408,000千円	38,351,177千円
第3項 国庫補助金	5,500,000千円	2,408,000千円	7,908,000千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	53,902,921千円	1,775,000千円	55,677,921千円
第1項 建設改良費	20,237,379千円	1,775,000千円	22,012,379千円

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

議案第55号

令和2年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度川崎市自動車運送事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	(乗 合)	(△減)	
(3) 年間輸送人員	49,574千人	△11,363千人	38,211千人
(4) 1日平均輸送人員	135,819人	△31,131人	104,688人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条本文に「なお、資金不足の解消に充てるため、企業債(特別減収対策)1,610,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車運送事業収益	10,100,923千円	△2,068,803千円	8,032,120千円
第1項 営業収益	8,864,491千円	△2,068,803千円	6,795,688千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に、次のとおり追加する。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
特別減収対策企業債	千円 1,610,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から15ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第80号

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,780,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007,938,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年2月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 310,970,673	千円 4,039,637	千円 315,010,310
	2 国庫補助金	192,518,756	4,039,637	196,558,393
18 県支出金		39,680,174	90,848	39,771,022
	2 県補助金	10,645,780	90,848	10,736,628
21 繰入金		74,672,760	40,498	74,713,258
	1 基金繰入金	71,874,526	40,498	71,915,024
23 諸収入		52,873,163	14,259	52,887,422
	6 雑収入	11,170,493	14,259	11,184,752
24 市債		79,486,000	4,595,000	84,081,000
	1 市債	79,486,000	4,595,000	84,081,000
歳入合計		999,158,478	8,780,242	1,007,938,720

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 55,046,102	千円 92,313	千円 55,138,415
	1 職員管理費	31,856,985	92,313	31,949,298
4 こども未来費		132,321,955	1,031,157	133,353,112
	1 こども青少年費	51,049,771	440,708	51,490,479
	2 こども支援費	81,272,184	590,449	81,862,633
5 健康福祉費		318,357,796	41,530	318,399,326
	2 社会福祉費	1,722,308	10,000	1,732,308
	7 公衆衛生費	16,145,551	31,530	16,177,081
7 経済労働費		44,082,092	1,647,954	45,730,046
	2 商工業費	3,812,103	1,552,454	5,364,557
	3 中小企業支援費	38,499,441	12,500	38,511,941
	5 労政費	517,704	83,000	600,704
11 区役所費		17,815,912	134,200	17,950,112

	1 区 政 振 興 費	13,519,715	134,200	13,653,915
12 消 防 費		17,212,433	101,154	17,313,587
	1 消 防 費	17,212,433	101,154	17,313,587
13 教 育 費		117,067,694	5,731,934	122,799,628
	4 高 等 学 校 費	3,697,409	14,085	3,711,494
	7 体 育 保 健 費	6,149,643	75,849	6,225,492
	8 教 育 施 設 整 備 費	23,443,836	5,642,000	29,085,836
歳 出 合 計		999,158,478	8,780,242	1,007,938,720

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総 務 費	1 職 員 管 理 費	非 常 勤 職 員 等 雇 用 事 業	92,313
4 こども未来費	1 こども青少年費	地 域 子 育 て 支 援 事 業	14,100
		母 子 保 健 事 業	348,236
		児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業	1,712
		青 少 年 施 設 運 営 事 業	130,900
	2 こども支援費	地 域 子 ど も ・ 子 育 て 活 動 支 援 助 成 事 業	11,100
		児 童 保 護 措 置 事 業	47,944
		児 童 虐 待 対 策 事 業	6,955
		民 間 保 育 所 入 所 児 童 処 遇 改 善 事 業 及 び 施 設 振 興 事 業	319,800
		乳 児 保 育 事 業	1,200
		認 可 外 保 育 施 設 援 護 事 業	48,158
		病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業	2,100
		施 設 型 給 付 等 事 業	13,350
		保 育 環 境 充 実 支 援 事 業	140,900
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 事 業	1,820	
小 計			1,088,275
5 健康福祉費	2 社 会 福 祉 費	生 活 困 窮 者 自 立 支 援 事 業	10,000
	4 老 人 福 祉 費	介 護 サ ー ビ ス 運 営 費 支 援 事 業	425,200
	5 障 害 者 福 祉 費	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 運 営 費 支 援 事 業	253,730
	7 公 衆 衛 生 費	感 染 源 対 策 事 業	31,530
	小 計		
6 環 境 費	1 環 境 管 理 費	環 境 エ ネ ル ギ ー 推 進 事 業	5,730
	3 ごみ処理費	ご み 収 集 事 業	24,062
	小 計		
7 経 済 労 働 費	2 商 工 業 費	観 光 事 業	21,101
	3 中小企業支援費	産 業 振 興 会 館 事 業	12,500
		信 用 保 証 等 促 進 事 業	245,124
	5 労 政 費	労 働 福 祉 事 業	101,088
	小 計		
12 消 防 費	1 消 防 費	消 防 活 動 事 業	101,154
13 教 育 費	4 高 等 学 校 費	産 業 教 育 振 興 事 業	14,085
	7 体 育 保 健 費	学 校 保 健 ・ 安 全 管 理 事 業	75,849
	小 計		
合 計			2,501,741

2 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	
4	子ども支援費	公立保育所運営事業	千円 9,801	千円 10,500	千円 20,301	
7	1	産業経済費	国際経済交流事業	21,190	4,097	25,287
	2	商工業費	商業振興事業	808,479	1,560,078	2,368,557
	3	中小企業支援費	中小企業支援事業	14,411	5,055	19,466
		小計		844,080	1,569,230	2,413,310
11	1	区政振興費	宮前区道路維持補修事業	151,474	134,200	285,674
13	8	義務教育施設整備事業	7,211,611	5,632,137	12,843,748	
		高等学校施設整備事業	75,275	9,863	85,138	
		小計		7,286,886	5,642,000	12,928,886
合計			8,292,241	7,355,930	15,648,171	
繰越明許費総合計					45,627,146	

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校教育振興事業	千円 9,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
安全施設整備事業	千円 1,520,000	千円 61,000	千円 1,581,000
義務教育施設整備事業	15,762,000	4,525,000	20,287,000
合計	17,282,000	4,586,000	21,868,000
地方債総合計	79,486,000	4,595,000	84,081,000

議案第81号

令和3年度川崎市一般会計補正予算

令和3年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,143,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ831,984,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月25日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 146,674,843	千円 11,137,585	千円 157,812,428
	1 国庫負担金	120,417,148	7,042,229	127,459,377
	2 国庫補助金	25,781,252	4,095,356	29,876,608
23 諸収入		33,805,977	5,845	33,811,822
	6 雑入	8,602,907	5,845	8,608,752
歳入合計		820,841,311	11,143,430	831,984,741

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 健康福祉費		千円 160,805,819	千円 11,143,430	千円 171,949,249
	7 公衆衛生費	13,169,065	11,143,430	24,312,495
歳出合計		820,841,311	11,143,430	831,984,741

川崎市告示第124号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

令和3年3月23日

川崎市長 福田紀彦

1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳以上、身長170cm、男性、黒色腕時計のみ所持。

上記の者は、令和元年10月28日、川崎区浮島町516番1号浮島1期地区北護岸先消波ブロック上で死亡しているのを発見された。

2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から70歳くらい、体格瘦、身長161cm、男性、えんじ色長袖シャツ、白色半袖シャツ、黒色長ズボン、灰色ももひきを着用

上記の者は、令和2年1月6日、高津区二子1丁目7番36号で死亡しているのを発見された。

3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳くらい、男性

上記の者は、令和2年1月12日午後8時48分、多摩区登戸2992番地201号室内で死亡しているのを発見された。

4 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢45歳以上、身長166cm、体格普通の男性、灰色長袖トレーナー、青色半袖シャツ、紺色ジーパン、茶色ベルト、紺色トランクス、黒色靴下、黒色スニーカー

上記の者は、令和2年1月13日、川崎区浮島町516番1号先防波護岸内で死亡しているのを発見された。

5 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳以上、身長175cm、体格普通、栄養中等の男性、赤色と黒色の長袖シャツ（サイズXL）青色半袖シャツ（首回り42-44）ベージュ色長ズボン（サイズW30）青色トランクス（サイズM）黒色靴下

上記の者は、令和2年3月14日、川崎区旭町1丁目19番3号先多摩川内で死亡しているのを発見された。

6 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳以上、身長170cm程度、体格普通の男性、黒色上下ウインドブレーカー、えんじ色長袖シャツ、ベンチコート、えんじ色マフラー、紺色半袖ポロシャツ、白色Tシャツ、灰

色下着、灰色靴下、黒色革手袋、青色スニーカー
上記の者は、令和2年1月13日、川崎区日進町52番地3東日本旅客鉄道株式会社京浜東北線線路内で死亡しているのを発見された。

- 7 本籍・住所不詳、自称新宅善幸、生年月日昭和30年10月15日(推定)身長173cm、体格肥満の男性、上下白色作業着、白色帽子、青色半袖シャツ、白色インナー、青色ジーンズ、トランクス、灰色靴下
上記の者は、令和2年8月7日、川崎区東扇島6番地15内で作業中に倒れ、川崎区新川通12番1号川崎市立川崎病院にて死亡した。

川崎市告示第125号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和3年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第128号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年3月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第129号

特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定等について(昭和61年川崎市告示第91号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

2の表備考1(1)第1種区域中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第130号

振動規制法の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準等について（昭和61年川崎市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

2の表備考1(1)第1種区域のI中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第131号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について（平成24年川崎市告示第135号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

表Aの項該当地域の欄中「第二種中高層住居専用地域」の次に「田園住居地域」を加え、同表備考中「「準住居地域」」の次に「、「田園住居地域」」を、「、準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第132号

生活騒音対策に関する指針（平成12年川崎市告示第608号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

別表の1家庭用機器、住宅用設備及び音響機器による騒音の表家庭用機器・住宅用設備の部Aの項地域区分の欄中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加え、同表音響機器の部Aの項地域区分の欄中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第133号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月24日から令和3年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上麻生 第106号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1126番1先 ----- 川崎市麻生区上麻生5丁目1226番1先	1.21 ～ 6.01	9.80	
新	上麻生 第106号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1126番1先 ----- 川崎市麻生区上麻生5丁目1226番1先	6.01	5.58	

川崎市告示第134号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	南加瀬 第217号線	幸区南加瀬2丁目2072番3先	
		幸区南加瀬2丁目2072番7先	
2	菅生 第835号線	宮前区菅生1丁目1903番113先	
		宮前区菅生1丁目1903番109先	
3	生田 第274号線	多摩区生田7丁目2894番21先	
		多摩区生田7丁目2898番1先	
4	宿河原 第296号線	多摩区宿河原2丁目169番3先	
		多摩区宿河原2丁目169番7先	
5	菅稲田堤 第101号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番11先	
		多摩区菅稲田堤2丁目3128番16先	
6	菅稲田堤 第102号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番21先	
		多摩区菅稲田堤2丁目3128番24先	
7	王禅寺西 第5号線	麻生区王禅寺西7丁目1895番20先	
		麻生区王禅寺西7丁目1895番15先	
8	上麻生 第419号線	麻生区上麻生5丁目1126番9先	
		麻生区上麻生5丁目1126番28先	

川崎市告示第135号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月24日から令和3年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点 終点	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	南加瀬 第217号線	幸区南加瀬2丁目2072番3先 幸区南加瀬2丁目2072番7先	4.50	35.01	
2	菅生 第835号線	宮前区菅生1丁目1903番113先 宮前区菅生1丁目1903番109先	5.50	35.05	
3	生田 第274号線	多摩区生田7丁目2894番21先 多摩区生田7丁目2898番1先	6.00 ～ 6.41	34.95	
4	宿河原 第296号線	多摩区宿河原2丁目169番3先 多摩区宿河原2丁目169番7先	4.50	24.07	
5	菅稲田堤 第101号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番11先 多摩区菅稲田堤2丁目3128番16先	6.00	45.20	
6	菅稲田堤 第102号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番21先 多摩区菅稲田堤2丁目3128番24先	6.00	31.09	
7	王禅寺西 第5号線	麻生区王禅寺西7丁目1895番20先 麻生区王禅寺西7丁目1895番15先	4.50	21.20	
8	上麻生 第419号線	麻生区上麻生5丁目1126番9先 麻生区上麻生5丁目1126番28先	6.00 ～ 6.40	26.17	

川崎市告示第136号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和3年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月24日から令和3年4月7日まで一般の

縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1	南加瀬 第217号線	幸区南加瀬2丁目2072番3先 幸区南加瀬2丁目2072番7先	
2	菅生 第835号線	宮前区菅生1丁目1903番113先 宮前区菅生1丁目1903番109先	
3	生田 第274号線	多摩区生田7丁目2894番21先 多摩区生田7丁目2898番1先	
4	宿河原 第296号線	多摩区宿河原2丁目169番3先 多摩区宿河原2丁目169番7先	
5	菅稲田堤 第101号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番11先 多摩区菅稲田堤2丁目3128番16先	
6	菅稲田堤 第102号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番21先 多摩区菅稲田堤2丁目3128番24先	
7	王禅寺西 第5号線	麻生区王禅寺西7丁目1895番20先 麻生区王禅寺西7丁目1895番15先	
8	上麻生 第419号線	麻生区上麻生5丁目1126番9先 麻生区上麻生5丁目1126番28先	

川崎市告示第137号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
9	小向町 第19号線	幸区小向町432番9先 幸区小向町433番10先	
10	神木本町 第10号線	宮前区神木本町2丁目698番2先 宮前区神木本町2丁目714番1先	

川崎市告示第138号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月24日から令和3年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第235号線	川崎市宮前区菅生2丁目2056番11先 川崎市宮前区菅生2丁目2056番11先	1.82	9.28	
新	菅生第235号線	川崎市宮前区菅生2丁目2056番11先 川崎市麻生区菅生2丁目2056番11先	1.82 ～ 4.57	9.28	

川崎市告示第139号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月24日から令和3年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第235号線	川崎市宮前区菅生2丁目2056番11先 川崎市多摩区菅生2丁目2056番11先	

川崎市告示第140号

川崎市立日本民家園における入園料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市立日本民家園の入園料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年3月25日

川崎市

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号

名称 小田急電鉄株式会社

代表者 代表取締役 星野 晃司

2 委託事務

川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）第10条に規定する入園料の収納に関する事務

3 委託期間

令和3年3月25日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第141号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

川崎市千鳥町12番地の一部

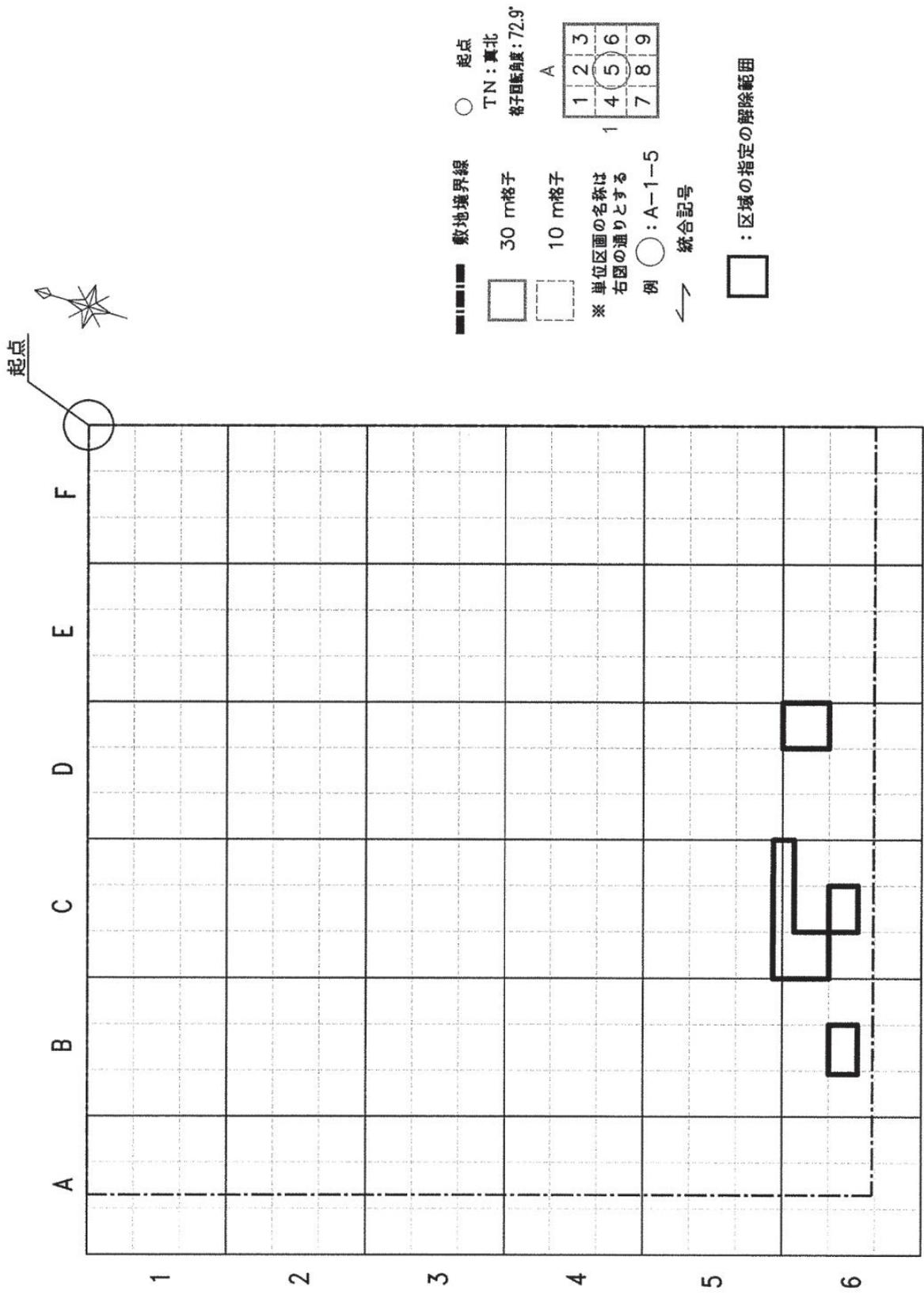
（別図のとおり）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定解除区画

川崎市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市生活文化会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）第4条第3項の規定により告示します。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市生活文化会館 川崎市高津区溝口1丁目6番10号
指定管理者	(所在地) 横浜市中区寿町1丁目4番地 (名称) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 (代表者名) 理事長 井村 浩章
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第143号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の4第2項に規定する石綿の含有の状況を分析する方法の設定についての廃止について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年川崎市規則第14号）の施行に伴い、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の4第2項に規定する石綿の含有の状況を分析する方法の設定について（令和元年川崎市告示第67号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第144号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利

用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	3件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 教育委員会	1件

(2) 外部提供

ア 市長	16件
イ 上下水道事業管理者	3件
ウ 消防長	10件
オ 教育委員会	2件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第145号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

令和3年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
合同会社NEXT ONE	1475004212	なないろケアプラン	川崎市川崎区小田栄1丁目6番4-106号	居宅介護支援
合同会社ラフター	1475203095	ラフターケア武蔵小杉	川崎市中原区今井南町26-11 パティオ101	居宅介護支援
ソフトリハ株式会社	1475602460	ソフトリハ 居宅介護支援事業所	川崎市麻生区岡上1441番地22 スターホームズ鶴川302号室	居宅介護支援
株式会社 川島コーポレーション	1475602478	サニーライフ川崎麻生 居宅介護支援事業所	川崎市麻生区片平5丁目33番1号	居宅介護支援
株式会社大新企業	1475602445	ファミリーズ	川崎市麻生区王禅寺西5-3-5 201	訪問介護

株式会社 川島コーポレーション	1475602452	川崎麻生やわらぎ	川崎市麻生区片平5丁目33番1号	訪問介護
株式会社リビング プラットフォームケア	1495000695	グループホーム ライブラリ大師橋	川崎市川崎区日ノ出2丁目3-2	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ヒューマン ケア	1495500652	ラポール菅生	川崎市宮前区菅生6-33-17	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第146号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

令和元年7月廃止

令和3年1月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 真成コーポレーション	1475302814	訪問介護ひめしゃら	川崎市高津区久地1-19-8 ガーデンパレス華1F	訪問介護
株式会社木下の介護	1475002158	木下の介護 川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	通所介護
株式会社YFM	1475202733	ワイケア川崎	川崎市中原区新城3-4-5 2F	居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
ジャパンヒューマン ヘルス株式会社	1475400196	サンピアインオアシス	川崎市多摩区栗谷2丁目18番地8号	地域密着型通所介護
株式会社デリスタ	1475501878	株式会社 デリスタ	川崎市宮前区野川台2-1-11	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社木下の介護	1495200386	木下の介護 武蔵新城	川崎市中原区新城中町13-1	地域密着型通所介護
有限会社コリトローネ	1475402507	コリトローネケアプラン	川崎市多摩区菅1丁目2番31-403号	居宅介護支援

川崎市告示第147号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務専用市印

(1) 廃止年月日 令和3年3月31日

(2) 専用公印 ひな形番号 2

(3) 書体 れい書

(4) 寸法 方6mm

(5) 保管場所及び廃止個数

川崎区役所区民サービス部区民課 1個

川崎区役所区民サービス部保険年金課 4個

川崎市告示第148号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第149号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月30日から令和3年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	平第180号線	川崎市宮前区平4丁目1507番1先 川崎市宮前区平4丁目1507番1先	4.00	4.95	
新	平第180号線	川崎市宮前区平4丁目1507番5先 川崎市宮前区平4丁目1507番5先	4.00	4.95	関係図面のとおり

川崎市告示第150号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎市千鳥町	22,890
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	163,767
	専用利用	川崎市千鳥町	251,987
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

」

を

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎市千鳥町	22,890
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	163,772
	専用利用	川崎市千鳥町	256,025
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

」

に改める。

川崎市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、かわさき新産業創造センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、かわさき新産業創造センター条例（平成14年10月8日条例第34号）第4条第3項の規定により告示します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	かわさき新産業創造センター 川崎市幸区新川崎7番7号
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区堀川町66番地20 (名称) かわさき新産業創造センター共同事業体 (代表者名) 公益財団法人川崎市産業振興財団 代表理事 三浦 淳
指定期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第152号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和37年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年3月31日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	丸子中山茅ヶ崎線	川崎市中原区小杉御殿町1丁目969番1先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目976番3先	15.00	34.67	隅きり部
新	丸子中山茅ヶ崎線	川崎市中原区小杉御殿町1丁目969番1先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目971番2先	15.00	20.10	隅きり部

川崎市告示第153号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風
- 2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
11歳以上13歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第154号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
麻しん、風しん
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - (2) 第2期
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不埒適当な状態にある者

川崎市告示第155号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ロタウイルス感染症
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 1価
出生6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日までの間にある者
 - (2) 5価
出生6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有するもの（その治療が完了したものを除く。）及び重複複合免疫不全症の所見が認められる者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不埒適当な状態にある者

川崎市告示第156号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
日本脳炎
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後6月以上の間隔をおく）
 - (3) 第2期
9歳以上13歳未満の者
 - (4) 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不埒適当な状態にある者

川崎市告示第157号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
結核（BCG）
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるクロイドの認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第158号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
H i b感染症
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第159号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力

医療機関等

- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第160号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第161号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類

水痘

2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第162号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 実施機関

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 実施対象者

(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳の者

(2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

(6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第163号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

B型肝炎

2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後1歳に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第164号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和3年度定期予防接種（インフルエンザを除く。）については、別表に掲げる場所と同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

施設名	姓	名	住所1	住所2
川崎ひのわクリニック	中野	寿美	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	松田	文男	川崎市川崎区堀之内10-24	
稲葉医院	稲葉	周作	川崎市川崎区砂子1-5-22	
うすい整形外科医院	薄井	利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
入江医院	入江	宏	川崎市川崎区砂子2-6-2	三惠ビル
いしいクリニック乳腺外科	石井	誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2	三惠ビル10FB
川崎おおつか内科・消化器内科	大塚	征爾	川崎市川崎区砂子2-6-2	三惠ビル4F
安岡クリニック	安岡	昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2	三惠ビル7F
川崎駅前クリニック	古川	智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリバー6F
おおしま内科	大島	康男	川崎市川崎区駅前本町14-6	マウエル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	河野	一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1	7ビル川崎8F
あべクリニック	阿部	秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
三島クリニック	三島	雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
畑医院	畑	章一	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	内海	通	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	金井	歳雄	川崎市川崎区新川通12-1	
川崎すずき内科クリニック	鈴木	竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BILDING3階
阿部医院	阿部	能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
由井クリニック	由井	史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
ささきクリニック	佐々木	博一	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
かめだこどもクリニック	亀田	佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5	
内科小児科宮島医院	宮島	真之	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	太田	史一	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	馬嶋	正和	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	突戸	寛治	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6.7.8階
村山整形外科	村山	均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パルクホーム川崎大師表参道2F
宮川病院	宮川	政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
野田医院小児科内科眼科	野田	美恵子	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
平安医院	平安	良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
協同ふじさきクリニック	桑島	政臣	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
青山クリニック	青山	真一	川崎市川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	渡邊	嘉行	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかしまクリニック	木村	美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町つばさクリニック	永野	智久	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエ棟104号
港町こどもクリニック	小川	英伸	川崎市川崎区港町5-2-103	
門前外科医院	阿保	雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	和田	齊	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	後藤	雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	杉山	靖	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	櫻井	与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11	
鈴木医院	鈴木	真	川崎市川崎区田町1-6-15	
A01国際病院	古川	良幸	川崎市川崎区田町2-9-1	
昭和医院	田添	貴史	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸	尚	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	田中	久善	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	石井	貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9	
村上外科医院	村上	俊一	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	渡辺	健児	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	高良	憲光	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	花田	徹野	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	森田	裕人	川崎市川崎区大島5-10-5	
田辺医院	田邊	裕明	川崎市川崎区大島上町1-10	
はた内科胃腸科クリニック	畑	英司	川崎市川崎区渡田向町15-2	
元木町眼科・内科	方波見	隆史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	横峯	憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
川崎七福診療所	大黒	学	川崎市川崎区小田1-1-2	リステイア京町ビル4F
野末整形外科歯科内科	小澤	穰	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	倉田	典子	川崎市川崎区小田5-28-15	
柴田医院	清水	泉	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	栗須	修	川崎市川崎区京町1-9-11	
飯塚医院	飯塚	和弘	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	倉田	眞行	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
竹内クリニック	竹内	明男	川崎市川崎区京町2-24-4	セーブル川崎京町ハライズ111
黒坂医院	黒坂	きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17	
安土医院	安土	達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨	博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6	
悠翔会在宅クリニック川崎	山路	仁	川崎市川崎区浜町4-6-19	
日本鋼管病院	小川	健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	豊間	博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	郷田	素彦	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィー浜川崎1階
東扇島診療所	新井	理之	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬	好文	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	佐々木	明徳	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	山本	憲一	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーラス1F
田村外科病院	田村	哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	橋爪	誠	川崎市幸区戸手2-3-12	
三條医院	三條	明良	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	関	文雄	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	北條	裕美子	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	米田	直人	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	大野	直規	川崎市幸区堀川町580	リッドスクエア西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸	則彦	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
中村クリニック泌尿器科	中村	薫	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎227
ミュージア川崎こどもクリニック	游	理恵	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	横山	勲	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎幸クリニック	杉山	孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1	
まつくら整形外科	松倉	陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
ましも内科循環器内科	真下	好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12	
いきいきクリニック	武知	由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クロスセンター1F
おさないクリニック	長内	佳代子	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	小林	英之	川崎市幸区南幸町2-80	
けいクリニック	正村	謙二	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
森田医院	森田	由里	川崎市幸区南幸町3-14	

あいホームケアクリニック	塗木 裕也	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル階
第二川崎幸クリニック	関川 浩司	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	黒瀬 恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	小柳 順子	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	市村 真也	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	植村 信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
山田小児科医院	山田 尚士	川崎市幸区塚越1-121	
松葉医院	松葉 育郎	川崎市幸区塚越2-159	
田中小児科医院	梶井 志保	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	三迺 信之	川崎市幸区古川町120	
小林内科医院	小林 敏則	川崎市幸区紺屋町39	
さいわい鹿島田クリニック	朝倉 裕士	川崎市幸区新塚越201	ルエ新川崎
ゆりこどもクリニック	御宿 百合子	川崎市幸区新塚越201	ルエ新川崎5F
まつの内科クリニック	松野 久子	川崎市幸区新川崎5-2	シガモビル3F
関口医院	関口 博仁	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	中村 信之	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	西村 真紀	川崎市幸区古市場2-67	
石永医院	石永 隆成	川崎市幸区下平間130	
南武医院	西脇 博一	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	松山 恭輔	川崎市幸区下平間341	レオⅢ2F
たつのこどもクリニック	田角 喜美雄	川崎市幸区下平間359	レオⅣ
千梨内科クリニック	関 江里子	川崎市幸区下平間359	レオⅤ201
ナカオカクリニック	中岡 康	川崎市幸区下平間38	
ゆいクリニック	由井 郁子	川崎市幸区下平間39-2F	
パークシティクリニック	大森 慎太郎	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
木村整形外科	木村 記行	川崎市幸区小倉1-3-14	
栗田病院	寺崎 太洋	川崎市幸区小倉2-30-13	
柁原医院	柁原 啓一	川崎市幸区小倉3-23-4	
たくま幸クリニック	詫摩 哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12	ジャリ野1F
小倉かとう内科	加藤 義郎	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスロード川崎209号
南加瀬ファミリークリニック	滝澤 憲一	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル2F
川崎南都在宅診療所	中村 努	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルビル1F-B
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	坂本 園子	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	内山 崇	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
生駒クリニック	生駒 光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
鎌田医院	鎌田 健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
高取内科医院	高取 正雄	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	高橋 保正	川崎市幸区矢上2-7	
スキップこどもアレルギークリニック	田中 裕	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コトアガデン新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬 達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	高橋 薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
鹿島田病院	月川 賢	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	佐藤 清二	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.
新川崎こびきウイメンズクリニック	木挽 貞慈	川崎市幸区鹿島田1-8-33	ほとりビル2F
ほとりクリニック	羽鳥 裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33	ほとりビル3F
あむろ内科クリニック	安室 尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796	
田中内科クリニック	田中 洋一	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	渡邊 慎	川崎市中原区新丸子東1-788	
サンマルコクリニック	南 史朗	川崎市中原区新丸子東1-825-7-2F	
ヒロクリニック	廣澤 彰	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東ビル1F
こすぎ駅前クリニック	宮脇 誠	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック 武蔵小杉内科・小児科	高田 茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	アーツイム武蔵小杉2F
どうどう小児科・アレルギー科	一城 千都絵	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽーと武蔵小杉4F
むさし小杉内科クリニック	鈴木 健修	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽーと武蔵小杉4階
武蔵小杉レディースクリニック	飯田 信信	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽーと武蔵小杉4階452号
武蔵小杉ハートクリニック	菊池 有史	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MK7アースビル1F
山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1	
えじり子供クリニック	江尻 和夫	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
山口外科	山口 裕史	川崎市中原区新丸子町745-3	
荒田内科クリニック	荒田 浩久	川崎市中原区新丸子町747	グランイサ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富 公明	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	小関 克彦	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック 武蔵小杉	河井 誠	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
松本クリニック	松本 正智	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	宗像 和彦	川崎市中原区丸子通2-682	エディファント101号室
わたたに医院	豊田 隆世	川崎市中原区下沼部1747	
やまと診療所 武蔵小杉	木村 一貴	川崎市中原区下沼部1760	
こだま診療所	児玉 文雄	川崎市中原区下沼部1886	セントラルマツイ 101
中村医院	中村 泰昭	川崎市中原区下沼部1930	
小杉内科ファミリークリニック	利典 利典	川崎市中原区中丸子13-21	ROCKS 2F
亀谷内科クリニック	亀谷 麒興隆	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック	金谷 通	川崎市中原区中丸子589-11	
土井小児科医院	土井 啓司	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	菊岡 正和	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	洋一	川崎市中原区北谷町31	
二宮内科小児科クリニック	二宮 嵩寛	川崎市中原区北谷町693	
内田クリニック	内田 竜生	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
キャップスクリーン 武蔵小杉	中山 詩礼	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティスクリーン 武蔵小杉1F
武蔵小杉おさだ内科	長田 陽介	川崎市中原区市ノ坪449-3	
もくほ内科クリニック	李保 敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	宇藤 浩	川崎市中原区苅宿24-37	
野口クリニック	野口 肇	川崎市中原区西加瀬16-10	アーツイム 15元住吉
わかばこどもクリニック	宮沢 啓貴	川崎市中原区西加瀬17-8	エケレントビル 元住吉1F
徳植医院	徳植 純也	川崎市中原区木月1-2-24	
綾部内科クリニック	綾部 晃久	川崎市中原区木月1-23-7	
はぐくみ母子クリニック 元住吉	狐崎 雅子	川崎市中原区木月1-24-27	
元住吉こころみクリニック	大澤 亮太	川崎市中原区木月1-28-5	アーツイム 15元住吉3F
豊崎医院	豊崎 信雄	川崎市中原区木月1-31-10	
宮尾クリニック	宮尾 直彦	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	高村 和夫	川崎市中原区木月2-12-18	
北村医院	北村 修一	川崎市中原区木月2-14-6	
みやぎ内科クリニック	宮城 憲一	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	毛利 誠	川崎市中原区木月3-5-33	
住吉診療所	佐藤 温	川崎市中原区木月3-7-3	

澤口内科クリニック	澤口 健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16	ケラソビ 元住吉116
江島整形外科クリニック	江島 正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	久保田 勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1	
有田こどもクリニック	有田 二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	中島 啓介	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
さかもと内科クリニック	坂本 和彦	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木 敏幸	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	中島 洋介	川崎市中原区井田2-27-1	
竹本小児科医院	竹本 桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48	
島脳神経外科整形外科医院	島 浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10	
ほしおか内科・消化器内科クリニック	星岡 賢英	川崎市中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	上杉 毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33	
中原こどもクリニック	関 隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6	ミル・プラザ3e 1F
たかはし内科	高橋 正光	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビ 1F
神保内科クリニック	神保 芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニック 1F
むさし整形外科	本庄 雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニック 2F
山高クリニック	山高 浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39	
なかはら内科クリニック	智 智	川崎市中原区下小田中3-30-3	
すずむらクリニック	鈴木 健太	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
はぐみ母子クリニック	奥石 太郎	川崎市中原区下小田中3-33-5	
武蔵中原しくらクリニック	四蔵 朋之	川崎市中原区下新城2-1-38	キューブ Ⅲ101
回生医院	秋丸 大理	川崎市中原区新城2-10	
京浜総合病院	岩崎 浩	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	大迫 宏次	川崎市中原区新城2-15-2	
宮崎医院	宮崎 彰	川崎市中原区新城3-13-8	
春原内科クリニック	春原 経彦	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	中島 夏樹	川崎市中原区新城3-5-1	
やまだ内科クリニック	山田 修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村 昭子	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル 2F
新城女性のクリニック	後藤 妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
うちだこどもクリニック	内田 啓司	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンスクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	小花 光夫	川崎市中原区上新城2-4-8	
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊 富博	川崎市中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	坂根 健志	川崎市中原区宮内2-12-1	
おくせ医院	奥瀬 紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムテリ-B101
しまだ小児クリニック	島田 温次	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネット1F
だんのうえ眼科クリニック	檀之上 和彦	川崎市中原区上小田中3-23-34	シティ中原ビル 3F
ポプラメディカルクリニック	寺田 江里	川崎市中原区上小田中3-29-2	サ・クリスタリアコート1F
つちや内科・循環器内科	土屋 勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレア武蔵中原1F
武蔵中原まちいクリニック	町井 克行	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル 1F
武蔵小杉整形外科	小谷野 康彦	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
塚原クリニック	塚原 浩章	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
柴崎整形外科	柴崎 徹	川崎市中原区小杉町1-529-15	
のなみクリニック	沼波 良太	川崎市中原区小杉町1-547-83	
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	大熊 喜彰	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ガーデンタワーSウエスト
コスギモンズクリニック	高木 誠	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
はなまるクリニック	山本 英世	川崎市中原区小杉町2-313	ホーンテール小杉1階
むらた内科クリニック	村田 亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501	セント武蔵小杉A棟1階
こすぎレディースクリニック	那彦 椎名	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セント武蔵小杉A棟305B
ひまわり小児科	深澤 ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セント武蔵小杉A棟3F
こすぎ小児科	村田 篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアM 武蔵小杉101
こすぎ皮膚科	山本 亜偉策	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
聖マリアナ医科大学東横病院	古畑 智久	川崎市中原区小杉町3-435	
加藤順クリニック	加藤 順一	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントビア安藤2F
さとうクリニック	佐藤 牧	川崎市中原区小杉町3-8-6	サンビ 1F
岡島クリニック	岡島 一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南II 1階A
さかい医院	堺 浩之	川崎市中原区今井南町9-34	
田口小児科医院	田口 宏和	川崎市中原区今井仲町10-18	
清水医院	清水 歩	川崎市中原区今井仲町12-12	
たむらクリニック	田村 義民	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル 1F
神田クリニック	神田 東人	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	寺戸 孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	根本 繁	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	谷合 信彦	川崎市中原区小杉町1-396	
溝の口クリニック	井出 真弓	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキヤノンビル 2F
洲之内内科	洲之内 建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
総合高津中央病院	小林 進	川崎市高津区溝口1-16-7	
宮川内科医院	宮川 浩	川崎市高津区溝口1-6-1	
ふじクリニック	藤下 昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6	
田園二子クリニック	高崎 啓孝	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー-溝の口ビル 2F
鈴木医院	鈴木 宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46	
住永クリニック	住永 雅司	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル 2F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷 昌司	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル 1F
優ウィメンズクリニック	大井 理恵	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル 4F
柴崎医院	柴崎 慎一	川崎市高津区溝口3-9-4	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	谷口 雄一郎	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル 3F
二子クリニック	山田 恭司	川崎市高津区二子1-11-15	
高津内科クリニック	上田 裕司	川崎市高津区二子3-33-20	
窪田医院	田中 美砂子	川崎市高津区二子5-10-1	
高津駅前クリニック	渡部 真人	川崎市高津区二子5-2-5	井上ビル 2A
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田 亘	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
高橋内科医院	高橋 重人	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平香番館101
はっとりファミリークリニック	服部 隆志	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいビル 1F
はじかの医院	初鹿野 誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A	
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立 学	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル 4階401
つるや内科クリニック	鶴谷 孝	川崎市高津区久本1-6-5	
溝の口慶友クリニック	岩田 憲治	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル 4F
みぞのくちファミリークリニック	高木 博	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
おかの小児科・アレルギー科	岡野 裕二	川崎市高津区久本3-2-1	ケルター1F
高山クリニック	豊田 哲鶴	川崎市高津区久本3-2-3	ケルター-溝の口
レディースクリニック溝の口	熊澤 哲哉	川崎市高津区久本3-3-3	サ・344ビル 203
廣津医院	廣津 伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212	
坂戸診療所	竹内 啓哉	川崎市高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	俵 美河	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル 西503

梶ヶ谷クリニック	羽生 健	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷ビル1F
そめや内科クリニック	染谷 貴志	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
山本整形外科医院	山本 茂樹	川崎市高津区末長1-8-20	
梶が谷駅前内科クリニック	長町 誠嗣	川崎市高津区末長1-9-1	スタリオ梶が谷MALL6F
Sunnyこどもクリニック	中村 英明	川崎市高津区末長1-9-1	スタリオ梶が谷モール7F
福田医院	福住 亮雄	川崎市高津区末長3-12-3	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野 景海	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	豊島 秀男	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	池上 英	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
かたおか小児科クリニック	片岡 正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	難波 康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
ハタカズコ婦人クリニック	秦 和子	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	大関 一郎	川崎市高津区千年新町29-5	
桐村医院	桐村 拓明	川崎市高津区千年200-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	泉 博一	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳203
千年ファミリークリニック	林 ゆき子	川崎市高津区千年637-4	グランドケルフトビル1階
しまむらクリニック	篤村 健	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックビル1F
かわかみ小児科クリニック	川上 章弘	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックビル2F
山本医院	山本 均	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	伊藤 達也	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	森 久美子	川崎市高津区久末9-1	
成宮医院	成宮 達善	川崎市高津区東野川11-17-5	
野川整形外科	嶋崎 宣孝	川崎市高津区東野川11-7-9	マリンカリア野川1F
福西内科クリニック	福西 康夫	川崎市高津区東野川11-7-9	マリンカリア野川2F
ゆめこどもクリニック	林 毅隆	川崎市高津区東野川12-36-4	久末マリンビルB棟2F
田中クリニック	田中 柳水	川崎市高津区東野川12-36-5	久末マリンビルA棟1F
大久保クリニック	大久保 賢治	川崎市高津区東野川12-36-5	
久地さとう医院	佐藤 浩則	川崎市高津区宇奈根637-5	
久地診療所	喜瀬 守人	川崎市高津区久地4-19-8	
内田内科	内田 和仁	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
くじこどもクリニック	丸山 啓子	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア2F
村川内科クリニック	村川 裕二	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービル2階
木暮クリニック	木暮 悦子	川崎市高津区下作延2-4-3	
樺クリニック	野中 勇志	川崎市高津区下作延2-4-6	溝口鈴木歯科ビル2F
武井クリニック	武井 裕	川崎市高津区下作延2-7-26	ジイフオー弘溝ノ口101号
渡辺クリニック	渡辺 茂	川崎市高津区下作延2-9-10	
国島医院	國島 友之	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	長瀬 良彦	川崎市高津区下作延3-3-10	スバルビル梶ヶ谷2F
北浜こどもクリニック	北浜 直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
メディクスクリニック溝の口	南 陸彦	川崎市高津区下作延5-11-12	
津田山クリニック	横山 護	川崎市高津区下作延6-4-1	
にし医院	伊藤 園子	川崎市高津区上作延151-4	
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永 恵津子	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	宇田川 晴司	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
風の道クリニック	須藤 みか	川崎市宮前区野川3134-5	
森島小児科内科クリニック	森島 昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
きたじま内科・脳神経クリニック	北島 和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
本村医院	本村 智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
薄井胃腸科外科	薄井 武人	川崎市宮前区有馬1-1-18	
鷺沼診療所	行形 毅	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	大沼 秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	石川 良子	川崎市宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	相良 憲彦	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
本田医院	本田 智嗣	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川 文之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	石川 雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイク鷺沼ヴェルスタ203
キッズクリニック鷺沼	加藤 真由美	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	横田 雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサエステレーヤ1F
こにしクリニック	小西 一男	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
丸田クリニック	丸田 和夫	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	原 俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
すずか小児科・皮膚科クリニック	鈴鹿 隆久	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルテ 172F
やがわ内科・消化器内科	矢川 裕介	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルテ 171F
宮前平医院	青山 弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30	
むとう小児科クリニック	武藤 真二	川崎市宮前区土橋3-2-17	
おおば内科クリニック	大庭 治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエーフォルテ 204
河野医院	河野 勝雄	川崎市宮前区土橋3-3-4	
みよしこどもクリニック	三吉 智子	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平A-ムウスB-115
川本整形外科	川本 守	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸 達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	三倉 亮平	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平内科クリニック	伊東 克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
クリニックのびのびキッズピア	山本 弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイトビル201
K-クリニック	河上 哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
福島内科医院	福島 淑隆	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
宮前平第2クリニック	山田 耕永	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネパランド 3F
神奈川ひまわりクリニック	小野 龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川崎ヒューマンクリニック	小野寺 直樹	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
鷺沼透光診療所	氏家 茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1	アンビジネア 601・602号室
菊岡医院	菊岡 理	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平健栄クリニック	出川 寿一	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平A172F
東方医院	佐々木 健一	川崎市宮前区小台2-6-2	ホムビル宮前平3F
宮前平すがのクリニック	菅野 雅彦	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平マリンビル3F
たかはしメモリークリニック	高橋 正彦	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	藤野 喜理子	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	俊哉 福井	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	植木 茂彦	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンビル 潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳 昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9	
おおたけファミリークリニック	大竹 普	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニック 2F
鎌田クリニック	鎌田 正広	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
いしだ内科外科クリニック	石田 孝雄	川崎市宮前区平4-4-1	
宮前平グリーンハイテック診療所	大熊 由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	中田 雅弘	川崎市宮前区南平3-17	
鎌田クリニック南平台	富樫 秀生	川崎市宮前区南平3-30	

山本内科クリニック	山本 一哉	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	藤田 美弥子	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	栗生 和幸	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルビルA-2
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	山田 良宣	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	加藤 浩之	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮崎台耳鼻咽喉科	細井 広道	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラス宮崎台2F
原医院	原 亨	川崎市宮前区宮崎2-10-9	オアシス宮崎ビル1F
たかはしクリニック	高橋 俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンjon宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	三森 謙一	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・ハツ台1階
宮崎台クリニック	泉 正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
もぎ循環器科内科医院	茂木 純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮前つばさクリニック	幸田 恭子	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
川原小児科	川原 千鶴子	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	大野 祐子	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
かねこクリニック	金子 光延	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	小野田 恵一郎	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケービル
馬目整形外科・内科クリニック	馬目 晃匡	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
好生堂医院	田村 俊	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
佐治医院	佐治 正勝	川崎市宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	亀谷 雄一郎	川崎市宮前区野川台1-21-15	
村上循環器科内科皮膚科	村上 康文	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
こども元気！内科クリニック	手塚 勝也	川崎市宮前区西野川1-4-17	
聖マリアンナ医科大学病院	大坪 毅人	川崎市宮前区菅生2-16-1	
まつもと小児クリニック	松本 廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31	ブライクエイト2F
てづか内科・循環器クリニック	手塚 尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12	エピソード・稲田堤1A
稲田堤メディカルクリニック	安彦 篤	川崎市多摩区菅2-15-5	
西村クリニック	西村 真	川崎市多摩区菅2-4-2	サニサイド202
関口内科医院	関口 信哉	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
コハル内科	鈴木 春彦	川崎市多摩区菅4-1-1	コトライ101号
清水小児科クリニック	清水 晃	川崎市多摩区菅6-13-20	
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司 光彦	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	前原 真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	上野 紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	大倉 聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	辻 正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	前田 壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田小児科医院	大出 集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	土井 義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	松本 秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オケビル101号
前田医院	前田 暢彦	川崎市多摩区布田10-8	
多摩クリニック	桜井 淳	川崎市多摩区布田2-24	
中野島糖尿病クリニック	大津 成之	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルビルA 2F
中野島たぎくち耳鼻咽喉科	滝口 修平	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルビルA101
藤田クリニック	藤田 毅	川崎市多摩区中野島3-14-37	
池田小児科医院	生駒 雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15	
牧野クリニック	秀野 秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34	パード・タウナ番館1F
中野島診療所	高橋 伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島小児科クリニック	池上 香	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島北口コガワクリニック	古河 哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&M42F
鈴木内科医院	鈴木 雅之	川崎市多摩区登戸新町188	
多摩ファミリークリニック	大橋 博樹	川崎市多摩区登戸新町337	エービル1F
やまもとクリニック	山本 勝	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂 力	川崎市多摩区登戸新町434	
多摩脳神経外科	鎌山 和男	川崎市多摩区登戸1654	
岡野内科医院	岡野 敏明	川崎市多摩区登戸1737	
たまふれあいクリニック	鈴木 忠	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
公文内科クリニック	公文 大輔	川崎市多摩区登戸1792-2	アムレイト向ヶ丘1階
登戸プライマリケアクリニック	赤川 直之	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
すずき内科クリニック	鈴木 健吾	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラス向ヶ丘遊園208
えがわ療育クリニック	江川 文誠	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井 文	川崎市多摩区登戸2662-1	ブライクエイト3F
向ヶ丘久保田内科	久保田 久保	川崎市多摩区登戸2708-1	YMCビル3F-4F
吉田内科	吉田 博美	川崎市多摩区登戸2710-6	第2スト向ヶ丘202
こう内科クリニック	洪 基智	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
たまこどもクリニック	野矢 淳子	川崎市多摩区登戸2948-6	
豊田クリニック	豊田 博史	川崎市多摩区登戸3200	
桜クリニック	岡野 公一	川崎市多摩区登戸3292	グランドリア1F
ベルズレディースクリニック	鈴木 由美	川崎市多摩区登戸3351-203	
鈴木産婦人科	鈴木 真	川崎市多摩区登戸3355	
登戸クリニック	友廣 忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3	
あさい内科医院	浅井 洋貴	川崎市多摩区登戸538	
すばる診療所	堀 秀之	川崎市多摩区登戸598-2	
石原内科医院	石原 浩	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオ10
本橋内科クリニック	本橋 信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
久保田診療所	風生 風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
ココボ診療所	國保 久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
高橋クリニック	高橋 章	川崎市多摩区塚3-5-14	
かえでファミリークリニック	櫛岡 永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	西根 晃	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニックかえでの風たま・かわさき	宮本 謙一	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイズビル106号室
黒須内科クリニック	黒須 知二	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンパル松澤207
土屋医院	土屋 広明	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	野内 俊彦	川崎市多摩区南生田4-11-8	
須田メディカルクリニック	須田 直史	川崎市多摩区南生田4-20-2	
五十嵐レディースクリニック	五十嵐 豪	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックビル1F
きつとスマイルこどもクリニック	野矢 三樹	川崎市多摩区南生田4-6-6	
大森医院	石川 信子	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	石川 雅一	川崎市多摩区南生田7-20-21	
読売ランド前すわくクリニック	諏訪 敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
岸内科胃腸科医院	岸 忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5	
山崎クリニック	山崎 晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7	
水上内科医院	水上 純一	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミルビル2F
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤 博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3	ケル読売ランド前202~203
原田内科クリニック	原田 梨一	川崎市多摩区西生田4-16-24	

中村クリニック	中村 健	川崎市多摩区生田6-6-5	カザビ 1F
中込内科クリニック	中込 健郎	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
渡辺小児科医院	渡邊 明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
石田整形外科	石田 保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セウイシティ1F
川崎市立多摩病院	長島 悟郎	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	松浦 健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
にじいろ子どもクリニック	湯山 亮平	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティビル4F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	池内 信人	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
新百合ヶ丘子どもクリニック	重永 博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3	
あさおクリニック	前波 輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
新ゆりクリニック	小野田 肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7	ハストル新百合丘101
光中央診療所	小幡 純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7	ハストル新百合丘1-103
さくらクリニック	岡村 弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新百合山手福本内科	福本 学	川崎市麻生区万福寺6-7-2	シティビルビル206
新ゆり山手通り子どもクリニック	東芝 直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2	シティビルビル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山 裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2	シティビルビル2階
おぼた小児クリニック	小幡 拓彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A
リスホームケアクリニック	岩崎 祐也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
嶋崎内科医院	滝田 孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
百合ヶ丘外科産婦人科	中原 優人	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
百合ヶ丘診療所	竹岡 知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12	サンワビル百合ヶ丘8-101
百合ヶ丘水野クリニック	水野 泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
吉松クリニック	吉松 信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
ふるたクリニック	古田 一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田 高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
光永医院	光永 忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
林整形外科	林 央介	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
しもやま子どもクリニック	下山 丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
いしだクリニック	石田 和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
みねき内科クリニック	峯木 仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	鈴木 敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	桑野 稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	玉川 恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
あさお・百合クリニック	佐野 順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
米田胃腸科外科医院	米田 禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
王禅寺公園クリニック	中原 広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	高橋 央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
こみぶちクリニック	五味 誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
藤木内科医院	藤木 博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
岡崎医院	岡崎 貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
堀野メディカルクリニック	堀野 誠	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺シティビル1F
村松小児科医院	村松 芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3	
ミオ医院	三尾 英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
ゆうクリニック	木村 孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋 啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急ビル新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	武内 宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
クロキ形成外科クリニック	黒木 信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
あさお診療所	清田 実穂	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
渡辺内科消化器科医院	渡邊 義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
柿生すずき内科循環器内科	鈴木 宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川 結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
たくこどもクリニック	橋本 卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビル柿生201
ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
麻生リハビリ総合病院	菅 直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	菅 泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	関田 則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
おおたクリニック	太田 篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1	トウエイビル1F
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤 光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
みぞぶちクリニック	溝淵 昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビアンティ異和1F
渡辺クリニック	渡邊 寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
キウイファミリークリニック	宮田 大揮	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	遠見 仁	川崎市麻生区片平1782	
すこやか子どもクリニック	小野木 恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンビル白鳥1-B
井上医院	井上 圓子	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	木村 謙介	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 祥之助	川崎市麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	笹沼 仁一	川崎市麻生区古沢都古255	
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急ビル栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川口 丈夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
塚本医院	塚本 房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5	
はるひ野内科クリニック	康史 荒江	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野シティビルA棟1F
ニコニコ子どもクリニック	宮下 好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野シティビルC棟1F
いばらぎレディースクリニック	茨木 保	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野シティビルC棟2F

川崎市告示第165号

令和3(2021)年度川崎市一般廃棄物処理
実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第6条第1項の規定に基づき、令和3(2021)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

令和3(2021)年度川崎市一般廃棄物処理
実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,549,180	314,404
施設搬入		101,195
合計		415,599

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量 (キロリットル)
し尿収集	2,462	7,594
浄化槽清掃	5,614	19,025
汚泥処理		15,875
事業所汚水		1,558
処理計画総量		44,052

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスパーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り

資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進

イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施

エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

キ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

ク 食べきり協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施

ケ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収

処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収

資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスパーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。

・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)・布類(衣類、古布等)・びん類(一升びん、ビールびん等のリターナブルびんに限る)

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	51,669トン
市の処理施設からの資源回収量	1,822トン
資源集団回収量	36,863トン
資源化量合計	90,354トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光灯、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,994人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住 所
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3

(10) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰

カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出展

(11) 事業者に対する指導等

ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導

イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成

ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進

エ 事業系ごみの適正排出の指導

オ 適正包装及びレジ袋削減の推進

カ リユース・リサイクルシヨップ制度及びエコシヨップ制度の普及

キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等

ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：33業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法 及び処理処分 主体	市民及び事業者等の 協力義務等	
家庭系 廃棄物	普通ごみ	250,248	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 2回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(市及び 委託)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	焼却後埋立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 排出方法は、所定の 集積所に原則として ふた付きポリ容器又 は透明・半透明袋に より行うこと。 竹串等鋭利なものに ついては折るなど し、また、ガラス・ 陶磁器については厚 紙に包み、危険であ ることを表示した上 排出すること。 収集後は集積所の清 掃等を行い、清潔の 保持に努めること。 分別対象の廃棄物は 混入しないこと。
	普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと
	粗大ごみ []は再 利用可 能な家具等 に限る。	12,475	収集申込みに よる地域ごと の月2回の戸 別収集を実施 する。(委託) [市あるいは橘 リサイクルコミ ュニティセンタ ー指定管理者が 引き取りを行う]	浮島処理セン ター粗大ごみ 処理施設及び 王禅寺処理セ ンター資源化 処理施設 [リサイクルビ レッジ及びリサ イクルコミュニ ティセンター等]	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市) [市民への提 供など、資源 の有効利用を 図る]	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。
	粗大ごみ (り災ごみ)	81	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと

空き缶	7,556	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペットボトルと一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
空きびん	10,988	ステーション方式(空きびん入れ)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん内の残留物を除去し、空きびん入れに排出すること。 リターナルびんは販売店又は資源集団回収等に出すこと。
ペットボトル	5,147	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
小物金属	3,154	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	305	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	94	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。

ミックス ペーパー	10,512	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日を 定めて実施 する。(委託)	浮島処理セン ター資源化処 理施設及び梶 ヶ谷貨物ター ミナル駅資源 物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対 象物※1は紙袋に入 れる、包装紙で包む、 または、紐で縛るな ど中身が出ないよう にして排出するこ と。
プラスチ ック製容 器包装	13,907	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日を 定めて実施 する。(委託)	浮島処理セン ター資源化処 理施設及び梶 ヶ谷貨物ター ミナル駅資源 物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れを ふき取り透明又は半 透明の中身の確認で きる袋に入れて排出 すること。
蛍光管	18	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 2回の定曜日 (普通ごみと 同じ)収集と し、地域毎に収 集曜日を定め て実施する。 (市)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられて いた箱等に入れる か、厚紙等に包んで 排出すること。
犬猫等の 死体	4,599個	市民からの申 込み等により、 戸別収集を実 施する。(市)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	専用焼却炉に より焼却(市)	申込みに際しては、 段ボール箱等に収納 して排出すること。
特定家庭 用機器再 商品化法 対象品目 ※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。 回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。 市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン ※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。 市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付 き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小 型電子機 器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。 市民は、拠点回収等に出すこと。				
一時多量 ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				

事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	101,195	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	485個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

- ※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。
 - (1) 資源集団回収対象品目の紙類(実施団体により異なる)
 - (2) 臭いの強い紙類
 - (3) 汚れた紙類
- ※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。
- ※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。
- ※4 一時多量ごみ(一時的に多量に排出される家庭系廃棄物)の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。
市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。
- ※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。
- ※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。
 - (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
 - (2) 天災のために特に必要と認める者
 - (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
 - (4) その他市長が特に必要と認める施設等
- ※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限る。また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市内全域
	堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市内全域

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ 及び 破碎ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター (車両) → 浮島処理センター 及び 堤根処理センター	75,550
	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター	40,185
ミックス ペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	6,497
プラスチ ック製容 器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	8,359
焼却灰	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	12,164

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬 クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン/5h	75,550トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	182,500 (内施設搬入分 57,560)	23,178
堤根 処理センター	川崎区堤根 52	全連続燃焼式	600	66,520 (内施設搬入分 11,475)	8,714
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	106,705 (内施設搬入分 32,160)	12,164
計			1,950	355,725 (内施設搬入分 101,195)	44,056

(イ) 破碎処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎機	50	7,341
王禅寺処理センター 資源化处理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎機	40	8,369
計			90	15,710

(ウ) 資源化处理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光 3-1-3	空き缶	選別、 圧縮・成型等	28 トン/4h	1,898
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	7 トン/1h	1,715
		空きびん	手選別	20 トン/5h	3,158
王禅寺処理センター 資源化处理施設	麻生区王禅寺 1285	空き缶	選別、 圧縮・成型等	20 トン/5h	5,658
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	12.5 トン/5h	3,432
		空きびん	手選別	25 トン/5h	7,830
計		空き缶		—	7,556
		ペットボトル		—	5,147
		空きびん		—	10,988

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化处理を行う。	305

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化处理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮	70	10,512

d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化处理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮・梱包	55	13,907

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化处理を行う。	18

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町 509-1	犬猫等の死体	150 キログラム/5h × 2 炉	4,741 個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場（2期地区）	
所在地		川崎区浮島町523番地1先	
埋立計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	44,056 トン
		産業廃棄物	1,502 トン
	産業廃棄物		250 トン
	一般廃棄物		158 トン
	合計		45,966 トン
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町 20-1
日本通運神奈川東支店緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町 433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早瀬 1-25-33
株式会社 LNJ 小泉 京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島 3-3-12

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
堤根処理センター（※）	川崎区堤根 52
多摩生活環境事業所	多摩区枅形 1-14-1

※ スtockヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
(イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
(ウ) 処理の方法 埋立
(エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集延件数 (件)	計 画 量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	56,473	7,594	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	3,587	19,025	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,321	15,875		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500 キロリットル /24h	35,307
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100 キロリットル /12h	8,745 ※

※事業所汚水排出量 1,558kl を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・ 原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 ・ 原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

公 告

川崎市公告第467号

緑の保全地域の案の縦覧について

緑の保全地域の案を作成したので、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、緑の保全地域の案について意見を有する市民及び当該地に係る土地の関係人は、縦覧期間満了の日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和3年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 緑の保全地域の名称

王禅寺（おうぜんじ）通（とおり）緑の保全地域

2 土地の区域及び面積

(1) 土地の区域……川崎市麻生区王禅寺字通251ほか
6筆

（別紙区域図のとおり）

(2) 面 積……約3.9ha

3 縦覧の場所及び時間**(1) 場所**

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

（川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク17階）

川崎市麻生区役所総務課

（川崎市麻生区万福寺1-5-1 3階）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、12時から午後1時は除きます。）

4 縦覧期間

令和3年3月16日から令和3年4月14日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

王禅寺通緑の保全地域

②区域図



川崎市公告第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬五丁目337番6
1,003平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年11月11日
川崎市指令 ま宅審（イ）第78号

川崎市公告第469号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 多摩区役所生田出張所機械警備業務委託
 - (2) 履行場所 多摩区役所生田出張所（川崎市多摩区生田7-16-1）
 - (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで
 - (4) 警備業務実施期間 令和3年5月15日から令和8年3月31日まで
 - (5) 業務概要 機械警備業務
- 2 競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」種目「機械警備」に記載されていること。
 - (4) 川崎市内に本社及び事業所を有すること。
 - (5) 過去2年以内に本市または他官公庁において、本委託業務の内容及び規模をほぼ同じくする契約実績を有すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先
〒214-0039 川崎市多摩区栗谷3-31-10
多摩区役所生田出張所
電 話 044-712-3109
F A X 044-951-9101
電子メール 71ikuta@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間
令和3年3月17日（水）から令和3年3月24日（水）までの午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。）
- (3) 提出方法
持参に限ります。
- (4) 提出書類
ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)に示す実績が確認できる契約書等の写し
- (5) その他
仕様書及び質問書等を添付した入札説明書は、上記3(1)の場所において、無償で交付します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3年3月26日（金）午後5時までに川崎市業務委託有資格業者名簿へ記載した際に登録したメールアドレスに、確認通知書を送付します。

なお、委任先メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和3年3月26日（金）から令和3年3月30日（火）午後5時まで
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はF A Xに限ります。
電子メール 71ikuta@city.kawasaki.jp
F A X 044-951-9101
- (5) 回答方法
令和3年4月2日（金）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問

に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。多摩区役所生田出張所機械警備業務委託に係る費用の総額(税抜き)を入札書に記入してください。

イ その他、入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

令和3年4月9日(金)午前10時

イ 入札開札の場所

川崎市多摩区栗谷3-31-10

多摩区役所生田出張所2階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を実施します。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してください。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」及び3(1)の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第470号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 久地小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	日吉小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区北加瀬1丁目37番1号 ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月11日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年5月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	稲田小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目18番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月18日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年5月7日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 中原区役所別館外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
	履 行 期 限 契約の日から令和3年10月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年4月16日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区総合庁舎自動火災報知設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1775番地1
	履 行 期 限 契約の日から令和4年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	宮崎こども文化センターほか1か所冷暖房設備工事
	履行場所	川崎市宮前区宮崎1丁目7番地ほか1か所
	履行期限	契約の日から令和3年8月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年4月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	古川小学校ほか3校給食室食器洗浄機改修工事
	履行場所	川崎市幸区古川町70番地ほか3校
	履行期限	契約の日から令和3年9月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第471号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 事業名

令和3年度 市内中小企業等の多様な人材確保・活躍支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

3 履行場所

川崎市内 他

4 事業概要

本業務は、市内中小企業等における慢性的な人手不足の解消や新しいワークスタイルに適応する人的資源の確保等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢等の変化に応じた効果的な就業支援を推進することで、多様な人材の活躍を通じた企業の持続的な発展と求職者の安定した雇用を促進するための支援を行うものです。

5 参加者の資格要件

本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目(委託:業種「その他業務」、種目「その他」)に登録申請していること。
- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当業務について確実に履行することができること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配

法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)3212

FAX番号 044(200)3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

7 参加意向申出書の提出について

(1) 受付期間

令和3年3月19日(金)～3月29日(月)16時
平日9時～17時

(12時～13時を除く。最終日は16時まで)

(2) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(3) 提出方法

提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送または持参により提出してください。また、原本をカラー読込の上、担当部局宛てに電子メールにて提出してください。

(4) 参加資格確認の結果通知

令和3年3月31日(水)に電子メールにより通知します。

8 企画提案書類の提出について

(1) 受付期間

令和3年4月7日(水)～4月9日(金)16時
平日9時～17時(12時～13時を除く。最終日は

16時まで)

(2) 提出書類 8部(原本1部+写し7部)

ア 企画提案書

- イ 見積書
- ウ 業務実施体制
- エ 会社概要 (パンフレット等)
- オ 誓約書 (別記様式)

(3) 提出方法

担当部局に持参もしくは郵送 (必着) してください。

※ 「企画提案説明会」の当日、市が用意するノートPCとモニター (1台) による説明を希望する場合は、オを除く提出書類一式を15MB以下の電子データ (PowerPointもしくはPDF) 1つにまとめたものを保存したCD-Rを別途提出してください。

9 企画提案選考委員会の実施と選定結果の通知

(1) 企画提案選考委員会の実施日

令和3年4月15日 (木) 予定

時刻・場所については別途通知いたします。

(2) 時間等

事前に提出されている書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。

(3) 選定結果通知

令和3年4月16日 (金) 予定

(4) 契約の締結 (予定)

選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、令和3年4月下旬に契約を締結予定です。

10 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 選定方式

公募型企画提案方式による書類審査及び提案審査

12 選考方法

5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、書類審査及び提案審査を行い、選定します。

13 その他必要と認める事項

(1) 委託料 (参考金額)

19,621,800円 (税込)

(2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について

企画提案書の作成及び提出、企画提案選考委員会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) その他

ア 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照ください。

イ 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第472号

災害危険区域の指定の変更

川崎市建築基準条例 (昭和35年川崎市条例第20号) 第3条の規定に基づく災害危険区域の指定を次のとおり変更します。

なお、関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築管理課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

番号	指定年月日	指定区域名称	適用
19	令和3年3月19日	王禅寺地区災害危険区域	麻生区王禅寺西6丁目2128-68ほか 別図参照
20	令和3年3月19日	岡上地区災害危険区域	麻生区岡上宇杉山下1458-37ほか 別図参照
38	令和3年3月19日	五力田地区災害危険区域	麻生区五力田宇小台425-2ほか 別図参照
41	令和3年3月19日	王禅寺真福寺地区災害危険区域	麻生区王禅寺西7丁目1901-1ほか 別図参照
42	令和3年3月19日	王禅寺日吉谷地区災害危険区域	麻生区王禅寺宇日吉台912-1ほか 別図参照
43	令和3年3月19日	高石地区災害危険区域	麻生区高石3丁目1491-2ほか 別図参照
53	令和3年3月19日	王禅寺源内谷地区災害危険区域	麻生区王禅寺西7丁目2007-8ほか 別図参照
54	令和3年3月19日	古沢地区災害危険区域	麻生区古沢字都古373-1ほか 別図参照
62	令和3年3月19日	古沢C地区災害危険区域	麻生区古沢字都古522-1ほか 別図参照
64	令和3年3月19日	片平A地区災害危険区域	麻生区片平2丁目405-1ほか 別図参照
76	令和3年3月19日	王禅寺地区災害危険区域	麻生区王禅寺西6丁目2191-1ほか 別図参照
77	令和3年3月19日	王禅寺白山地区災害危険区域	麻生区王禅寺西7丁目1885ほか 別図参照
86	令和3年3月19日	早野A地区災害危険区域	麻生区早野宇矢崎前622-1ほか 別図参照
90	令和3年3月19日	王禅寺C地区災害危険区域	麻生区王禅寺東5丁目383ほか 別図参照

106	令和3年 3月19日	王禅寺西7丁目 地区災害危険区域	麻生区白山5丁目2134 -10ほか 別図参照
110	令和3年 3月19日	黒川A地区 災害危険区域	麻生区黒川字西谷1773 -1ほか 別図参照
122	令和3年 3月19日	王禅寺東5丁目 A地区災害危険区域	麻生区王禅寺東5丁目 203-1ほか 別図参照

(別図省略)

川崎市公告第473号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所		
麻生区黒川 字明坪2080	田	744	元木 要介	川崎市麻生区黒川 1343	賃借権	水田	令和3年 4月1日	令和5年 3月31日	円 10,000	毎年12月末日までに貸手宅に持参する。	坂本 正	川崎市麻生区 黒川245	賃貸借	
麻生区岡上 字梨子ノ木1260 の一部	畑	4,035 のうち 1,212	梶 洋子	川崎市麻生区岡上 1235	賃借権	普通畑	令和3年 4月1日	令和5年 3月31日	円 20,000	毎年3月末日までに貸手の口座に振込む	高松 清	東京都町田市 大蔵町2224-1	賃貸借	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第474号

川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年3月22日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名

川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務委託

(2) 業務事項

川崎じもと応援券（第2弾）の発行に係る応援券の印刷、応援券の販売、応援券利用店舗の募集、応援券の換金・精算業務等。

(3) 委託期間

契約締結日～令和4年3月31日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者。※参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合、業者決定後に同名簿への登録を行うことを条件として、登録申請している者と同等に扱います。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。

(4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

(5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しな

い者。

(7) 国税及び地方税を滞納していない者。

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案内容の実現性・妥当性
- (2) 業務遂行能力の妥当性
- (3) 事業実績の有無
- (4) 見積額の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部川崎じもと応援券担当
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電話番号（直通） 044-200-2361

F A X 番号 044-200-3920

E-mail 28kjimoto@city.kawasaki.jp

5 公募要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 令和3年3月22日（月）～3月26日（金）
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和3年3月26日（金）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和3年4月1日（木）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・A4横版（A3版の折り込み可）とし、表紙を除き10頁以内で作成してください。
- ・概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 見積書

- ・様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。
- ・金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください（プレミアム分を合算しないこと）。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 概算予算額
プレミアム分 1,000,000,000円

業務委託分 490,000,000円
合計 1,490,000,000円

※ 見積書の提出の際は、業務委託分に係る経費のみ計算してください。

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

(案件1)

ア 選考結果の発表は4月上旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、実施要領を御参照ください。

川崎市公告第475号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月22日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	高津区内主要地方道丸子中山茅ヶ崎舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市高津区東野川2丁目8番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年4月5日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第476号

公 告

令和3年3月22日

川崎市長 福田紀彦

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定されている応急

入院指定病院の指定について次のとおり公告します。

1 施設の名称及び所在地

(1) 名称 聖マリアンナ医科大学病院

(2) 所在地 川崎市宮前区菅生2-16-1

2 指定病床数

1床

3 指定期間
令和3年3月22日から令和5年3月31日まで

川崎市公告第477号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	久地小学校受変電設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履行期限	契約の日から令和3年10月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年4月19日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	向丘小学校ほか2校トイレ改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区平1丁目6番1号ほか2校
	履行期限	契約の日から令和4年3月18日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 西有馬小学校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区有馬7丁目6番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	幸市民館ホール舞台床改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2
	履行期限	契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年4月14日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	真福寺小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区白山5丁目3番1号
	履行期限	契約の日から令和4年3月18日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	長尾小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区长尾7丁目28番1号
	履行期限	契約の日から令和4年2月18日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	平保育園ガス設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区平2丁目13番1号
	履行期限	契約の日から令和3年6月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年4月19日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 末長小学校冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長3丁目8番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月21日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第478号

(仮称)向ヶ丘遊園集合住宅・商業施設計画に係る条例環境影響評価準備書について
川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
名称：野村不動産株式会社
代表者：住宅事業本部 事業推進三部長
山田 岳人
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
(仮称)向ヶ丘遊園集合住宅・商業施設計画
 - (2) 種類
住宅団地の新設(第3種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市多摩区登戸2789
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 - (1) 目的
集合住宅、商業施設の新設
 - (2) 内容
計画地面積：約11,588㎡
延べ面積：約24,337㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
令和3年7月から令和6年3月
- 6 条例準備書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 - 第3章 環境影響評価項目の選定等
 - 第4章 環境影響評価
 - 第5章 環境保全のための措置
 - 第6章 環境配慮項目に関する措置
 - 第7章 環境影響の総合的な評価
 - 第8章 関係地域の範囲
 - 第9章 その他
 資料編
- 7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 - (1) 期間
令和3年3月24日(水)から令和3年5月7日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- (2) 場所
多摩区役所、多摩区役所生田出張所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第479号

令和3年度オンライン販路開拓支援事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型プロポーザルに関する事項
 - (1) 件名
令和3年度オンライン販路開拓支援事業実施業務委託
 - (2) 業務事項
 - ア オンラインを活用した販路開拓に向けたセミナー開催
 - イ オンラインを活用した販路開拓に向けた個別相談支援
 - ウ オンラインを活用した販路開拓の実践演習の場の提供
 - (3) 委託期間
契約締結日～令和4年3月25日
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
 - (2) 法人格を有する者
 - (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ登録されている者。ただし、契約締結(令和3年5月上旬を予定)までに登録が見込まれる場合はこの限りではない。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
 - (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - (7) 団体又はその代表者が市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配

法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力・ネットワーク
- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 事業実施体制
- (7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課

ものづくり・ICT支援係

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電 話（直通）：044-200-2324

F A X : 044-200-3920

メールアドレス：28kogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和3年3月24日（水）～3月31日（水）（土曜日、日曜日を除く。）

- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和3年3月24日（水）～3月31日（水）（土曜日、日曜日を除く。）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 参加意向申出書、業務実施体制・主な事業実績、誓約書、市区町村税に滞納がないことの証明書（法人市民税納税証明書等）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和3年4月14日（水）～4月16日（金）

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（年度別）（1部）、会社概要（7部）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言 語 日本語

- (2) 通 貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

- (3) その他

ア 審査結果の発表は4月下旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第480号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名

宮前スポーツセンター I T V設備更新業務委託

- (2) 履行場所

川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号

- (3) 履行期間

契約日から令和3年9月30日まで

- (4) 業務概要

宮前スポーツセンターに設置されている I T V設備の更新、試験調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 入札期日において令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

- (3) 入札期日において令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (6) 平成28年4月1日以降、本市又は他官公庁において「I T V設備更新業務」の契約実績（元請に限る）があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、同業務の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事实績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 044-856-3177（直通）

F A X 044-856-3280

E-mail 69tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日（木）から令和3年3月31日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年4月2日（金）

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年4月6日（火）から令和3年4月9日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、

祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 69tisin@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-856-3280

(5) 回答方法

令和3年4月14日（水）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年4月22日（木）午前10時00分

イ 入札場所

川崎市宮前区役所4階第2会議室

（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該落札の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第481号

入 札 公 告

令和3年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 ノート型パソコン他一式の賃貸借及び保守

(2) 履行場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 (川崎市川崎区宮本町6番地3階)

(3) 履行期間 令和3年6月1日～令和8年3月31日まで (58か月)

(4) 調達物品の概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た

していなければなりません。

(1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去5年間に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

担 当 轟

郵便番号 210-0004

住 所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

電 話 044-200-0403

F A X 044-200-3756

E-mail 88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日(木)から令和3年3月31日(水)まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
(土、日曜日・祝日は除く)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 調達物品のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参・郵送どちらでも可 (郵送の場合は上記期日までに必着のこと)。

提出書類 (競争入札参加申込書) 及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄にある「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令

和3年4月2日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和3年4月2日(金)

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 場所

上記3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

問合せ先

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年4月5日(月)から令和3年4月7日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年4月9日(金)までに、全参加者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を58か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札方法

入札時の3密の防止等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として郵送による入札とします。

イ 入札書の提出日時

令和3年4月14日(水) 17:00必着

期日内に届いた書留郵便のみ、入札日時において開札します。入札書の日付は入札日(令和3年4月15日)を記入してください。

ウ 入札書の郵送先

郵便番号 210-0004

住所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

宛名 川崎市教育委員会事務局生涯学習部
文化財課 轟あて

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

令和3年4月15日(木) 午前9時00分

(4) 開札の場所

7(1)ウに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第482号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

パーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

環境局施設部施設整備課

(3) 履行期間

令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(4) 調達概要

工事設計書及び工事図面作成業務用パーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3年・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

(4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁に過去5年以内に業務を履行した類似の契約実績があること。

(5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実かつ速やかに納入できること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び仕様書等閲覧
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出及び閲覧場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部施設整備課 担当高橋

電話044-200-2574(直通)

(2) 配布、提出及び閲覧期間

令和3年3月25日(木)から令和3年4月1日(木)まで

午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間

は除く)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 2(4)について、契約内容を確認できる契約書等の写し(履行中の契約でも可)

(4) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和3年4月9日(金)に一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和3年4月9日(金)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時の間を除く)

(3) その他

入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書等を無償で交付します。

5 仕様に関する質問

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年4月9日(金)から令和3年4月13日(火)午後5時まで

(3) 質問の様式

一般競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受付けます。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

なお、送信後は必ず質問書を送信した旨を3(1)まで電話連絡をください(午前9時から午後5時まで。正午から午後1時までを除く)。

ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

(5) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和3年4月16日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに

電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月26日(月)午後2時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札書の記載金額

機器等の調達及び導入設置作業に係る費用を含む5年間のリース費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、リース総額は、1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。

また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 機器の保守費用

イ 機器の保険料

ウ 機器の輸送、設置、撤去等に係る費用

エ その他調達物件の賃借に係る費用

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(4) (3)の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(6) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(7) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第483号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和3年度 公共建築物劣化調査・診断業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区白山1丁目1478番地113
ほか5か所

(3) 履行期限 令和4年1月31日限り

(4) 調達概要 本業務は施設の長寿命化を図るため、白山中学校跡地施設ほか5か所の劣化調査及び診断をするものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

(4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業

務の契約実績(元請に限る)があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

- (5) 次による資格要件を満たす管理技術者を配置すること。

ア 建築士法(昭和25年 法律第202号)による一級建築士とする。(業務経験5年以上)

イ 公共建築物の劣化診断及び保全計画作成業務の業務経験を有すること。(業務経験5年以上)

※ 管理技術者は、調査担当に設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(電気電子部門または機械部門)のいずれかを配置し、建築設備の確認を行うこと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎 5階

総務企画局 公共施設総合調整室

電 話 044-200-0755(直通)

F A X 044-200-3627

入札参加申込書及び入札関係書類はインターネットからもダウンロードできます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)

「入札情報かわさき」:<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日(木)から令和3年4月2日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)が確認できる書類(契約書の写し等)

ウ 上記2(5)が確認できる書類(法令による取得免許の写し及び業務実績一覧表等)

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年4月7日(水)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意下さい。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和3年4月7日(水)から令和3年4月14日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時までを除く)

ウ 質問書の提出方法

持参、メールまたはF A Xによります。

E-Mail 17koukyo@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3627

(2) 回答

ア 回答日

令和3年4月21日(水)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和3年4月28日(水)午前10時00分

提出場所 川崎市川崎区宮本町1番地
第3庁舎15階 第3会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 開札の日時・場所 7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第484号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立中学校高等学校部活動等推進バス運行管理委託

(2) 履行場所

川崎市立中学校高等学校他

(3) 履行期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

(4) 調達概要

橘高等学校スポーツ科の実技実習及び同校の部活動を学校外の施設で行う際の生徒等の搬送、遠征・合宿及び公式大会時の送迎その他市立中学校高等学校及び市教育委員会関係の事業等に係る運行管理業務。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3年・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で登録されていること。

(4) 過去5年間（平成27年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育部健康教育部
学校保健・体育係 担当：菅野・小竹

電話：044-200-3152（直通）

FAX：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日（木）から令和3年4月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで）とします。

4 入札説明書の交付

(1) 配布場所

3(1)と同じです。なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧及びダウンロードも可能です。

(2) 配布期間

3(2)と同じです。

5 実績の縦覧

令和3年3月25日（木）から令和3年4月7日（水）まで、過去の実績（平成31年4月1日～令和元年5月31日）における中型バス運行業務委託に係る日報・月報・日常点検表について、3(1)の場所で縦覧に供します。

6 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和3年

4月9日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

交付方法については次のとおりとします。

- (1) 令和3・4年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

7 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、FAXしてください。また、FAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和3年4月9日(金)～令和3年4月16日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

(3) 回答予定日

令和3年4月20日(火)午後5時までにFAX又は電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

8 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和3年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)

を記載すること。なお、契約金額は入札金額に所定の消費税額及び地方消費税額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年4月26日(月) 午前10時

イ 場所 明治安田生命ビル4階 第2会議室(川崎市川崎区宮本町6番地)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告第485号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線屋外受信機(中原区-16)移設業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区宮内1-6先

(3) 履行期間

契約日から令和3年4月30日まで

(4) 業務概要

同報系防災行政無線屋外受信機(中原区-16)を移設します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、防災行政無線の移設に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日(木)から4月1日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年4月2日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年4月7日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年3月25日(木)から4月8日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年4月9日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年4月12日(月)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回

答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年4月15日（木）
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第486号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名

区相談事業コールセンター業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日～令和4年3月31日

(4) 業務概要

川崎市において、生活の中で生じる困りごとなどへのアドバイスを通じ、市民生活の向上に資することを目的として実施する弁護士相談及び市民法律講座の予約受付業務の実施に係るコールセンターを運営する。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布場所

川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

また、3(3)一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)の提出場所において、希望者には印刷物を配布します。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間

令和3年3月25日(木)午前9時から令和3年3月31日(水)正午まで

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)の提出場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル7階

川崎市役所市民文化局コミュニティ推進部

市民活動推進課 鈴木・高澤

T E L 044-200-2349(直通)

F A X 044-200-3800

E-Mail 25simin@city.kawasaki.jp

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)の提出期間

令和3年3月25日(木)午前9時から令和3年3月31日(水)正午まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

また、正午から午後1時の間は除きます。)

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)の提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を令和3年4月2日(金)までに交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(3)と同じ

(2) 日時

令和3年4月2日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(3) 受領方法

来庁し、直接受領してください。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 仕様に関する問い合わせ先

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル7階

川崎市役所市民文化局コミュニティ推進部

市民活動推進課 鈴木・高澤

T E L 044-200-2349(直通)

F A X 044-200-3800

E-Mail 25simin@city.kawasaki.jp

(2) 仕様に関する問い合わせ受付期間

令和3年4月2日(金)午前9時から令和3年4月6日(火)午後5時まで

(3) 仕様に関する問い合わせ方法

「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記(1)のFAX番号または電子メールアドレスあて送付してください。なお、FAXで送付する場合、送付後に必ず電話してください。

(4) 仕様に関する問い合わせ回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月8日(木)午後4時までに、FAXまたは電子メールにて送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札および開札の手続き等

(1) 入札の方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札書の提出日時

令和3年4月15日(木)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札にあたっての注意

入札は所定の入札書をもって行い、入札件名及び商号又は名称が記入された封筒に入札書を入れて、糊で封をして提出してください。また、再度入札を実施する場合がありますので、再度入札用の入札書も持参してください。

(5) 入札保証金

川崎市契約規則第9条第1項第2号により免除とします。

(6) 入札および開札に立ち会う者に関する事項

入札および開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札および開札に立ち会う者は、入札者またはその代理人とします。ただし、代理人が入札および開札に立ち会う場合は、入札に関する権限および開札の立ち会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、落札を保留とし、調査を行うことがあります。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により、無効とされた者、および開札に立ち会わない者は除きます。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札および、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。

(2) その他問い合わせ窓口は、上記3(3)に同じです。

10 添付資料

(1) 入札(見積)書

(2) 質問書

(3) 委任状

(4) 川崎市委託契約約款

(5) 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(6) 仕様書

川崎市公告第487号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路菅早野線(白山工区)
指定区間の地名・地番	麻生区下麻生2丁目952番2、953番3、953番4、954番3、955番2、956番2、962番2、963番2、964番2、971番2、972番2、972番12、972番13、972番14、977番2、978番2、978番3、978番58、981番2、982番2、985番2、986番2、987番2、991番2、993番2、994番2、995番2、997番2、999番2、1000番2、1001番2、1003番2、1003番12、1003番14、1004番2、1005番2、1064番3、1065番2、1066番2、1067番2、1069番4、1070番3、1071番2、1075番2、1076番2、1077番3、1090番3の各一部 別図省略
幅員・延長	16.00m × 4.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第514号 令和3年3月25日

川崎市公告第488号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ふくふく移転等に伴う産業廃棄物(残置物撤去)収集運搬・処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町8ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年5月31日(月)まで

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産廃収集」及び「産廃処分」の両方で登録されていること。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去2年間で類似業務の契約実績があること。

(6) 産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可を自社で有し、産業廃棄物の収集運搬から中間処分までを自社で行えること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局総務部施設課 伊佐

電話 044-200-0467(直通)

FAX 044-200-3926

E-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年3月25日(木)から令和3年3月29日

(月)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。(土・日曜日は除く。)

(3) 提出方法

持参または郵送とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和3年3月31日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年3月25日(木)午前8時30分から令和3年4月1日(木)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和3年4月2日(金)

全社に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、産業廃棄物（残置物撤去）収集運搬・処分業務委託業務委託に係る費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年4月5日（月） 午前10時

イ 入札場所

〒212-0013

幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階 10E会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームペー

ジの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(5) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(6) なお、当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第489号

かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定について

現行の指定管理者（共同事業体 かわさき新産業創造センター共同事業体）の構成団体の吸収合併に伴い、かわさき新産業創造センター共同事業体を指定管理者として再指定するに当たり次のとおり公告します。

令和3年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 かわさき新産業創造センター

(2) 所在地 川崎市幸区新川崎7番7号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準及び業務の範囲は、かわさき新産業創造センター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。

3 指定管理者の指定の予定期間（現行指定管理者の残存期間）

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

4 事業計画書等の提出の方法

現行の指定管理者が市長の指示する場所に持参すること。

川崎市公告第490号

川崎市多摩区生田五丁目、六丁目及び西生田二丁目の各一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）第30条第3項及び第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告す

る。

令和3年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 土地の所在・地番

川崎市多摩区生田六丁目2829番13

同 2829番140

同 西生田二丁目2836番

同 2839番

2 筆界案を確認することができる場所

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

建設緑政局道路管理部管理課地籍担当

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他の利害関係人及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

川崎市

5 公告期間

令和3年3月26日(金)～令和3年4月15日(木)

筆界案の確認は期間中8時30分から17時15分まで行うこととする。(土曜日及び日曜日を除く)

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。

公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、準則第30条第3項及び第4項の規定に基づき調査を行う。

川崎市公告第491号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定に基づき事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 組合の名称

小杉町3丁目東地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

2015年2月16日から2021年6月30日まで

3 施行地区

川崎市中原区小杉町3丁目の一部

4 事務所の所在地

川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号

KAHALA EAST 201号室

5 設立認可の年月日

平成27年2月16日

6 事業施行期間に係る変更の内容

変更前	変更後
2015年2月16日から 2021年3月31日まで	2015年2月16日から 2021年6月30日まで

7 事業計画の変更の認可の年月日

令和3年3月26日

川崎市公告第492号

特定生産緑地指定の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示します。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

区	指定箇所
幸区	箇所番号1 (小倉1丁目)
	箇所番号2 (小倉3丁目)
	箇所番号5 (南加瀬2丁目)
	箇所番号8 (南加瀬5丁目)
	約1.0ha を特定生産緑地に指定。
中原区	箇所番号1 (井田杉山町)
	箇所番号3 (井田中ノ町)
	箇所番号7 (井田中ノ町)
	箇所番号10 (井田3丁目)
	箇所番号15 (井田3丁目)
	箇所番号21 (井田3丁目)
	箇所番号22 (井田2丁目)
	箇所番号29 (井田2丁目)
	箇所番号33 (井田三舞町)
	箇所番号34 (井田三舞町)
	箇所番号35 (井田三舞町)
	箇所番号36 (井田三舞町)
	箇所番号43 (井田杉山町)
	箇所番号47 (井田中ノ町)
	箇所番号48 (今井仲町)
箇所番号59 (上小田中6丁目)	
箇所番号62 (上小田中2丁目)	
箇所番号63 (上小田中2丁目)	
箇所番号64 (上小田中2丁目)	
箇所番号69 (上新城1丁目)	
箇所番号71 (上新城1丁目)	
箇所番号73 (小杉町2丁目)	
箇所番号74 (下小田中1丁目)	
箇所番号80 (下小田中1丁目)	

	箇所番号81	(下小田中2丁目)		箇所番号45	(上作延字南原)
	箇所番号82	(下小田中2丁目)		箇所番号48	(上作延字南原)
	箇所番号83	(下小田中2丁目)		箇所番号54	(上作延字南原)
	箇所番号91	(下小田中2丁目)		箇所番号55	(上作延字南原)
	箇所番号92	(下小田中2丁目)		箇所番号58	(上作延字南原)
	箇所番号102	(下小田中3丁目)		箇所番号61	(上作延字南原)
	箇所番号104	(下小田中3丁目)		箇所番号62	(上作延字南原)
	箇所番号107	(下小田中4丁目)		箇所番号63	(上作延字南原)
	箇所番号109	(下小田中4丁目)		箇所番号64	(上作延字南原)
	箇所番号110	(下小田中4丁目)		箇所番号73	(北見方1丁目)
	箇所番号113	(下小田中5丁目)		箇所番号76	(北見方1丁目)
	箇所番号114	(下小田中5丁目)		箇所番号77	(北見方1丁目)
	箇所番号119	(下小田中6丁目)		箇所番号80	(北見方1丁目)
	箇所番号123	(下小田中6丁目)		箇所番号93	(坂戸1丁目)
	箇所番号126	(下小田中6丁目)		箇所番号94	(坂戸2丁目)
	箇所番号127	(下小田中6丁目)		箇所番号95	(坂戸2丁目)
	箇所番号128	(下小田中6丁目)		箇所番号96	(坂戸2丁目)
	箇所番号129	(下小田中6丁目)		箇所番号97	(坂戸2丁目)
	箇所番号130	(下小田中6丁目)		箇所番号98	(坂戸2丁目)
	箇所番号132	(下新城1丁目)		箇所番号99	(坂戸2丁目)
	箇所番号134	(新城中町)		箇所番号102	(下作延5丁目)
	箇所番号137	(宮内1丁目)		箇所番号103	(下作延5丁目)
	箇所番号139	(宮内2丁目)		箇所番号109	(下作延4丁目)
	箇所番号140	(宮内3丁目)		箇所番号110	(下作延5丁目)
	箇所番号145	(上新城1丁目)		箇所番号117	(下作延4丁目)
	箇所番号150	(井田1丁目)		箇所番号120	(下作延2丁目)
	箇所番号154	(下小田中2丁目)		箇所番号125	(諏訪3丁目)
	箇所番号155	(下小田中2丁目)		箇所番号127	(諏訪3丁目)
	箇所番号157	(中丸子字西村)		箇所番号135	(二子3丁目)
約7.0ha	を特定生産緑地に指定。			箇所番号138	(二子3丁目)
高津区	箇所番号2	(宇奈根字山野)		箇所番号139	(二子3丁目)
	箇所番号3	(宇奈根字山野)		箇所番号141	(溝口1丁目)
	箇所番号4	(宇奈根字山野)		箇所番号145	(溝口6丁目)
	箇所番号5	(宇奈根字山野)		箇所番号146	(溝口6丁目)
	箇所番号7	(宇奈根字山野)		箇所番号153	(向ヶ丘字南原)
	箇所番号8	(宇奈根字山野)		箇所番号161	(蟹ヶ谷字東神庭)
	箇所番号12	(宇奈根字山野)		箇所番号162	(蟹ヶ谷字東神庭)
	箇所番号16	(梶ヶ谷2丁目)		箇所番号163	(蟹ヶ谷字東神庭)
	箇所番号17	(梶ヶ谷3丁目)		箇所番号165	(子母口字植之台等)
	箇所番号19	(梶ヶ谷4丁目)		箇所番号166	(子母口字植之台)
	箇所番号29	(上作延字北原)		箇所番号169	(子母口字植之台)
	箇所番号35	(上作延字原間谷)		箇所番号174	(新作1丁目)
	箇所番号38	(上作延字南原)		箇所番号175	(新作2丁目)

箇所番号176 (新作2丁目)
 箇所番号181 (新作2丁目)
 箇所番号182 (新作2丁目)
 箇所番号191 (新作3丁目)
 箇所番号193 (末長1丁目)
 箇所番号196 (末長1丁目)
 箇所番号204 (末長2丁目)
 箇所番号207 (末長2丁目)
 箇所番号209 (末長2丁目)
 箇所番号210 (末長2丁目)
 箇所番号218 (末長2丁目)
 箇所番号219 (末長2丁目)
 箇所番号220 (末長2丁目)
 箇所番号225 (千年字仲町)
 箇所番号229 (千年字三荷座前)
 箇所番号234 (千年字上原宿)
 箇所番号235 (千年字上原宿)
 箇所番号236 (千年字伊勢山台)
 箇所番号238 (千年字岩川)
 箇所番号239 (千年字岩ノ前)
 箇所番号240 (千年字前田耕地)
 箇所番号243 (東野川2丁目)
 箇所番号247 (久末字表耕地)
 箇所番号250 (久末字表耕地)
 箇所番号251 (久末字堰下)
 箇所番号253 (久末字谷中)
 箇所番号254 (久末字表耕地)
 箇所番号256 (久末字堰下)
 箇所番号264 (久末字イノ木)
 箇所番号267 (久末字十二天丸)
 箇所番号268 (久末字十二天丸)
 箇所番号269 (久末字城法谷)
 箇所番号270 (久末字城法谷)
 箇所番号272 (久末字城法谷)
 箇所番号273 (久末字十二天丸)
 箇所番号274 (久末字城法谷)
 箇所番号275 (久末字城法谷等)
 箇所番号280 (久末字イノ木)
 箇所番号282 (久末字後谷)
 箇所番号285 (久末字後谷)
 箇所番号288 (久末イノ木)
 箇所番号290 (久末字十二天丸)
 箇所番号292 (久末字後谷等)

箇所番号296 (久末字竈場谷)
 箇所番号299 (久末字明石穂)
 箇所番号300 (久末字明石穂)
 箇所番号302 (久末字宮谷)
 箇所番号304 (久末字十二天丸)
 箇所番号306 (宇奈根字山野)
 箇所番号310 (北見方1丁目)
 箇所番号311 (坂戸2丁目)
 箇所番号316 (下作延5丁目)
 箇所番号318 (新作2丁目)
 箇所番号321 (末長2丁目)
 箇所番号330 (坂戸1丁目)
 箇所番号338 (千年字下原宿)
 箇所番号341 (久本2丁目)
 箇所番号364 (上作延字南原)
 箇所番号365 (坂戸1丁目)
 箇所番号368 (北見方1丁目)

約16.8ha を特定生産緑地に指定。

宮前区 箇所番号4 (有馬1丁目)
 箇所番号6 (有馬2丁目)
 箇所番号12 (有馬3丁目)
 箇所番号15 (有馬3丁目)
 箇所番号24 (有馬4丁目)
 箇所番号26 (有馬4丁目)
 箇所番号28 (有馬5丁目)
 箇所番号31 (有馬5丁目)
 箇所番号32 (有馬5丁目)
 箇所番号36 (有馬5丁目)
 箇所番号37 (有馬5丁目)
 箇所番号38 (有馬5丁目)
 箇所番号39 (有馬5丁目)
 箇所番号40 (有馬5丁目)
 箇所番号41 (有馬5丁目)
 箇所番号46 (有馬5丁目)
 箇所番号47 (有馬6丁目)
 箇所番号49 (有馬6丁目)
 箇所番号50 (有馬6丁目)
 箇所番号51 (有馬6丁目)
 箇所番号52 (有馬6丁目)
 箇所番号56 (有馬6丁目)
 箇所番号57 (有馬7丁目)
 箇所番号58 (有馬7丁目)
 箇所番号60 (有馬7丁目)

箇所番号61	(有馬7丁目)	箇所番号199	(菅生1丁目)
箇所番号66	(有馬7丁目)	箇所番号200	(菅生1丁目)
箇所番号68	(有馬7丁目)	箇所番号203	(菅生1丁目)
箇所番号69	(有馬7丁目)	箇所番号204	(菅生1丁目)
箇所番号73	(有馬7丁目)	箇所番号208	(菅生2丁目)
箇所番号75	(有馬7丁目)	箇所番号210	(菅生2丁目)
箇所番号76	(有馬8丁目)	箇所番号224	(菅生5丁目)
箇所番号77	(有馬8丁目)	箇所番号228	(菅生6丁目)
箇所番号79	(有馬9丁目)	箇所番号230	(菅生6丁目)
箇所番号80	(有馬9丁目)	箇所番号231	(菅生6丁目)
箇所番号81	(有馬9丁目)	箇所番号233	(菅生ヶ丘)
箇所番号82	(有馬9丁目)	箇所番号234	(菅生ヶ丘)
箇所番号84	(犬蔵1丁目)	箇所番号235	(菅生ヶ丘)
箇所番号89	(犬蔵1丁目)	箇所番号236	(菅生ヶ丘)
箇所番号93	(犬蔵1丁目)	箇所番号238	(平4丁目等)
箇所番号94	(犬蔵1丁目)	箇所番号239	(平4丁目)
箇所番号96	(犬蔵1丁目)	箇所番号245	(平2丁目)
箇所番号101	(犬蔵1丁目)	箇所番号247	(平2丁目)
箇所番号104	(犬蔵2丁目)	箇所番号257	(平3丁目)
箇所番号105	(犬蔵2丁目)	箇所番号258	(平4丁目)
箇所番号112	(犬蔵2丁目)	箇所番号264	(平4丁目)
箇所番号116	(犬蔵2丁目)	箇所番号265	(平4丁目)
箇所番号117	(犬蔵2丁目)	箇所番号266	(平4丁目)
箇所番号118	(犬蔵2丁目)	箇所番号267	(平4丁目)
箇所番号119	(犬蔵2丁目)	箇所番号269	(平5丁目)
箇所番号121	(犬蔵2丁目)	箇所番号274	(平5丁目)
箇所番号123	(犬蔵2丁目)	箇所番号275	(平6丁目)
箇所番号128	(犬蔵2丁目)	箇所番号276	(平6丁目)
箇所番号130	(犬蔵2丁目)	箇所番号278	(平6丁目)
箇所番号131	(犬蔵2丁目)	箇所番号279	(平6丁目)
箇所番号148	(鷺沼1丁目)	箇所番号280	(平6丁目)
箇所番号149	(鷺沼2丁目)	箇所番号286	(土橋2丁目)
箇所番号150	(鷺沼4丁目)	箇所番号287	(土橋2丁目)
箇所番号155	(潮見台)	箇所番号294	(土橋3丁目)
箇所番号158	(潮見台)	箇所番号295	(土橋3丁目)
箇所番号161	(神木2丁目)	箇所番号300	(土橋6丁目)
箇所番号164	(神木2丁目)	箇所番号301	(土橋6丁目)
箇所番号165	(神木2丁目)	箇所番号303	(土橋6丁目)
箇所番号167	(神木2丁目)	箇所番号309	(南平台)
箇所番号168	(神木2丁目)	箇所番号312	(野川本町1丁目)
箇所番号170	(神木本町2丁目)	箇所番号313	(野川本町1丁目)
箇所番号177	(神木本町3丁目)	箇所番号317	(野川本町1丁目)
箇所番号195	(菅生1丁目)	箇所番号325	(西野川1丁目)

箇所番号331	(西野川1丁目)	箇所番号488	(初山2丁目)
箇所番号332	(西野川1丁目)	箇所番号493	(東有馬1丁目)
箇所番号336	(西野川1丁目)	箇所番号494	(東有馬1丁目)
箇所番号337	(西野川1丁目)	箇所番号495	(東有馬1丁目)
箇所番号339	(西野川1丁目)	箇所番号498	(東有馬1丁目)
箇所番号340	(野川字西耕地)	箇所番号499	(東有馬1丁目)
箇所番号345	(野川字西耕地)	箇所番号500	(東有馬1丁目)
箇所番号346	(野川字西耕地)	箇所番号513	(東有馬2丁目)
箇所番号347	(野川字西耕地)	箇所番号515	(東有馬2丁目)
箇所番号351	(西野川1丁目)	箇所番号516	(東有馬2丁目)
箇所番号359	(野川字西耕地)	箇所番号518	(東有馬2丁目)
箇所番号361	(西野川2丁目)	箇所番号519	(東有馬2丁目)
箇所番号378	(野川字西耕地)	箇所番号523	(東有馬2丁目)
箇所番号383	(野川字西耕地)	箇所番号524	(東有馬2丁目)
箇所番号387	(西野川2丁目)	箇所番号527	(東有馬2丁目)
箇所番号390	(西野川3丁目)	箇所番号535	(東有馬2丁目)
箇所番号402	(野川字西耕地)	箇所番号536	(東有馬2丁目)
箇所番号404	(野川字西耕地)	箇所番号537	(東有馬2丁目)
箇所番号411	(野川字西耕地)	箇所番号540	(東有馬3丁目)
箇所番号413	(西野川3丁目)	箇所番号544	(東有馬3丁目)
箇所番号414	(西野川3丁目)	箇所番号550	(東有馬3丁目)
箇所番号416	(野川字西耕地)	箇所番号551	(東有馬3丁目)
箇所番号417	(野川字西耕地)	箇所番号553	(東有馬4丁目)
箇所番号421	(野川字南耕地)	箇所番号554	(東有馬4丁目)
箇所番号422	(野川字南耕地)	箇所番号558	(東有馬4丁目)
箇所番号427	(野川字南耕地)	箇所番号578	(馬絹6丁目)
箇所番号429	(野川字南耕地)	箇所番号580	(馬絹1丁目)
箇所番号430	(野川字南耕地)	箇所番号581	(馬絹1丁目)
箇所番号431	(野川字南耕地)	箇所番号583	(馬絹1丁目)
箇所番号438	(野川字南耕地)	箇所番号588	(馬絹2丁目)
箇所番号442	(野川字中耕地)	箇所番号591	(馬絹3丁目)
箇所番号444	(野川字西耕地)	箇所番号597	(馬絹4丁目)
箇所番号445	(野川字西耕地)	箇所番号599	(水沢2丁目)
箇所番号449	(野川字西耕地)	箇所番号600	(水沢2丁目)
箇所番号464	(初山1丁目)	箇所番号603	(水沢2丁目)
箇所番号465	(初山1丁目)	箇所番号604	(水沢2丁目)
箇所番号466	(初山1丁目)	箇所番号605	(水沢2丁目)
箇所番号469	(初山1丁目)	箇所番号608	(水沢2丁目)
箇所番号470	(初山2丁目)	箇所番号610	(水沢2丁目)
箇所番号474	(初山2丁目)	箇所番号611	(水沢2丁目)
箇所番号480	(初山2丁目)	箇所番号619	(水沢2丁目)
箇所番号483	(初山2丁目)	箇所番号626	(水沢3丁目)
箇所番号484	(初山2丁目)	箇所番号630	(水沢3丁目)

	箇所番号634	(宮崎字三ッ又)		箇所番号57	(栗谷2丁目)
	箇所番号647	(有馬3丁目)		箇所番号58	(栗谷3丁目)
	箇所番号648	(有馬3丁目)		箇所番号59	(栗谷3丁目)
	箇所番号649	(有馬4丁目)		箇所番号60	(栗谷3丁目)
	箇所番号650	(有馬4丁目)		箇所番号61	(栗谷3丁目)
	箇所番号651	(有馬5丁目)		箇所番号63	(栗谷3丁目)
	箇所番号653	(犬蔵1丁目)		箇所番号64	(栗谷3丁目)
	箇所番号654	(犬蔵1丁目)		箇所番号65	(栗谷4丁目)
	箇所番号660	(潮見台)		箇所番号66	(栗谷4丁目)
	箇所番号666	(平5丁目)		箇所番号68	(宿河原1丁目)
	箇所番号681	(水沢2丁目)		箇所番号69	(宿河原1丁目)
	箇所番号685	(有馬3丁目)		箇所番号71	(宿河原2丁目)
	箇所番号687	(犬蔵2丁目)		箇所番号73	(宿河原2丁目)
	箇所番号700	(宮崎字三ッ又)		箇所番号76	(宿河原3丁目)
	箇所番号702	(水沢2丁目)		箇所番号86	(宿河原6丁目)
	箇所番号711	(平5丁目)		箇所番号88	(宿河原6丁目)
	箇所番号735	(宮崎字三ッ又)		箇所番号89	(菅2丁目)
	箇所番号757	(犬蔵2丁目)		箇所番号95	(菅4丁目)
	箇所番号758	(犬蔵2丁目)		箇所番号98	(菅野戸呂等)
	箇所番号800	(東有馬2丁目)		箇所番号102	(菅5丁目)
約38.2ha	を特定生産緑地に指定。			箇所番号105	(菅6丁目)
多摩区	箇所番号2	(生田1丁目)		箇所番号106	(菅6丁目)
	箇所番号3	(生田1丁目)		箇所番号107	(菅6丁目)
	箇所番号6	(生田1丁目)		箇所番号109	(菅稲田堤1丁目)
	箇所番号9	(生田1丁目)		箇所番号113	(菅稲田堤1丁目)
	箇所番号10	(生田1丁目)		箇所番号119	(菅稲田堤2丁目)
	箇所番号14	(生田1丁目)		箇所番号122	(菅稲田堤3丁目)
	箇所番号23	(生田3丁目)		箇所番号123	(菅稲田堤3丁目)
	箇所番号25	(生田3丁目)		箇所番号127	(菅稲田堤3丁目)
	箇所番号27	(生田4丁目)		箇所番号131	(菅北浦2丁目)
	箇所番号30	(生田8丁目)		箇所番号138	(菅北浦3丁目)
	箇所番号31	(生田8丁目)		箇所番号140	(菅仙谷1丁目)
	箇所番号32	(生田8丁目)		箇所番号141	(菅仙谷1丁目)
	箇所番号33	(生田8丁目)		箇所番号150	(菅仙谷3丁目)
	箇所番号38	(生田8丁目)		箇所番号151	(菅3丁目等)
	箇所番号40	(栗谷1丁目)		箇所番号155	(菅城下)
	箇所番号41	(栗谷1丁目)		箇所番号156	(菅城下)
	箇所番号44	(栗谷1丁目)		箇所番号157	(菅城下)
	箇所番号47	(栗谷2丁目)		箇所番号158	(菅城下)
	箇所番号49	(栗谷2丁目)		箇所番号160	(菅城下)
	箇所番号52	(栗谷2丁目)		箇所番号161	(菅城下)
	箇所番号53	(栗谷2丁目)		箇所番号162	(菅野戸呂)
	箇所番号54	(栗谷2丁目)		箇所番号163	(菅野戸呂)

箇所番号165	(菅馬場1丁目)	箇所番号257	(長沢4丁目)
箇所番号169	(菅馬場1丁目)	箇所番号258	(長沢4丁目)
箇所番号170	(菅馬場1丁目)	箇所番号259	(長沢4丁目)
箇所番号171	(菅馬場1丁目)	箇所番号261	(長沢4丁目)
箇所番号173	(菅馬場2丁目)	箇所番号262	(長沢4丁目)
箇所番号176	(菅馬場2丁目)	箇所番号267	(中野島字下河原)
箇所番号177	(菅馬場2丁目)	箇所番号270	(中野島1丁目)
箇所番号178	(菅馬場2丁目)	箇所番号273	(中野島1丁目)
箇所番号179	(菅馬場2丁目)	箇所番号275	(中野島1丁目)
箇所番号180	(菅馬場3丁目)	箇所番号286	(中野島2丁目)
箇所番号181	(菅馬場3丁目)	箇所番号288	(中野島2丁目)
箇所番号182	(菅馬場3丁目)	箇所番号290	(中野島2丁目)
箇所番号183	(菅馬場3丁目)	箇所番号293	(中野島2丁目)
箇所番号189	(堰2丁目)	箇所番号294	(中野島2丁目)
箇所番号192	(堰2丁目)	箇所番号300	(中野島3丁目)
箇所番号193	(堰2丁目)	箇所番号304	(中野島3丁目)
箇所番号194	(堰2丁目)	箇所番号306	(中野島3丁目)
箇所番号195	(堰2丁目)	箇所番号307	(中野島3丁目)
箇所番号196	(堰2丁目)	箇所番号320	(西生田1丁目)
箇所番号199	(堰2丁目)	箇所番号322	(西生田3丁目)
箇所番号200	(堰2丁目)	箇所番号324	(西生田4丁目)
箇所番号203	(堰3丁目)	箇所番号325	(西生田5丁目)
箇所番号204	(堰3丁目)	箇所番号326	(西生田5丁目)
箇所番号205	(堰3丁目)	箇所番号327	(登戸字丙耕地)
箇所番号206	(堰3丁目)	箇所番号328	(登戸字丙耕地)
箇所番号207	(堰3丁目)	箇所番号329	(登戸字乙耕地)
箇所番号208	(堰3丁目)	箇所番号330	(登戸字乙耕地)
箇所番号210	(堰3丁目)	箇所番号332	(登戸字丙耕地)
箇所番号211	(堰3丁目)	箇所番号334	(登戸字丙耕地)
箇所番号212	(寺尾台1丁目)	箇所番号339	(登戸字乙耕地)
箇所番号213	(寺尾台1丁目)	箇所番号344	(登戸字甲耕地)
箇所番号216	(長尾2丁目等)	箇所番号351	(登戸字丁耕地)
箇所番号222	(長尾5丁目)	箇所番号355	(東生田3丁目)
箇所番号228	(長尾5丁目)	箇所番号357	(東生田3丁目)
箇所番号233	(長尾7丁目)	箇所番号358	(東生田4丁目)
箇所番号238	(長沢1丁目)	箇所番号361	(布田)
箇所番号240	(長沢1丁目)	箇所番号364	(布田)
箇所番号241	(長沢1丁目)	箇所番号365	(布田)
箇所番号242	(長沢1丁目)	箇所番号367	(枅形1丁目)
箇所番号243	(長沢1丁目)	箇所番号370	(枅形1丁目)
箇所番号244	(長沢1丁目)	箇所番号372	(枅形2丁目)
箇所番号254	(長沢4丁目)	箇所番号374	(枅形4丁目)
箇所番号256	(長沢4丁目)	箇所番号375	(枅形4丁目)

	箇所番号379	(枅形5丁目)		箇所番号14	(王禅寺東4丁目)
	箇所番号380	(枅形5丁目)		箇所番号15	(王禅寺東5丁目)
	箇所番号381	(枅形5丁目)		箇所番号22	(岡上字川内)
	箇所番号384	(枅形6丁目)		箇所番号28	(岡上字開戸)
	箇所番号392	(南生田1丁目)		箇所番号29	(岡上字川井田下)
	箇所番号393	(南生田1丁目)		箇所番号30	(岡上字川井田下)
	箇所番号395	(南生田1丁目)		箇所番号40	(岡上字栗畑)
	箇所番号399	(南生田1丁目)		箇所番号41	(岡上字栗畑)
	箇所番号402	(南生田2丁目)		箇所番号44	(岡上字栗畑)
	箇所番号403	(南生田2丁目)		箇所番号47	(岡上字栗畑)
	箇所番号404	(南生田2丁目)		箇所番号49	(片平2丁目等)
	箇所番号405	(南生田2丁目)		箇所番号53	(片平3丁目)
	箇所番号408	(南生田2丁目)		箇所番号56	(片平4丁目)
	箇所番号409	(南生田2丁目)		箇所番号57	(片平4丁目)
	箇所番号411	(南生田2丁目)		箇所番号58	(片平4丁目)
	箇所番号415	(南生田2丁目)		箇所番号60	(片平4丁目)
	箇所番号416	(南生田2丁目)		箇所番号61	(片平4丁目)
	箇所番号417	(南生田2丁目)		箇所番号64	(片平5丁目)
	箇所番号418	(南生田2丁目)		箇所番号65	(片平5丁目)
	箇所番号419	(南生田2丁目)		箇所番号68	(金程2丁目)
	箇所番号421	(南生田2丁目)		箇所番号69	(金程2丁目)
	箇所番号433	(南生田4丁目)		箇所番号71	(金程3丁目)
	箇所番号436	(生田3丁目)		箇所番号74	(金程4丁目)
	箇所番号439	(栗谷3丁目)		箇所番号75	(金程4丁目)
	箇所番号443	(宿河原5丁目)		箇所番号76	(金程4丁目)
	箇所番号444	(菅稲田堤3丁目)		箇所番号77	(金程4丁目)
	箇所番号445	(菅仙谷2丁目)		箇所番号79	(金程4丁目)
	箇所番号446	(菅馬場1丁目)		箇所番号80	(金程4丁目)
	箇所番号455	(堰2丁目)		箇所番号85	(上麻生6丁目)
	箇所番号458	(中野島3丁目)		箇所番号86	(上麻生7丁目)
	箇所番号461	(中野島4丁目)		箇所番号87	(上麻生7丁目)
	箇所番号462	(西生田3丁目)		箇所番号89	(上麻生7丁目)
	箇所番号464	(登戸字辛耕地)		箇所番号90	(上麻生7丁目)
	箇所番号468	(南生田2丁目)		箇所番号91	(上麻生7丁目)
	箇所番号483	(枅形4丁目)		箇所番号93	(上麻生7丁目)
	箇所番号485	(南生田3丁目)		箇所番号94	(上麻生7丁目)
	箇所番号518	(南生田2丁目)		箇所番号95	(上麻生字亀井)
	箇所番号529	(長沢1丁目)		箇所番号99	(上麻生4丁目)
	箇所番号584	(生田3丁目)		箇所番号183	(黒川字宮添)
約29.7ha	を特定生産緑地に指定。			箇所番号193	(白鳥4丁目)
麻生区	箇所番号8	(王禅寺西6丁目)		箇所番号195	(白鳥4丁目)
	箇所番号11	(王禅寺西7丁目)		箇所番号208	(下麻生2丁目)
	箇所番号13	(王禅寺東4丁目)		箇所番号214	(王禅寺東5丁目等)

箇所番号215	(下麻生2丁目)
箇所番号216	(下麻生1丁目)
箇所番号221	(下麻生3丁目)
箇所番号232	(高石2丁目)
箇所番号234	(高石3丁目)
箇所番号237	(高石3丁目)
箇所番号249	(千代ヶ丘3丁目)
箇所番号251	(千代ヶ丘3丁目)
箇所番号253	(千代ヶ丘5丁目)
箇所番号257	(千代ヶ丘6丁目)
箇所番号258	(千代ヶ丘6丁目)
箇所番号265	(千代ヶ丘8丁目)
箇所番号277	(東百合丘1丁目)
箇所番号279	(東百合丘1丁目)
箇所番号282	(東百合丘1丁目)
箇所番号284	(東百合丘2丁目)
箇所番号285	(東百合丘2丁目)
箇所番号287	(東百合丘2丁目)
箇所番号288	(東百合丘2丁目)
箇所番号289	(東百合丘2丁目)
箇所番号290	(東百合丘2丁目)
箇所番号292	(東百合丘3丁目)
箇所番号298	(細山3丁目)
箇所番号299	(細山3丁目)
箇所番号302	(細山4丁目)
箇所番号306	(細山4丁目)
箇所番号310	(細山6丁目)
箇所番号311	(細山6丁目)
箇所番号320	(細山8丁目)
箇所番号327	(向原3丁目)
箇所番号329	(向原3丁目)
箇所番号336	(岡上字栗畑)
箇所番号350	(片平4丁目)
箇所番号364	(細山3丁目)
箇所番号380	(栗木3丁目)
箇所番号381	(栗木3丁目)
箇所番号384	(栗木3丁目)
箇所番号385	(栗木3丁目)
箇所番号386	(栗木3丁目)
箇所番号387	(栗木3丁目)
箇所番号392	(栗木3丁目)
箇所番号394	(栗木3丁目)
箇所番号416	(上麻生4丁目)

箇所番号429	(はるひ野1丁目)
箇所番号450	(岡上字川井田下)
約15.3ha	を特定生産緑地に指定。

川崎市公告第493号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)法第42条第1項第3号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田紀彦		
	道路位置の 地名・地番		
幅員	多摩区登戸2501-10、2502-2、2502-6、 2502-7の各一部		別図省略
	4.50メートル	延長	10.86メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第616号		廃止 年月日	令和3年 3月29日

川崎市公告第494号

向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
名称：小田急電鉄株式会社
代表者：代表取締役 星野晃司
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
向ヶ丘遊園跡地利用計画
 - (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
(第1種行為)

商業施設の新設(第3種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区長尾二丁目342番21号 他

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

商業施設、温浴施設、自然体験施設等の新設

(2) 内容

開発面積：約162,400㎡

建築面積：約17,100㎡

延べ面積：約17,700㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和3年10月～令和5年10月

6 条例評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に対する市民意見等、審査結果
及び指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境
の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第5章 環境影響評価

第6章 環境保全のための措置

第7章 環境配慮項目に関する措置

第8章 環境影響評価の総合的な評価

第9章 事後調査計画

第10章 関係地域の範囲

第11章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指
定開発行為者の見解

第12章 条例準備書に対する審査結果及び指定開
発行為者の見解

第13章 その他

資料編

7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和3年3月30日(火)から令和3年4月28日
(水)まで

土曜日、日曜日は除く。

(2) 場所

多摩区役所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所
及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前
8時30分から午後0時30分まで縦覧を行います。

川崎市公告第495号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審
査課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5番地1 株式会社 あさひハウジングセンター 代表取締役 香山 裕司		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区南平台720番7の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	15.10メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第217号		指 定 年月日	令和3年 3月30日

川崎市公告第496号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の
規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の
規定により次のとおり公告します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 川崎都市計画道路事業 3・4・29号

殿町羽田空港線

(2) 同 3・3・1号

国道409号線(関連外郭部)

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在地

川崎市川崎区殿町3-25-25

川崎市建設緑政局広域道路整備室羽田連絡道路建設
担当

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市川崎区殿町3丁目及び小島町地内

(2) 使用の部分

川崎市川崎区殿町3丁目地内

同 殿町3丁目地先

川崎市公告第497号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 川崎都市計画道路事業 3・4・29号
殿町羽田空港線
- (2) 同 3・3・1号
国道409号線（関連外郭部）

2 縦覧場所

- (1) 川崎市川崎区殿町3-25-25
川崎市建設緑政局広域道路整備室羽田連絡道路建設担当
- (2) 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパークビル20階
川崎市建設緑政局広域道路整備室

川崎市公告第498号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 多摩区役所生田出張所で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所 多摩区役所生田出張所（川崎市多摩区生田7-16-1）
- (3) 履行期限 令和3年5月15日から令和4年3月31日まで
- (5) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結調達見込数量 約86,340キロワット時

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書

の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先
〒214-0039 川崎市多摩区栗谷3-31-10
多摩区役所生田出張所
電 話 044-712-3109
F A X 044-951-9101
電子メール 7likuta@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年3月30日（火）から令和3年4月6日（火）までの午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

(3) 提出方法

持参に限ります。

(4) その他

仕様書及び質問書等を添付した入札説明書は、上記3(1)の場所において、無償で交付します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3年4月8日（木）午後5時までに川崎市製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿へ登載した際に登録したメールアドレスに、確認通知書を送付します。

なお、委任先メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年4月8日（木）から令和3年4月13日（火）午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。
電子メール 7likuta@city.kawasaki.jp
F A X 044-951-9101

(5) 回答方法

令和3年4月15日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子

メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札金額は予定使用電力量に対する総価(税抜)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

イ その他、入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

令和3年4月20日(金)午前10時

イ 入札開札の場所

川崎市多摩区栗谷3-31-10

多摩区役所生田出張所2階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」及び3(1)の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告第499号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 宮前区役所道路公園センタートイレ改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号
	履行期限 契約の日から令和3年9月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評価値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月7日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	苅宿小学校ほか2校トイレ改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区苅宿25番1号ほか2校
	履行期限	契約の日から令和4年3月25日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 犬蔵小学校ほか1校トイレ改修その他その2工事
	履行場所 川崎市宮前区犬蔵1丁目3番1号ほか1校
	履行期限 契約の日から令和3年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	中央支援学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目7番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月11日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年5月14日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	日本民家園旧太田家住宅耐震補強その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枅形7丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成17年4月1日以降に有すること。 国又は都道府県指定重要文化財建造物（木造）の改修又は補修工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年5月14日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	今井中学校冷暖房その他設備改修その2工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井仲町7番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年1月21日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 大島小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浜町1丁目5番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月14日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、令和3・4年度の業者登録情報において、特定建設業許可の登録が未登録でこの入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書、紙入札方式参加届出書及び下記「7 入札参加申込を行う時に必要な書類」に記載の書類を「入札公表詳細」の申請申込提出場所に、申請申込締切日午後5時までに持参してください(持参については、市役所開庁時間に限る。)</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 塚越中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区塚越1丁目60番地
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月18日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、令和3・4年度の業者登録情報において、特定建設業許可の登録が未登録でこの入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書、紙入札方式参加届出書及び下記「7 入札参加申込を行う時に必要な書類」に記載の書類を「入札公表詳細」の申請申込提出場所に、申請申込締切日午後5時までに持参してください(持参については、市役所開庁時間に限る。)</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区役所市民ホール天井改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>

参加資格	<p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	川崎市役所第3庁舎市民ホール天井改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区東田町5番地4
	履行期限	契約の日から令和4年2月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月14日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 宮前区役所天井改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
	履行期限 契約の日から令和3年12月28日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年5月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第500号

地域環境管理計画の変更について

地域環境管理計画を令和3年3月31日付けで変更しましたので、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例48号）第6条第4項及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

(次のとおり 略)

川崎市公告第501号

環境影響評価等技術指針の変更について

環境影響評価等技術指針を令和3年3月31日付けで変更しましたので、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例48号）第7条第4項及び川崎市環境影

響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

(次のとおり 略)

川崎市公告第502号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年3月23日	特定非営利活動法人 劇団バンブー	竹村 正之	川崎市多摩区中野島 4丁目4番36号 ルミエール 302	この法人は、児童劇文化及びマスクプレイ（等身大人形劇）文化に関心を持つすべての人々に対して、児童劇及びマスクプレイの公演や企画・製作を行うとともに、これらの活動のために必要な人材を育成し、また、これらの活動をより展開させるために他団体との協力活動に関する事業を行うことで、児童劇文化及びマスクプレイ文化の存続と発展、向上に寄与することを目的とする。

川崎市公告第503号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次の

のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年2月16日	特定非営利活動法人 楽	柴田 範子	川崎市幸区南加瀬5丁目 32番8号	この法人は、認知症高齢者等に対し、各人の特性や症状にあったサービスや方法をもってそのケアを行い、ならびにその家族や地域の市民に対してもケアに関する知識の普及や相談等の支援を行う。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行う。 更に、ケアに携わる介護職員等（福祉施設職員や訪問介護員）やその他専門職員に対して、よりよいケアの実現のための専門知識・技術等の習得や研鑽に向けた研修会や講習会を開催し、その研究を行う。それらの実践、活動を通し、福祉並びに生活環境の向上を図ることにより、もって社会基盤の確立に寄与することを目的とする。

川崎市公告第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・18号 菅早野線

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在

(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

(2) 川崎市麻生区古沢120番地

川崎市建設緑政局道路河川整備部

北部都市基盤整備事務所

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市麻生区白山1丁目、王禅寺東4丁目、
王禅寺西7丁目及び下麻生2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

川崎市公告第505号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の
規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたの
で、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・4・18号 菅早野線

2 縦覧場所

(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

(2) 川崎市麻生区古沢120番地

川崎市建設緑政局道路河川整備部

北部都市基盤整備事務所

川崎市公告第506号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の
規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の
規定により次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・3・10号 宮内新横浜線
同 3・4・3号 鹿島田菅線
(関連外郭部)

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在

(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

(2) 川崎市中原区下小田中2-9-1

川崎市建設緑政局道路河川整備部

南部都市基盤整備事務所

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市中原区宮内1丁目及び宮内2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

川崎市公告第507号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の
規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたの
で、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・3・10号 宮内新横浜線
同 3・4・3号 鹿島田菅線
(関連外郭部)

2 縦覧場所

(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

(2) 川崎市中原区下小田中2-9-1

川崎市建設緑政局道路河川整備部

南部都市基盤整備事務所

川崎市公告第508号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の
規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の
規定により次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業 3・5・14号 野川柿生線

2 施行者の名称

川崎市

3 事務所の所在

(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

(2) 川崎市中原区下小田中2-9-1

川崎市建設緑政局道路河川整備部

南部都市基盤整備事務所

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市高津区久本1丁目、久本2丁目並びに末長
2丁目、末長3丁目地内

(2) 使用の部分

なし

川崎市公告第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・14号 野川柿生線

2 縦覧場所

- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リバービル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部
南部都市基盤整備事務所

川崎市公告第510号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
さくらがわ 桜川緑地	川崎区 桜本1丁目2	別図	462	休養施設 ほか
ふるいちば 古市場緑地	幸区古市場 1丁目49-1	別図	670	修景施設 ほか
まるこぼし 丸子橋公園	中原区丸子通 1丁目408-32	別図	459	修景施設 ほか
ちとせ 千年くすのき公園	高津区千年 1227-4	別図	452	遊戯施設 ほか
なごいっちようめ 長尾1丁目公園	多摩区 長尾1丁目12	別図	1005	休養施設 ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第511号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	変更面積 (㎡)	変更後面積 (㎡)
1	いくたりよくち 生田緑地	多摩区東生田3丁目9479-3ほか	別図	1,762	1,175,984
2	おうぜんじひよしやとくべつりよくちほ ぜん ちく 王禅寺日吉谷特別緑地保全地区	麻生区王禅寺809-2ほか	別図	2,698	8,039
3	くろかわみょうつぼりよくち 黒川明坪緑地	麻生区黒川2043-6ほか	別図	41	3,174
4	みなみのがわとくべつりよくちほ ぜん ちく 南野川特別緑地保全地区	宮前区野川2814-1	別図	582	9,598
5	いけがむしんまちなみりよくどう 池上新町南緑道	川崎区池上新町3-4	別図	681	4,175

(別紙省略)

川崎市公告第512号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ルフロン
川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更した事項

(変更前)

名 称	代表者	住 所
株式会社ヨドバシカメラ	代表取締役 藤沢 昭和	東京都新宿区新宿 5-3-1
ダイヤ通商株式会社	代表取締役 阿部 匡	東京都豊島区巢鴨 一丁目11番1号

他計30社

(変更後)

名称	代表者	住所
株式会社ヨドバシカメラ	代表取締役 藤沢 和則	東京都新宿区新宿 5-3-1
ダイヤ通商株式会社	代表取締役 井沢 宅蔵	東京都豊島区巢鴨 一丁目11番1号

他計29社

4 変更の年月日

令和2年7月1日 他

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

6 届出の年月日

令和3年3月30日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和3年3月31日から令和3年7月31日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和3年7月31日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第513号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市川崎区宮本町1番地
住所・氏名	川崎市長 福田 紀彦
道路位置の地名・地番	川崎市麻生区東百合丘四丁目7292番1、7295番37、7295番40、7295番48、7295番49、7295番50、7295番51、7307番3、7307番4、7308番2、7308番3、水路、道の各一部 別図省略

幅員	4.00メートル	延長	36.69メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第617号		廃止 年月日	令和3年 3月31日

公告(調達)

川崎市公告(調達)第187号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 重金属安定剤 約220トン
- (2) 重曹(微粉重曹) 約520トン
- (3) アンモニア水 約640トン

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

- (1) 重金属安定剤 令和3年3月18日
- (2) 重曹(微粉重曹) 令和3年3月12日
- (3) アンモニア水 令和3年3月12日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 重金属安定剤
大成クリーン 株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号
- (2) 重曹(微粉重曹)
アイ・ケミカル 株式会社
代表取締役 平野 清文
神奈川県高座郡寒川町大曲1丁目9番40号
- (3) アンモニア水
株式会社 ホンダ
代表取締役 本田 啓子
川崎市川崎区池田1-13-8

5 落札金額(税抜き単価)

- (1) 重金属安定剤 金163,000円
- (2) 重曹(微粉重曹) 金74,500円
- (3) アンモニア水 金69,800円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 重金属安定剤 一般競争入札

- (2) 重曹(微粉重曹) 一般競争入札
- (3) アンモニア水 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 - (1) 重金属安定剤 令和3年1月12日
 - (2) 重曹(微粉重曹) 令和3年1月25日
 - (3) アンモニア水 令和3年1月25日

川崎市公告(調達)第188号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
かわさき市政だより1日号 約9,360,000部
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
かわさき市政だより1日号 令和3年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日印刷 株式会社
代表取締役 武田 芳明
東京都江東区越中島二丁目一番三十号
- 5 落札金額
(1部あたりの単価、消費税及び地方消費税を除く。)
3円94銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年2月10日

川崎市公告(調達)第189号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
テレワーク専用端末 1,030台
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 辻 貴夫
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
76,449,690円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年12月10日

川崎市公告(調達)第190号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
生活保護受給者等健診の実施に伴う受診券等作成、封入封緘及び発送業務委託
 - (2) 履行場所
健康増進課指定場所
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和3年8月31日
 - (4) 業務内容
仕様書のとおり
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達内容について確実に履行することができること。
 - (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数2万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電話 044 (200) 2462

FAX 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「(「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

- ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和3年4月20日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年4月21日(水)から令和3年4月23日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFA

Xで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月27日(火)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和3年5月7日(金)午後2時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限

及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第191号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和2年度国民健康保険システム下期改修等業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和3年2月26日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 辻 貴夫

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

33,083,160円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第192号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回 4台

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回 4台

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回 3台

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入 5台

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入 8台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課 川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回 令和3年3月26日

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回 令和3年3月26日

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回 令和3年3月26日

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入 令和3年3月26日

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入 令和3年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回

株式会社 モリタエコノス 神奈川支店
支店長 高田 典尚
横浜市鶴見区大黒町9番6号

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回

神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回

神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入

新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部
本部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入

新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部
本部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号

5 落札金額(税抜き単価)

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回 金49,844,336円

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回 金49,556,336円

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回 金37,167,252円

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入 金38,000,000円

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入 金48,160,000円

6 契約の相手方を決定した手続

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回 一般競争入札

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回 一般競争入札

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回 一般競争入札

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入 一般競争入札

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入 一般競争入札

7 入札の公告を行った日

(1) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回 令和3年2月10日

(2) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回 令和3年2月10日

(3) 令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第6回 令和3年2月10日

(4) 令和3年度 大型ごみ中継コンテナの購入 令和3年2月10日

(5) 令和3年度 鉄道輸送用焼却灰コンテナの購入 令和3年2月10日

川崎市公告(調達)第193号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 区役所出張所ほか事業所電話交換機賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬1-7-17
日吉出張所ほか11か所

(3) 賃貸借期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(4) 調達物品の概要 区役所出張所ほかの電話交換設備に関する機器の賃貸借及び保守契約を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、「A」の等級に格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年4月21日(水)までに行うこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、同等の賃貸借に関する類似の契約を締結

し、これらをすべて誠実に履行していること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等契約内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当

電 話 044-200-3555 (直通)

F A X 044-200-3749

E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から4月21日(水)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

調達仕様の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年5月7日(金) 午後5時00分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年4月12日(月)から5月13日(木)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。

(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3749

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年5月20日(木)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は税抜きで総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参、または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入札書を入れ封印し、必ず書留郵便により送付し

てください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年5月24日（月）
午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎4階
庁舎管理課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参、又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和3年5月21日（金）必着とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その

損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 調達仕様の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be leased :
Lease of the telephone switchboard of Kawasaki City Office.

(2) Time-limit for tender:
11:00 A.M. May 24, 2021

(3) Time-limit for tender by mail:
May 21, 2021

(4) Point of Contact for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
City Hall Management Section
General Administration Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki City, Kanagawa, 210-0005, JAPAN
Tel: 044-200-3555

川崎市公告（調達）第194号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和3年4月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名
がん検診に係る受診勧奨はがきの作成及び発送業務委託

(2) 履行場所
健康増進課指定場所

(3) 履行期間
契約締結日から令和3年11月30日

(4) 業務内容
仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数20万件以上)をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレスを参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

イ 実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込

書等を提出した者に令和3年4月20日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年4月20日(火)から令和3年4月26日(月)午後5時15分まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参(土曜及び日曜を除く)、FAX又は電子メールで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月28日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和3年5月10日(月)午前11時00分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無
効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限
及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類
(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入
札参加資格確認通知書」の提示を求める場合があり
ますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行いま
す。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加
者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係
規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条
例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得
の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、
日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第195号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

がん検診に係る封書の作成、封入封緘及び発送業

務委託

(2) 履行場所

健康増進課指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年11月30日

(4) 業務内容

仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者
委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その
他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができ
ること。

(5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と
種類及び規模(処理件数20万件以上)をほぼ同じく
する契約を1回以上にわたって締結し、これらを誠
実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参
加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信
する場合は必ず開封確認メッセージを要求してくだ
さい。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、イ
ンターネットからダウンロードすることができます
(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄
の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報
かわさき」のアドレスを参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日
(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時か
ら午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

イ 実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和3年4月20日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年4月20日(火)から令和3年4月26日(月)午後5時15分まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(土曜及び日曜を除く)、FAX又は電子メールで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月28日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和3年5月10日(月)午後1時15分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の

代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。ただし、入札後に入札金額の内訳(仕様書別紙1~2にかかる費用の内訳)を求めますので、予め準備してください。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

- (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第196号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度ぜん息児運動教室事業運動指導業務委託
- (2) 履行場所 川崎市総合自治会館ほか健康福祉局保健所環境保健課が指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年9月30日まで
- (4) 業務内容 仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「イベント」又は業種「その他」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間にぜん息児童へのスポーツ指導業務の経験・実績があること。
- (5) 指導員のうち、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有者を1名以上含むこと。

3 入札説明書の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館8階
健康福祉局保健所環境保健課
ぜん息児運動教室事業担当
電話 044(200)2435

Fax 044(200)3937

Email 40kankyo@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください)

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で、3(2)の期間に配布します。

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日(金)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で、3(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書の差し替え又は再提出はできません。

ウ 競争参加申込書に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書を提出した者に令和3年4月19日(月)までに、Eメール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間及び方法

仕様に関する質問がある場合は、土・日及び休日を除く令和3年4月12日(月)から4月21日(水)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、別紙「令和3年度ぜん息児運動教室事業運動指導業務委託に係る質問書」を使用し、電子メールにより提出してください。質問する際には、電子メールの件名は「【問合せ】令和3年度ぜん息児運動教室事業運動指導業務委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、全入札参加者に対し、令和3年4月22日(木)に電子メールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続き等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年4月27日(火)午後1時30分

場所 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階会議室12D

(2) 入札の方法・金額等

所定の入札書により入札してください。

代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

入札は、総価で行います。

入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求め場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

- (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例14号)、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第197号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度あおぞらウェルネス事業指導業務委託
- (2) 履行場所 川崎市青少年の家ほか健康福祉局保健所環境保健課が指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務内容 仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、「令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「イベント」又は業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、宿泊事業及びぜん息児への指導事業に携わる等類似の契約履行実績があること。
- (5) 指導員のうち、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有者を1名以上含むこと。

3 入札説明書の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館8階

健康福祉局保健所環境保健課

あおぞらウェルネス担当

電 話 044 (200) 2435

F a x 044 (200) 3937

Email 40kankyo@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください)

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で、3(2)の期間に配布します。

(2) 配布・提出期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月16日(金)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で、3(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書の差し替え又は再提出はできません。

ウ 競争参加申込書に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書を提出した者に令和3年4月19日(月)までに、Eメール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間及び方法

仕様に関する質問がある場合は、土・日及び休日を除く令和3年4月12日(月)から4月21日(水)

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、別紙「令和3年度あおぞらウェルネス事業指導業務委託に係る質問書」を使用し、電子メールにより提出してください。質問する際には、電子メールの件名は「【問合せ】令和3年度あおぞらウェルネス事業指導業務委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、全入札参加者に対し、令和3年4月22日(木)に電子メールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続き等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年4月27日(火)午後2時30分

場所 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階会議室12D

(2) 入札の方法・金額等

所定の入札書により入札してください。

代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

入札は、総価で行います。

入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入

札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例14号）、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告（調達）第198号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託概要

高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築業務。

詳細は「川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築業務委託 調達仕様書」によります。

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1

項の規定により落札者を決定する入札をいいます。以下同じ。）により行います。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から落札者決定までの期間において、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。

(3) 公告の日から落札者の決定までの期間において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年4月20日（火）までに行うこと。

(5) 公告の日から落札者の決定までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) この委託業務について確実に履行することができること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書」を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

金澤、荒井

電 話：044-200-2651（直通）

F A X：044-200-3926

E-mail：40zaitak@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの受信の確認を電話にて行ってください。）

(2) 配布・提出期間及び受け渡しの日時指定

令和3年4月12日（月）から令和3年4月20日（火）までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします（土、日及び祝日を除く。）。

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市か

ら日時を指定を受けなければなりません。事前連絡がない場合は受理できないことがあるので注意してください。

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書(様式1)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により入札参加資格確認通知書(様式2)を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和3年4月28日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書、仕様書及び「川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築業務委託 技術提案書作成要領」(以下「技術提案書作成要領」といいます。)は、3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付しますが、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市から日時の指定を受けなければなりません。事前連絡がない場合は配布できないことがあるので注意してください。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明書等の目的外利用の禁止

入札説明書等は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(5) 入札説明会

実施しません。

5 仕様等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年4月12日(月)から令和3年5月14日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書(様式3)」により

提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

送付先 40zaitak@city.kawasaki.jp

(5) 回答日

ア 1回目(令和3年4月27日(火)までの受付分)
令和3年5月10日(月)

イ 2回目(令和3年4月28日(水)から令和3年5月14日(金)までの受付分)
令和3年5月20日(木)

(6) 回答方法

上記(5)ア及びイの日に、一般競争入札参加確認申請書を提出した者に文書(電子メール)にて送付します。

(7) その他

(4)及び(6)について、電子メールによりがたい場合は、FAXによります。

FAX 044-200-3926

6 入札参加希望者に求められる義務

本件入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 8(1)の提出書類に本入札に無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

8 入札手続等

(1) 提出をを求める書類

ア 入札書……1部(紙媒体)

(ア)入札は所定の入札書をもって行います。入札書は、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑を押印の上、入札参加資格確認通知書とともに封筒に入れて封印して提出してください。

(イ)入札金額については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって価格点の評価の対象としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額については、落札した場合の落札金額とします。

イ 技術提案書……正本1部(紙媒体)、副本10部(紙媒体及び文字検索可能なPDF形式又はDocuworks形式による電子データ(CD又はDVD))

ウ 入札価格の内訳を記載した参考見積書……1部(紙媒体)

エ システム稼働後の経常経費の参考見積書……1部(紙媒体)
参考見積には、運用・保守及び導入する機器類のリース費用等、想定される全ての経費を計上してください。

オ 各種認証の取得状況を証明する書類等……各1部(紙媒体)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、書留又は簡易書留に限ります。

(3) 提出期間

ア 持参の場合

令和3年4月28日(水)から令和3年5月28日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

なお、令和3年5月28日(金)は、午前8時30分から正午まで

イ 郵送の場合

令和3年5月27日(木) 必着

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)における提案内容の説明(選定委員会の詳細については9のとおり)

ア 実施日

令和3年6月中旬(具体的な日時については、後日各参加者に通知します。)

イ 場所

川崎市役所周辺(具体的な場所については、後日各参加者に通知します。)

ウ 提案内容に関する説明の内容及び方法

(ア) 説明の内容

技術提案書の内容を基に説明を行ってください。

(イ) 説明者

選定委員会における説明者は3名までとします。また、契約締結後、本件委託業務に携わる予定の要員を説明者としてください。

(ウ) 説明時間

技術提案書の内容に関する説明を20分、質疑応答を15分の合計35分程度で実施します。

(エ) 説明に使用する機器

PC、プロジェクタ及びスクリーンは本市が用意しますので、使用する場合は事前に申し出てください。なお、PCについては参加者が所有するものを使用することも可能ですので、その際も事前に申し出てください。

(オ) その他

技術提案内容の説明の際に、社名、提案するシステムの製品名等により審査委員が説明を行う参加者を推測できることのないよう注意してください。

また、説明はできるだけわかりやすい表現とし、システムの専門家以外にも理解できるようにしてください。

エ 技術提案の評価方法

あらかじめ定めた評価基準を基に、選定委員会が項目ごとに数値化して技術提案に関する評価を行います。

(6) 開札

提出された入札書の改札は、選定委員会における提案説明の終了後、選定委員会の会場において行います。開札への立会いは不要です。

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌々開札日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた方は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、場所等を電話により各参加者に連絡します。

(8) 入札結果の通知等

入札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年規則第92号)第11条により川崎市公報において公告するとともに、開札日の翌開札日以降に各参加者宛てに通知します。また、選定結果については、川崎市公式ウェブサイト上で公表します。

9 総合評価の方法に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本件入札は、総合評価一般入札によるものとし、別途定める落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関する点数(技術点)と入札価格の評価による点数(価格点)を合計し、合計点(総合評価点)の最も高い者を落札者と決定します。合計点の最も高い者が複数ある場合は、落札者決定基準に基づいて落札者を決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格を超える入札をした者は落札者となりませんので注意してください。

また、調査基準価格を設けますので、落札者とな

るべき入札参加者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札参加者に照会をすることがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の入札参加者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(2) 落札者の要件

落札者は、その入札価格が、規則第13条の規定により作成された予定価格の範囲内であり、7に該当しない者とします。

(3) 選定委員会の設置

ア 構成

選定委員会は、本市職員3名、学識経験者3名の計6名で構成します。

なお、学識者3名は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づく総合評価審査員も兼ねます。

イ 事務局

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

ウ 審査

選定委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づいて、落札者の決定を行います。

エ 選定委員及び総合評価審査員への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者（入札参加希望者を含む。）が選定委員会の委員と接触することを禁止します。

(4) 選定方法

ア 書面審査

あらかじめ選定委員会委員により、技術提案書の内容の審査を行います。

イ 選定委員会における提案内容の説明

提案内容について、入札参加者からの説明を行っていただきます。説明は技術提案書を基に行うこととし、追加資料の提出は認めません。

(5) 選定結果に関する疑義照会

ア 場所

3(1)に同じ

イ 期間

落札者等の決定に関する通知を受けた日から起算して2開庁日以内

ウ 照会の方法

書面を持参するものとします。

(6) その他

入札参加者は、入札公告、入札説明書、調達仕様

書、落札者決定基準等並びに提出した入札書及び技術提案書の内容について、不明、錯誤等を理由に疑義を申し立てることはできません。

10 入札の無効

(1) 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、一般競争入札参加資格確認通知書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(2) 一般競争入札参加資格確認通知を受けた者であっても、落札者の決定時点において2に記載する競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

11 契約手続き等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と落札者が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ 契約事務の受託者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市公式ウェブサイトの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

12 その他

(1) 本入札説明書及び入札公告に定めもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札心得等の定めるところによります。

(2) 入札参加資格確認通知書等に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(3) 本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 技術提案書類の作成及び提出を含む本件入札参加に要する経費は、入札参加者（入札参加希望者を含む。）の負担とします。

(5) 競争入札参加資格審査の申請

本件入札に参加を希望する者で、競争入札参加申込書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、本市公式ウェブサイト内「業者登録システム」(<https://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)

jp/epv/jsp/V0.jsp)より競争入札参加資格審査申請を行い、他所定の必要書類を令和3年4月20日(火)までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本件入札に関する公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示してください。

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命川崎ビル13階
 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
 電話044-200-2097

(6) その他問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

13 Summary

(1) Nature of the required services

Services including Management System for Kawasaki Senior Citizens' Transportation Support Project. Tasks shall include system development, the development and installment of all apparatus, IC media development, printing and delivery, procurement support of apparatus, new system operations and maintenance/preparation, training for staff of bus company, creation of all manuals, general management of entire project, etc.

(2) Date and time of tender:

a Direct Delivery

Friday, May 28th, 2021 by noon.

b Postal Delivery

Must arrive by Thursday, May 27th, 2021

c The language and currency to be used for this tender and contract are limited to the Japanese language and the Japanese Currency, respectively.

(3) For Further Inquiry, Please Contact:

Kawasaki City Health and Welfare Bureau,
 Aging Society Policy Department,
 Elderly At-Home Service Section
 Solid Square West Tower 10F, 580,
 Horikawa-cho, Saiwai-ku, Kawasaki City,
 Kanagawa 212-0013 Japan
 TEL: 044-200-2651
 E-mail: 40zaitak@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第59号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2 年度	市民税・県 民税(普通 徴収)	2月随 時分	令和3年3月31 日(2月随時分)	計20件
令和2 年 度 (平成 31年度 課税分)	市民税・県 民税(普通 徴収)	2月随 時分	令和3年3月31 日(2月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第60号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第61号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第62号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第63号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第64号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税(普通徴収)	第4期分	令和3年3月26日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第65号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第66号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第67号

市税過誤納金等充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第68号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第69号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第70号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第71号

市税過誤納金等還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第72号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第73号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月26日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第74号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月29日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第1号

庁中一般

各 かい

川崎市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、川崎市訓令で定める申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印について、その特例を定めるものとする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち市長が別に定めるものについては、当該申請書等について定める川崎市訓令の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

(帳票の調製及び使用の特例)

第3条 前条の規定を適用する場合には、申請書等について定める川崎市訓令の規定にかかわらず、必

要に応じ、押印に関する部分を削除し、又は訂正して帳票を調製し、使用することができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市訓令第2号

庁中一般
各 かい

川崎市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(川崎市事務決裁規程の一部改正)

第1条 川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「の長、」の次に「保健所副所長、」を加える。

第9条第4項中「所管課長」の次に「(保健所長が不在の場合にあっては、保健所副所長)」を加える。

(川崎市事業所等事務決裁規程の一部改正)

第2条 川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び岡本太郎美術館の副館長」を「、岡本太郎美術館の副館長並びに総合リハビリテーション推進センター、川崎港管理センター及び児童相談所(こども家庭センターを除く。)の副所長」に改め、同条第3号中「及び副所長」の次に「(前号に該当するものを除く。)」を加える。

第5条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総合リハビリテーション推進センター及び児童相談所(こども家庭センターを除く。以下この項において同じ。)における所長専決事項に係る事案の代決については、前項の規定にかかわらず、総合リハビリテーション推進センター所長又は児童相談所長が不在の場合には、それぞれ副所長がその事案を代決するものとする。

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

第3条 川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号サ中「結婚休暇」を「結婚等休暇」に改め、同号チ中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号ニ中「男性職員」を「職員」に改める。

別表総務企画局の項中「公文書館」を「東京事務所」に、「東京事務所」を「公文書館」に、「館長」を「副所長」に、「副所長」を「館長」に改め、同表環境局

の項中

「 環境総合研究所の課	課長
----------------	----

を

「 環境総合研究所	庶務を担当する 担当課長
--------------	-----------------

に改め、同表健康福祉局の項中

「 わーくす大島 精神保健福祉センター 障害者更生相談所 障害者センター	所長 所長 所長 所長
--	----------------------

を

「 わーくす大島	所長
-------------	----

に、

「 中央卸売市場食品衛生検査所	所長
--------------------	----

を

「 中央卸売市場食品衛生検査所 総合リハビリテーション推進 センターの課 地域支援室	所長 課長 室長
--	----------------

に改める。

(川崎市公有地総合調整会議規程の一部改正)

第4条 川崎市公有地総合調整会議規程(平成10年川崎市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「財政局長」を「総務企画局長」に改める。

第9条中「財政局」を「総務企画局」に改める。

(川崎市請負工事監督規程の一部改正)

第5条 川崎市請負工事監督規程(昭和43年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「区役所」の次に「及び教育委員会事務局」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市訓令第3号

庁中一般
各 かい

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一

部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表総務企画局の部中

「

危機管理室	危機管理室に勤務する短時間勤務職員	28時間30分（室長）	交替勤務 (1) 8：30～19：00 (2) 8：30～翌日の8：45 (3) 16：45～翌日の8：45 (4) 18：45～翌日の8：45	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において5時間15分 (3) 勤務時間の途中において6時間30分 (4) 勤務時間の途中において4時間30分	4週間を通じ8日以上
-------	-------------------	-------------	--	---	------------

」

を

「

共済課	年金業務に従事する職員	38時間45分（共済課長）	8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
危機管理室	危機管理室に勤務する短時間勤務職員	28時間30分（室長）	交替勤務 (1) 8：30～19：00 (2) 8：30～翌日の8：30 (3) 16：45～翌日の8：30 (4) 19：00～翌日の8：30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において5時間 (3) 勤務時間の途中において6時間15分 (4) 勤務時間の途中において4時間	4週間を通じ8日以上

」

に改め、同表経済労働局の部都市農業振興センターの款の次に次のように加える。

公営事業部	公営事業部に勤務する職員	38時間45分（公営事業部長）	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 (1) 8：45～17：30 (2) 12：45～21：30 (3) 15：15～24：00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
-------	--------------	-----------------	--	----------------	----------

別表健康福祉局の部障害保健福祉部の款を削り、同部保健所の款の次に次のように加える。

総合こ ろの健 康課 の推 進セ ンタ ー	精神科救急調 整業務に従事 する職員	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:30～16:15 (2) 12:15～21:00	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務勤務時間の 途中において1時間	日曜日及び土 曜日
---	--------------------------	-------------	---	---	--------------

別表こども未来局の部運営管理課の款及び保育事業部の款を次のように改める。

運 営 管 理 課	保 育 園	保育園に勤務す る職員(園長、 栄養士、看護 師、調理業務に 従事する職員及 び用務に従事す る職員を除く。)	38時間45分(運営管理 課長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 6:50～15:35 (2) 7:00～15:45 (3) 7:15～16:00 (4) 7:30～16:15 (5) 7:45～16:30 (6) 8:00～16:45 (7) 8:15～17:00 (8) 8:45～17:30 (9) 9:00～17:45 (10) 9:15～18:00 (11) 9:30～18:15 (12) 9:45～18:30 (13) 10:00～18:45 (14) 10:15～19:00 (15) 10:30～19:15 (16) 10:45～19:30 (17) 11:00～19:45 (18) 11:15～20:00 (19) 11:25～20:10	勤務時間の途中におい て1時間	日曜日及び4週 間を通じ4日
		園長、栄養士、 調理業務に従事 する職員及び用 務に従事する職 員	38時間45分(運営管理 課長)	8:30～17:15	勤務時間の途中におい て1時間	日曜日及び4週 間を通じ4日

	看護師	38時間45分(運営管理課長)	1 日勤 8 : 30 ~ 17 : 15 2 変則勤務 (1) 7 : 30 ~ 16 : 15 (2) 7 : 45 ~ 16 : 30 (3) 8 : 00 ~ 16 : 45 (4) 8 : 15 ~ 17 : 00 (5) 8 : 45 ~ 17 : 30 (6) 9 : 00 ~ 17 : 45 (7) 9 : 15 ~ 18 : 00 (8) 9 : 30 ~ 18 : 15 (9) 9 : 45 ~ 18 : 30	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
保 育 事 業 部	保育園に勤務する職員(園長、一時預かり事業子の業務に従事する職員、栄養士、看護師、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 日勤 8 : 30 ~ 17 : 15 2 変則勤務 (1) 6 : 50 ~ 15 : 35 (2) 7 : 00 ~ 15 : 45 (3) 7 : 15 ~ 16 : 00 (4) 7 : 30 ~ 16 : 15 (5) 7 : 45 ~ 16 : 30 (6) 8 : 00 ~ 16 : 45 (7) 8 : 15 ~ 17 : 00 (8) 8 : 45 ~ 17 : 30 (9) 9 : 00 ~ 17 : 45 (10) 9 : 15 ~ 18 : 00 (11) : 30 ~ 18 : 15 (12) 9 : 45 ~ 18 : 30 (13) 10 : 00 ~ 18 : 45 (14) 10 : 15 ~ 19 : 00 (15) 10 : 30 ~ 19 : 15 (16) 10 : 45 ~ 19 : 30 (17) 11 : 00 ~ 19 : 45 (18) 11 : 15 ~ 20 : 00 (19) 11 : 25 ~ 20 : 10	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
	保育園に勤務する職員(園長、栄養士、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員に限る。)	38時間45分(所長)	8 : 30 ~ 17 : 15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
	保育園に勤務する職員(一時預かり事業の業務に従事する職員及び看護師に限る。)	38時間45分(所長)	8 : 30 ~ 17 : 15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第1号

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式、第8号様式から第12号様式まで、第15号様式及び第16号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第2号

川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市受託給水工事施行規程の一部を改正する規程

川崎市受託給水工事施行規程（平成22年川崎市水道局規程第51号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第4条関係）中

「 | 氏名 | 印 | 」

を

「 | 氏名 | 」

に改め、「押印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市受託給水工事施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和43年川崎市水道局規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項中「庶務課、経営企画課」を「経営戦略・危機管理室」に改める。

別表第3中

庶務課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2
経営企画課	国際事業推進担当 技術職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1				

を

経営戦略・危機管理室	技術職員（国際事業推進担当を除く。）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	国際事業推進担当技術職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1				
庶務課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2

に、

生田浄水場	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1		5-1	1-2

を

生田浄水場	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	

に改める。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式

押印欄

被服貸与申請書

年 月 日

支払コード	
所 属	職 種
職員コード・氏名	
主な業務内容	

申請品名		申請数量	着・足・本・個	
申請理由 該当する理由にチェックして状態(場所・程度)を記入してください。	<input type="checkbox"/> 破損			確認欄
	<input type="checkbox"/> 汚れ			
	<input type="checkbox"/> その他			
サイズ	被服該当者名簿通り 採寸 サイズ表から選択 ()			

申請品名		申請数量	着・足・本・個	
申請理由 該当する理由にチェックして状態(場所・程度)を記入してください。	<input type="checkbox"/> 破損			確認欄
	<input type="checkbox"/> 汚れ			
	<input type="checkbox"/> その他			
サイズ	被服該当者名簿通り 採寸 サイズ表から選択 ()			

申請品名		申請数量	着・足・本・個	
申請理由 該当する理由にチェックして状態(場所・程度)を記入してください。	<input type="checkbox"/> 破損			確認欄
	<input type="checkbox"/> 汚れ			
	<input type="checkbox"/> その他			
サイズ	被服該当者名簿通り 採寸 サイズ表から選択 ()			

申請品名		申請数量	着・足・本・個	
申請理由 該当する理由にチェックして状態(場所・程度)を記入してください。	<input type="checkbox"/> 破損			確認欄
	<input type="checkbox"/> 汚れ			
	<input type="checkbox"/> その他			
サイズ	被服該当者名簿通り 採寸 サイズ表から選択 ()			

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式、第7号様式及び第8号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程の一部を改正する規程

川崎市工業用水道受託給水工事施行規程（平成22年川崎市水道局規程第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第62条に次の1号を加える。

(25) 外国へ送金する金銭及びその手数料

第70条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号を1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 講習、職員研修その他これに類する経費

第83条第2項中「川崎市内の支店については収納当日、市外の支店については」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程の規定は、令和3年度の事業年度から適用し、令和2年度の事業年度については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、工事担当部長が特別の必要があると認めるときは、自らを総括監督員とすることができる。

第9条及び第10条、第13条及び第15条から第23条までの規定中「請負人」を「受注者」に改める。

第24条中「請負人に」を「受注者に」に改める。

第25条及び第26条、第28条、第30条から第32条まで、第34条及び第37条中「請負人」を「受注者」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局委託業務監督規程（平成18年3月31日水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、委託担当部長が特別の必要があると認めるときは、自らを総括監督員とすることができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改

正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「場合には、」の次に「担当理事又は」を加える。

第11条中「総務部長」を「経営戦略・危機管理室長」に改める。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第30号、第32号、第35号、第36号及び第41号中「(経営管理部担当部長(財務担当))」を「(総務部担当部長(財務担当))」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

総務部	庶務課	庶務係
	労務課	
	情報管理課	
経営管理部	経営企画課	
	財務課	
	管財課	管財係 用地係 貯蔵品管理係

を

経営戦略・危機管理室		
総務部	庶務課	庶務係
	労務課	
	情報管理課	
	財務課	
	管財課	管財係 用地係 貯蔵品管理係

に改める。

第2条総務部の事務分掌の前に次の事務分掌を加える。
経営戦略・危機管理室

- (1)上下水道事業の経営戦略及び財政収支に関すること。
- (2)局の諸統計、経営に係る調査研究及び経営分析に関すること。
- (3)局の重要な施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (4)局の重要な課題の統括管理及び総合調整に関すること。
- (5)局の環境施策の統括に関すること。
- (6)資産の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7)局の行財政改革及び働き方・仕事の進め方改革の推進に関すること。
- (8)組織機構、職員定数及び非常勤職員の職の設置に関すること。
- (9)上下水道分野の国際展開及び国際貢献に関すること。
- (10) 局の危機管理の統括及び総合調整に関すること。
- (11) 行政不服審査法に基づく審査庁に関すること。
- (12) 室の庶務に関すること。

第2条庶務課の事務分掌中第1号から第3号を削り、第4号を第1号とし、第5号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

第2条庶務課の事務分掌中第13号を削り、第14号中「統括管理」を「総括管理」に改め、同号を第10号とし、第15号から第20条までを4号ずつ繰り上げる。

第2条庶務課の事務分掌第16号の次に次の2号を加える。

- (17) 情報公開制度の統括に関すること。
- (18) 争訟等の統括に関すること。

第2条庶務課の事務分掌中第21号を第19号とし、第22号から第30号を2号ずつ繰り上げる。

第2条情報管理課の事務分掌を次のように改める。

情報管理課

- (1)情報化推進に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2)情報化施策に係る調整及び評価に関すること。
- (3)情報技術を活用した事務改善に係る指導及び調整に関すること。
- (4)情報化施策に係る予算の調整に関すること。
- (5)情報システム（他の所管に属するものを除く。）に係る調整、管理及び運用に関すること。
- (6)情報セキュリティ対策に係る指導及び調整に関すること。
- (7)課の庶務に関すること。

第2条情報管理課の事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

財務課

- (1)局の予算見積り及び統制に関すること。

- (2)財政報告に関すること。
- (3)財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (4)財政状況の調査及び分析に関すること。
- (5)起債及び国庫補助金の申請等に関すること。
- (6)起債事業の資金調達に関すること。
- (7)起債及び国庫補助金に係る関係省庁との調整に関すること。
- (8)金銭の出納及び保管に関すること。
- (9)有価証券の出納及び保管に関すること。
- (10) 資金の調達及び運用に関すること。
- (11) 企業債の償還及び台帳整理に関すること。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (13) その他企業出納員の事務補助に関すること。
- (14) 財務会計システムの再構築に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

管財課

- (1)工事の請負契約に関すること。
- (2)委託の契約に関すること。
- (3)物件（土地及び建物を除く。）の購入、売却及び修繕契約に関すること。
- (4)物件（土地及び建物を除く。）の賃貸借契約に関すること。
- (5)工事及び委託（工事に関するものに限る。）の検査に関すること。
- (6)工食用材料の検査検収に関すること。
- (7)契約に関する事務の調整に関すること。
- (8)検査に関する事務の調整に関すること。
- (9)工事監査に関すること。

管財係

- (1)固定資産（土地を除く。）の総括に関すること。
- (2)財産の損害保険に関すること。
- (3)庁用電話（専用電話を除く。）に関すること。
- (4)簿外資産（水道メーターを除く。）の総括に関すること。
- (5)公舎使用料に関すること。
- (6)課の庶務に関すること。
- (7)課内他係に属しないこと。

用地係

- (1)土地の総括に関すること。
- (2)用地測量工事（単価契約）の設計、施行手続、監督、検査及び精算に関すること。
- (3)土地及び建物の取得、賃貸借及び処分の契約並びに補償に関すること。
- (4)土地の取得及び処分に伴う登記に関すること。
- (5)その他用地に関すること。

貯蔵品管理係

- (1)物件（土地及び建物を除く。）の検収（工食用

材料の検収を除く。）及び出納保管に関すること。

- (2)物件（土地及び建物を除く。）の補充請求に関すること。
- (3)撤去品及び不用品の受入及び再用に関すること。
- (4)不用品の廃棄処分に関すること。
- (5)その他企業出納員の事務補助に関すること。

第2条経営管理部の事務分掌を削る。

第2条下水道管理課の前の事務分掌を削る。

第2条下水道管理課の事務分掌中第8号を削り、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第11号から第13号までとして次の3号を加える。

- (11) 部の危機管理の総括に関すること。
- (12) 浸水被害への対応に係る調査及び調整に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

第7条第1項中「部に部長」の前に「室に室長、」を加える。

第9条第1号中「所管の部長」の前に「担当理事又は」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第11号

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程（昭和47年水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

電気取扱等業務従事者	労働安全衛生規則第36条
------------	--------------

」

を

「

電気取扱等業務従事者フルハ ーネス型墜落制止用器具	労働安全衛生規則第36条労働 安全衛生規則第36条
------------------------------	------------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。